

令和4年度環境省行政事業レビュー外部有識者会合 議事次第

1. 日 時：令和4年5月16日（月）13：30～15：30
2. 開催方法：WEB会議
3. 議 題
 - (1) 開会
 - (2) 外部有識者紹介
 - (3) 令和4年度行政事業レビュー公開プロセス対象事業の選定について
 - (4) その他
 - (5) 閉会

<配布資料>

- 資料1 公開プロセス外部有識者名簿
- 資料2 令和4年度行政事業レビュー公開プロセス対象候補事業リスト
- 資料3 令和4年度環境省行政事業レビュー公開プロセス対象事業選定シート
- 参考1 令和4年度環境省における公開プロセス関連スケジュール
- 参考2-1 行政事業レビュー実施要領【抜粋】
- 参考2-2 行政事業レビュー実施要領
- 参考3 行政事業レビュー公開プロセス上の留意点について

令和4年度環境省行政事業レビュー公開プロセス

外部有識者名簿

(環境省選定)

氏名	現職
いながき たかし 稲垣 隆司	岐阜薬科大学 名誉教授
おく まみ 奥 真美	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科 教授
こばやし たつお 小林 辰男	公益社団法人日本経済研究センター研究本部 政策研究室長
せき まさお 関 正雄	放送大学 客員教授 損害保険ジャパン株式会社サステナビリティ推進部 シニアアドバイザー
にいみ いくふみ 新美 育文	明治大学 名誉教授

(内閣官房行政改革推進本部事務局選定)

氏名	現職
うえむら としゆき 上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
おおた やすひろ 太田 康広	慶應義塾大学大学院経営管理研究科 教授
さとう もとひろ 佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院 教授

※50音順、敬称略

令和4年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

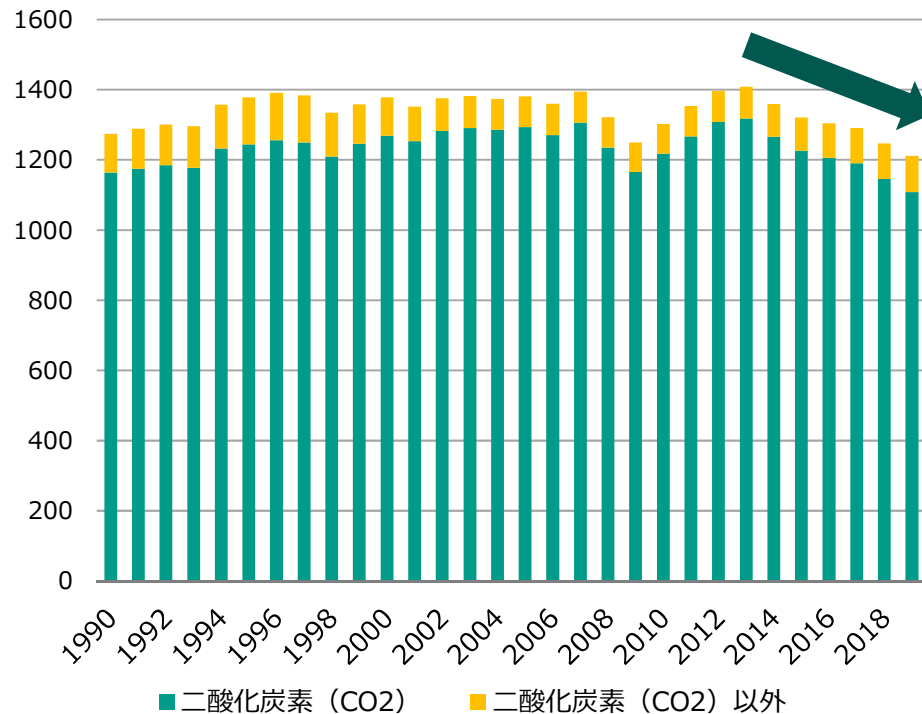
府省名	環境省	公開プロセス開催日			選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
		令和3年度 補正後予算額	令和4年度 当初予算額	6月23日					
事業番号	事業名	令和3年度 補正後予算額	令和4年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄	
0042	脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業	7,300	7,300	ア	国民生活において重要となる食の流通を支えるコールドチェーンに対して省エネ性能の高い自然冷媒機器の導入を支援・加速化し、脱フロン化・低炭素化を進めることが極めて重要であることから、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗における省エネ型自然冷媒機器の導入を補助する。	地球温暖化対策計画における2030年度削減目標の達成のため、フロン冷媒を使用している冷凍冷蔵機器から省CO2型ノンフロン自然冷媒使用機器への転換を支援する本事業は、政策の優先度が高い事業であるため。	○自然冷媒使用機器の導入支援が効果的に実施されているか。 ○今後の導入支援の方向性についてどう考えているのか。	H29～	
0147	土壌汚染対策費	304	305	イ	土壌汚染対策法の着実かつ円滑な施行に向けて、平成29年改正法を踏まえた調査・対策手法等について詳細検討を行い、ガイドライン等を作成するとともに、調査・対策の実施状況等について情報収集・提供等を行う。その他、土壌汚染状況調査の信頼性向上のために国家資格である技術管理者試験の実施等、事業の目的を達するための業務を実施する。	H14から長期にわたって実施している事業であり、事業成果等について検証する必要があるため。	○技術管理者の確保の状況と目標設定等は適切なものとなっているか。 ○調達状況の改善と今後の見通しについてどのように考えているか。	H14～	
0164	小型家電リサイクル推進事業費	149	135	ア	小型家電リサイクル法の施行に当たり、その適切な実施と、令和2年度に改正した基本方針で定める回収目標実現に向けて下記事業を実施するもの。 ・回収を行う市町村や認定事業者に対する取組の支援 ・消費者への制度の周知および回収拡大へ向けた普及啓発	左記の通り、法律の施行および基本方針の実現につなげる事業であり、政策優先度が高いため。	○事業目的の達成に向け、効率的、効果的な事業が実施されているか。 ○取組の支援及び普及啓発は、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するために貢献しているか。	H24～	
0222	鳥獣保護管理強化総合対策事業	712	662	ア	野生鳥獣による生態系、農林水産業、生活環境に係る被害を防止し、鳥獣の保護及び管理に関する諸課題に適切に対応するため、以下の取組を総合的に推進する。 ・鳥獣保護管理の制度検討、捕獲の担い手の確保・育成、特定鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類、カワウ)の調査・検討、広域連携の促進、希少鳥獣(ツル類、ゼニガタアザラシ)の保護・管理 ・国立公園等におけるニホンジカ対策 ・鳥インフルエンザ等の感染症発生時の調査・対策	野生鳥獣による農林水産業や生態系等への被害が各地で顕在化しており、鳥獣管理は社会的な課題となる等、政策の優先度が高い事業であるため。	○事業目的の達成に向けて効果的に事業が実施されているか。 ○生息状況等のデータに基づいた対策が有効に実施されているか。	H24～	
0258	PRTR制度運用・データ活用事業	254	234	イ	化管法に基づく化学物質排出・移動量届出制度(PRTR制度)を適切に運用するため、事業者が同法に基づいてPRTRデータを把握・届出することを支援するマニュアル等や、届出されたデータの集計・公表を行うシステムの整備・改良等を行う。また、同法の対象となる化学物質の見直しに向けた科学的知見の収集や、同法に基づき国が実施する非点源排出源(家庭、自動車等)からの環境中への排出量の推計・公表、化学物質の排出削減に係る事業者の取組事例の収集・公表などを行う。	H11から長期にわたって実施している事業であり、事業成果等について検証する必要があるため。	○事業者による化学物質の自主的な管理がどのように実施されているかは把握できているのか。もしできていない場合、把握するための制度・体制の見直しが必要ではないか。 ○排出・移動量の推移の傾向はどのようにになっているか。その要因は把握しているか。またその対応策如何。	H11～	
0281	企業行動推進経費	145	132	ア	環境マネジメントシステム、環境報告書等の企業が自ら行う事業活動の把握、公表等の取組を通じ、環境と経済の好循環を実現して企業の事業活動に伴う環境負荷が低減されることを目的とし、以下の業務を実施する。 I 企業経営のグリーン化推進事業 ・環境経営の普及推進事業 ・環境報告の推進活用事業 II 金融のグリーン化推進事業 ①「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」等の活用充実 ②ESG投資等の普及促進 ③環境投融资促進のための市場拡大支援	2050年までのカーボンニュートラル実現に向けて環境・経済・社会の三つの側面に総合的に取り組み、解決を図る必要があるため、政策優先度が高いため。	○事業目的の達成に向けて効率的・効果的に事業が実施されているか。 ○提供・発信している情報が環境経営、ESG金融の促進につながっているか。	H14～	

我が国の温室効果ガス及び代替フロン排出量の推移

- 我が国の**温室効果ガス**は、2030年度までに2013年度比で**46%の削減が必要**。
そのうち、**代替フロンについては**、2030年度までに2013年度比で**55%の削減が必要**。
- 我が国の**温室効果ガス排出量**は2014年度以降**減少**している（左図参照）が、
ガス種別に見ると、**代替フロンのみ増加傾向**にある（右図参照）。

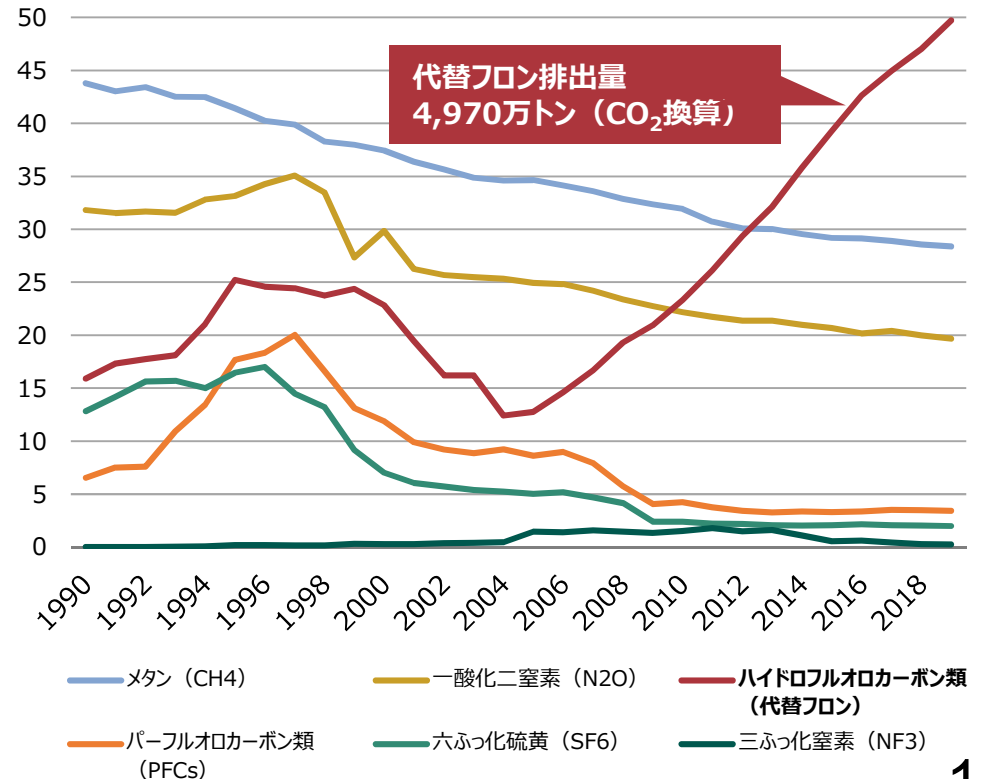
温室効果ガス排出量

[百万トンCO2換算]



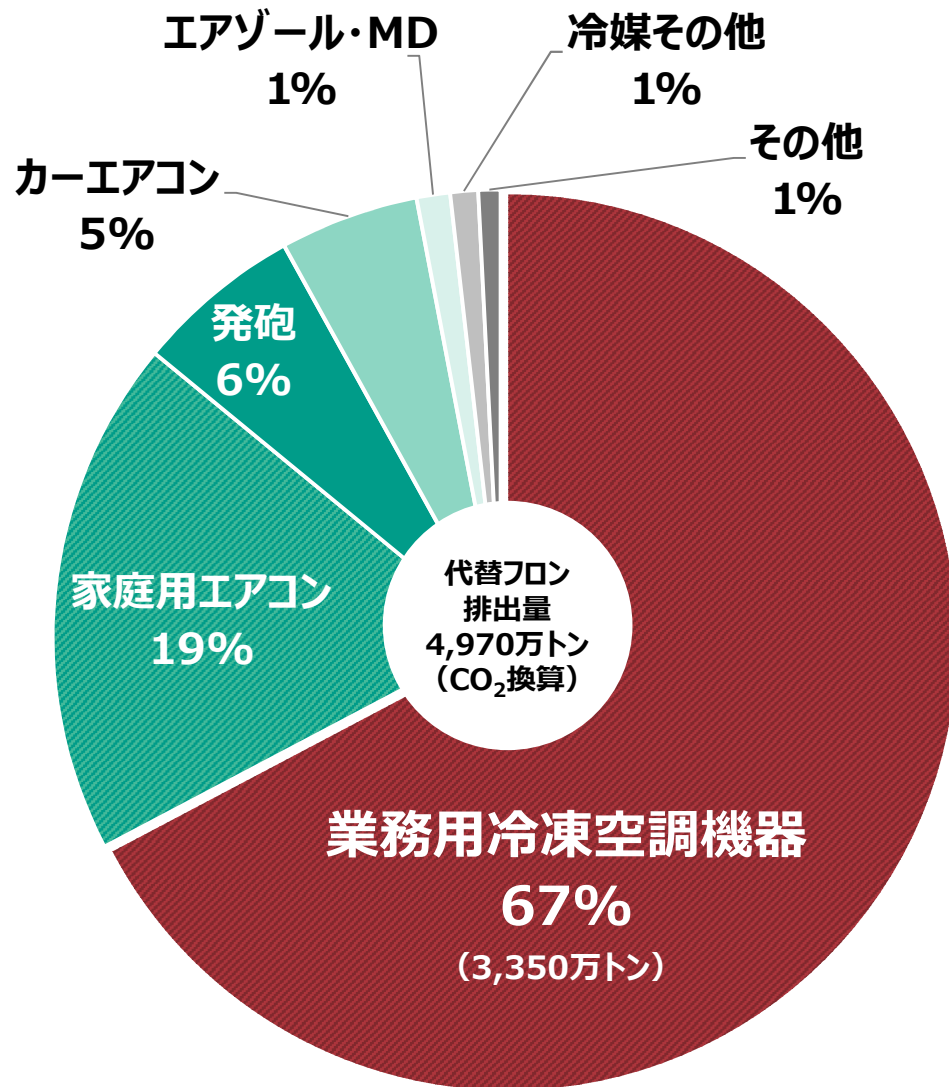
二酸化炭素 (CO₂) 以外

[百万トンCO2換算]



<出典>温室効果ガスインベントリをもとに作成 (2019年度確報値)

代替フロンの排出量の内訳



業務用冷凍冷蔵機器からの
排出量が**約70%**



先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①冷凍冷蔵機器等の冷媒について、特定フロンや代替フロンから自然冷媒への転換が必要。
- ②自然冷媒へ転換し、省エネに取り組む事業者への支援により、コールドチェーンの脱フロン化及び省エネ化を推進。

2. 事業内容

業務用冷凍空調機器の冷媒には、特定フロンや代替フロンが使用されているが、地球温暖化対策計画の目標達成のためには大幅な排出削減が必要。特に、我が国の温室効果ガス全体が削減傾向にある中で代替フロンは唯一増加傾向にあり、削減対策は急務である。

しかし、特定フロンや代替フロンを代替する技術である省エネ型自然冷媒機器の技術については、イニシャルコストが高く現時点で自立的導入には至っていない。

そのため、国民生活において重要となる食の流通を支えるコールドチェーンに対し省エネ性能の高い自然冷媒機器の導入を支援・加速化し、脱フロン化・低炭素化を進めることが極めて重要であることから、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗における省エネ型自然冷媒機器の導入を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成29年度～令和4年度

4. 事業イメージ

【事業スキーム】



省エネ型自然冷媒機器

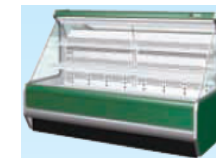
フロン類ではなく、アンモニア、二酸化炭素、空気等、自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍冷蔵機器であって、同等の能力を有するフロン類を冷媒として使用した機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの



<中央方式冷凍冷蔵機器>



<冷凍冷蔵ショーケース>



事業番号 2021 - 環境 - 20 - 0042

令和3年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業 (一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)			担当部局庁	地球環境局		作成責任者		
事業開始年度	平成29年度	事業終了 (予定) 年度	令和4年度	担当課室	地球温暖化対策課 フロン対策室		室長	豊住 朝子	
会計区分	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ホ 特別会計に関する法律施行令第50条第7項第10号、第11号 地球温暖化対策の推進に関する法律第3条第3項			関係する 計画、通知等	地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定) 総合物流施策大綱(令和3年6月閣議決定)				
主要政策・施策	地球温暖化対策			主要経費	エネルギー対策				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	省エネ型自然冷媒機器の導入・普及の拡大を加速化することにより、省エネルギー化による二酸化炭素の排出量を削減すると同時に、温室効果の高いフロン類冷媒の使用合理化を促進し、排出量削減を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	・冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗において省エネ型自然冷媒機器を導入しようとする事業者に対して、当該機器導入の事業費の3分の1以下を補助する。								
実施方法	補助								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	6,500	7,500	7,300	7,300	7,300		
		補正予算	-	300	-	-			
		前年度から繰越し	1,000	45	300	1,883	0		
		翌年度へ繰越し	▲ 45	▲ 300	▲ 1,883	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計		7,455	7,545	5,717	9,183	7,300		
	執行額		7,160	7,031	5,624				
執行率 (%)		96%	93%	98%					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		110%	90%	77%					
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	7,300	7,300						
	計	7,300	7,300						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 4年度	目標最終年度 12年度
	令和12年度に補助事業によるエネルギー起源CO2排出削減量の累計を22,000,000t-CO2まで引き上げる	補助事業によるCO2排出削減量	成果実績	t-CO2	275,124	220,790	192,456	-	-
			目標値	t-CO2	192,400	368,500	204,500	1,479,500	22,000,000
			達成度	%	143	60	94	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	エネルギー対策特別会計補助事業検証・評価委託業務(脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金「脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業」審査基準、脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業報告書								

横断的な施策に係る成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	分類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標最終年度	
								4年度	12年度	
地球温暖化対策関係	1t-CO2当たりの削減コストを令和4年度までに初年度(平成29年度)実績値と比べて30%程度削減する。	1t-CO2当たりの削減コスト	成果実績	円/t-CO2	8,700	6,600	6,900	-	-	
				円/t-CO2	8,700	6,500	6,100	5,200	5,200	
				%	100	98	88	-	-	
	算出方法	本事業の実施によって、エネルギー起源CO2及び冷媒フロン類の排出量が削減される。(全業種に波及したと想定)	執行額/削減効果(波及効果含む)	直接効果	円/t-CO2	8,500	6,400	6,800	-	-
					円/t-CO2	8,700	6,500	6,100	5,200	5,200
					%	102	102	90	-	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込	
	補助事業実施件数	活動実績	施設	253	286	241	-	-		
		当初見込み	施設	206	299	335	418	418		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	執行額(事務費除く)/補助事業件数	単位当たりコスト	百万円/件	28	24	23	22			
		計算式	百万円/件	7,090/253	6,798/286	5598/241	9053/418			
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	-								
	施策	1. 地球温暖化対策の推進								
	測定指標	定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標年度
		エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	実績値	万t-CO2/年	106,500	102,900	-	-	-	-
			目標値	万t-CO2/年	-	-	-	-	92,700	
		定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標年度
		代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算トン)	実績値	万t-CO2/年	5,280	5,610	-	-	-	-
			目標値	万t-CO2/年	4,366	4,460	4,560	4,560	2,890	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	温室効果ガス排出量を削減することにより、地球温暖化の防止に資する。									
新経済・財政再生計画改革工程表	取組事項	分野:	-							
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時	2年度	3年度	中間目標	目標最終年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	-		
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係										

事業所管部局による点検・改善				
	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	フロン類は強力な温室効果ガスであり、実効性かつ即効性のある温室効果ガス排出抑制対策技術の導入普及が不可欠であることから、ニーズに合った事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	フロン類は強力な温室効果ガスであり、実効性かつ即効性のある温室効果ガス排出抑制対策技術の導入普及が不可欠である。こと、現時点においては従来型装置との価格差が大きいため導入が進んでいないことから、国が率先して行うべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	フロン類は強力な温室効果ガスであり、実効性かつ即効性のある温室効果ガス排出抑制対策技術の導入普及が不可欠であることから、優先して行うべき事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○		
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	補助対象事業者の選定に当たっては公募を行い、費用対効果等を総合的に勘案して選定している。	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	補助事業については、補助率を1/3以下としており、受益者も相応の負担を求めている。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	今後拡大が期待される先進技術を導入するためのコストとしては妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	間接補助事業において必要な項目に限定するなど合理的な内容となっている。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	補助事業については、交付決定時及び支出時において見積及び支出経費を精査することで、支出合理性を確保し、費目・使途を必要なものに限定している。委託事業についても、調査検討方法の確認を行い、効果的な事業実施に努めている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	新型コロナウイルス感染症の影響による投資の見直し・見送りがあつたと見られ、繰越しは妥当である。		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	委託先の選定に当たっては一般競争入札により選定しており、また委託先からの再委託に関しては合理的理由のある必要最低限のものとし、公正かつ効率的に実施している。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果目標を概ね達成しており、引き続き効率的・効果的な執行に努める。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本補助事業は、技術的な知見を豊富に有する団体を介した間接補助事業であり、迅速な事務処理や事業者との調整等が可能となっているため、直接執行よりも効果的・低コストで実施できる。委託事業についても、最低限必要な調査費であり、効果的かつ低コストで実施する。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	事業の繰越しを行うことで、見込みに見合った実績を達成できるレベルとなっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	十分活用され、低炭素化が図られている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	環境省は、省エネ型自然冷媒機器の導入促進に向けた補助事業を実施し、経済産業省は、省エネ・低温室効果型次世代冷媒及びそれに対応する冷凍空調機器の技術開発をし、適切な役割分担を行っている。	
	所管府省名	事業番号		事業名
	経済産業省			省エネ化・低温室効果を達成できる次世代冷媒・冷凍空調技術及び評価手法の開発事業
点検・改善結果	点検結果	令和2年度は執行団体を通じて、令和元年度補正予算及び令和2年度予算の事業として、241件の補助事業を実施。新型コロナウイルス感染症の影響による投資の見直し・見送りがあつたと見られ、一部事業費については令和3年度に繰越しのうえ実施している。事業の採択にあたっては、CO2削減に係る費用対効果の高い事業を優先的に評価しており、費用効率性の高い優良な事案が採択される仕組みとなっている。委託業務に関しても、適切に入札等を実施し、効率的に予算執行している。		
	改善の方向性	引き続き交付先を厳正な審査で選定するとともに、事業の進捗管理を行うことにより、効率的・効果的に執行する。また、成果目標及び実績については、実態に即した現実的な目標値を設定できるよう、適切に事業の効果分析を行う。		

外部有識者の所見

外部有識者点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

引き続き、交付先を厳正な審査で選定するとともに、事業の進捗管理を行うことにより、効率的・効果的な事業の執行に努めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

引き続き、交付先を厳正な審査で選定するとともに、事業の進捗管理を行うことにより、効率的・効果的な事業の執行に努める。

備考

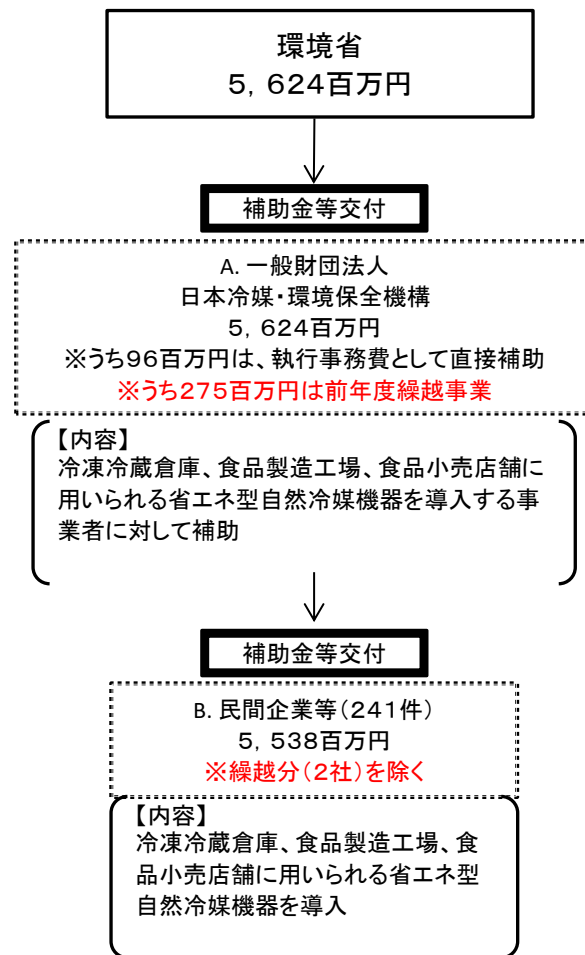
○総合物流施策大綱(令和3年6月15日閣議決定)について、最新の情報に更新。

関連する過去のレビューシート of 事業番号

平成22年度				
平成23年度				
平成24年度				
平成25年度				
平成26年度				
平成27年度				
平成28年度	新29-0007			
平成29年度	新29-0007			
平成30年度	0069			
令和元年度	総務省 - 0054			
令和2年度				

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかにつ
いて補足する)
(単位: 百万円)





土壌汚染対策法等の着実な実施を図るため、各種調査事業を実施します。

1. 事業目的

- ① 改正土壌汚染対策法の着実な施行のため、効果的な情報発信や普及啓発等を行う。
- ② 電子管理票の検討を含めた汚染土壌の適正処理の推進など、環境リスクの適切な管理の推進に向けた課題の調査・検討を行う。

2. 事業内容

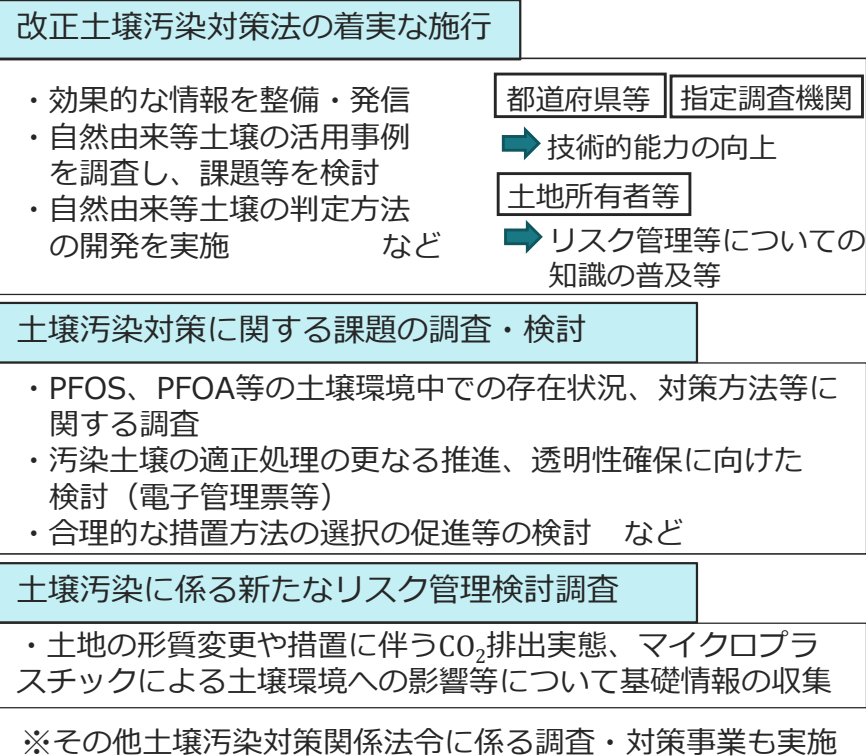
平成31年4月に施行された改正土壌汚染対策法の着実な実施を図るとともに、環境リスクの適切な管理の推進に向けた課題の調査・検討を行う。具体的には以下の調査事業等を実施する。

- ・効果的な情報の整備・発信による普及啓発、技術的能力の向上
- ・電子管理票の検討等の土壌汚染対策に関する課題の調査・検討
- ・自然由来等土壌の活用事例調査・課題検討、自然由来の判定方法の開発
- ・技術管理者試験、技術管理者更新講習の実施
- ・低コスト・低負荷型の土壌汚染調査・対策技術の実証試験・評価
- ・1,4-ジオキサンの調査方法の検討、PFOS、PFOA等に関する調査・対策方法の検討
- ・土壌汚染に係る新たなリスク管理検討調査
- ・その他土壌汚染対策関係法令の着実な実施に向けた検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負先等 民間事業者・団体
- 実施期間 平成14年度～

4. 事業イメージ



土壌汚染に関する適切なリスク管理の推進

令和3年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	土壌汚染対策費			担当部局庁	水・大気環境局		作成責任者		
事業開始年度	平成14年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	土壌環境課		土壌環境課長 高澤 哲也		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	・土壌汚染対策法第3条、第4条、第6条、第58条、第59条、第60条 ・ダイオキシン類対策特別措置法第29条及び第31条 ・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条第1項 ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条			関係する 計画、通知等	-				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	・土壌汚染対策法では、直接摂取や地下水の飲用摂取の経路を通じ人の健康被害が生じるおそれがある有害物質により土壌が汚染されている場合の対策を定めており、この対策を着実かつ円滑に推進するための方策を検討するために本業務を実施する。 ・地方自治体のダイオキシン類土壌汚染対策事業について補助を行い確実に対策を推進するとともに、ダイオキシン類の調査・対策に係る課題について対応策を検討するために本業務を実施する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	・平成29年5月に成立した改正土壌汚染対策法の着実かつ円滑な施行に向けて、改正法を踏まえた調査・対策手法等について詳細検討を行い、ガイドライン等を作成するとともに、調査・対策の実施状況等について情報収集・提供等を行う。また、人の健康被害を生じるリスクの可能性のある物質について土壌環境基準等の見直し等について検討を行う。その他、土壌汚染状況調査の信頼性向上のために国家資格である技術管理者試験の実施、低コスト低負荷な土壌汚染対策の実証試験等、事業の目的を達するための業務を実施する。 ・「公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」等に基づき、土壌汚染が判明した地域における地方自治体のダイオキシン類土壌汚染対策事業に対する補助(国:55%、都道府県等:45%)を実施するとともに、工場・事業場におけるダイオキシン類に係る土壌汚染対策について検討する。								
実施方法	委託・請負、補助								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	314	315	298	304	322		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	314	315	298	304	322		
	執行額		286	283	283	-			
執行率 (%)		91%	90%	95%	-				
当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		91%	90%	95%	-				
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	環境保全調査費	274	291	汚染土壌の運搬等に伴い交付する管理票の電子化に向けた課題の検証を実施することに伴う増。					
	環境保全調査等委託費	26	26						
	土壌汚染対策事業補助金	4	4						
	計	304	322						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 5 年度	目標最終年度 - 年度
	土対法に規定する要措置区域における措置の実施率100%を目指す。	土対法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率(成果実績=指示措置実施区域数/要措置区域数)	成果実績	%	85.6	83	集計中	-	-
			目標値	%	100	100	100	100	-
			達成度	%	85.6	83	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	各年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) https://www.env.go.jp/water/dojo/chosa.html								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 5 年度	目標最終年度 - 年度
	技術管理者数3,000人(国家資格制度導入以前の有資格者数)を目指す。	技術管理者の総数(試験合格者数)	成果実績	人	2,797	2,853	2,917	-	-
			目標値	人	3,000	3,000	3,000	3,000	-
			達成度	%	93.2	95.1	97.2	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	各年度土壌汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務実施報告書(環境省)								

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	成果実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標最終年度	
								5年度	-年度	
	ダイオキシン類土壌汚染対策地域における対策完了率を100%とする。	ダイオキシン類特別措置法において指定された対策地域での対策を実施・完了する。	成果実績	%	100	100	100	-	-	
			目標値	%	100	100	100	100	-	
			達成度	%	100	100	100	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	各年度土壌汚染対策事業補助金(ダイオキシン類土壌汚染対策事業費補助金)に係る事業実績報告書(環境省)									
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度	4年度	
				当初見込み				活動見込	活動見込	
	土壌汚染対策事業における検討事業数(土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法関連)		活動実績	事業数	8	8	8	-	-	
			当初見込み	事業数	8	8	8	8	-	
単位当たり コスト	算出根拠		単位当たり コスト	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	国の実支出額=(技術管理者試験実施経費-試験手数料)/新規技術管理者			円	423,520	851,800	816,231	724,105		
			計算式	左記のとおり	46,587,200/110	47,700,800/56	52,238,800/64	55,756,080/77		
単位当たり コスト	算出根拠		単位当たり コスト	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	国の実支出額=(技術管理者更新講習実施経費-更新手数料)/更新技術管理者			円	37,414	143,643	9,028	23,900		
			計算式	左記のとおり	13,095,000/350	15,082,500/105	9,244,553/1,024	11,950,000/500		
単位当たり コスト	算出根拠		単位当たり コスト	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	国の実支出額=(対象執行額)/土壌汚染防止・対策に係る法令又は関係資料の公布・公表の数			円	10,561,273	38,737,751	10,869,216	-		
			計算式	左記のとおり	168,980,361/16	154,951,003/4	130,430,597/12	-		
政策評価、 新経済・財政再生計画との関係	政策	-								
	施策	3. 大気・水・土壌環境等の保全								
	測定指標	定量的指標		実績値	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標年度
					目標値				-年度	-年度
				-	-	-	-	-	-	
				-	-	-	-	-	-	
	測定指標	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
		土対法第6条に規定する要措置区域における実施措置の実施率(成果実績=実施措置実施区域数/要措置区域数)	100%	-	実施措置実施率を100%とする。					
					施策の進捗状況(実績)					
					実施措置実施区域数は、単年度ベースで計上している一方、措置の実施は複数年度にわたり、指示年度と同一年度に完了しない事例があることを勘案すると、高い実施率になっている。					
測定指標	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(%)	100%	-	ダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域すべてにおいて対策計画に基づく対策が完了している。						
				施策の進捗状況(実績)						
				令和2年度は新たな対策地域の指定及び対策事業の実績はなく、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は100%となっている。						

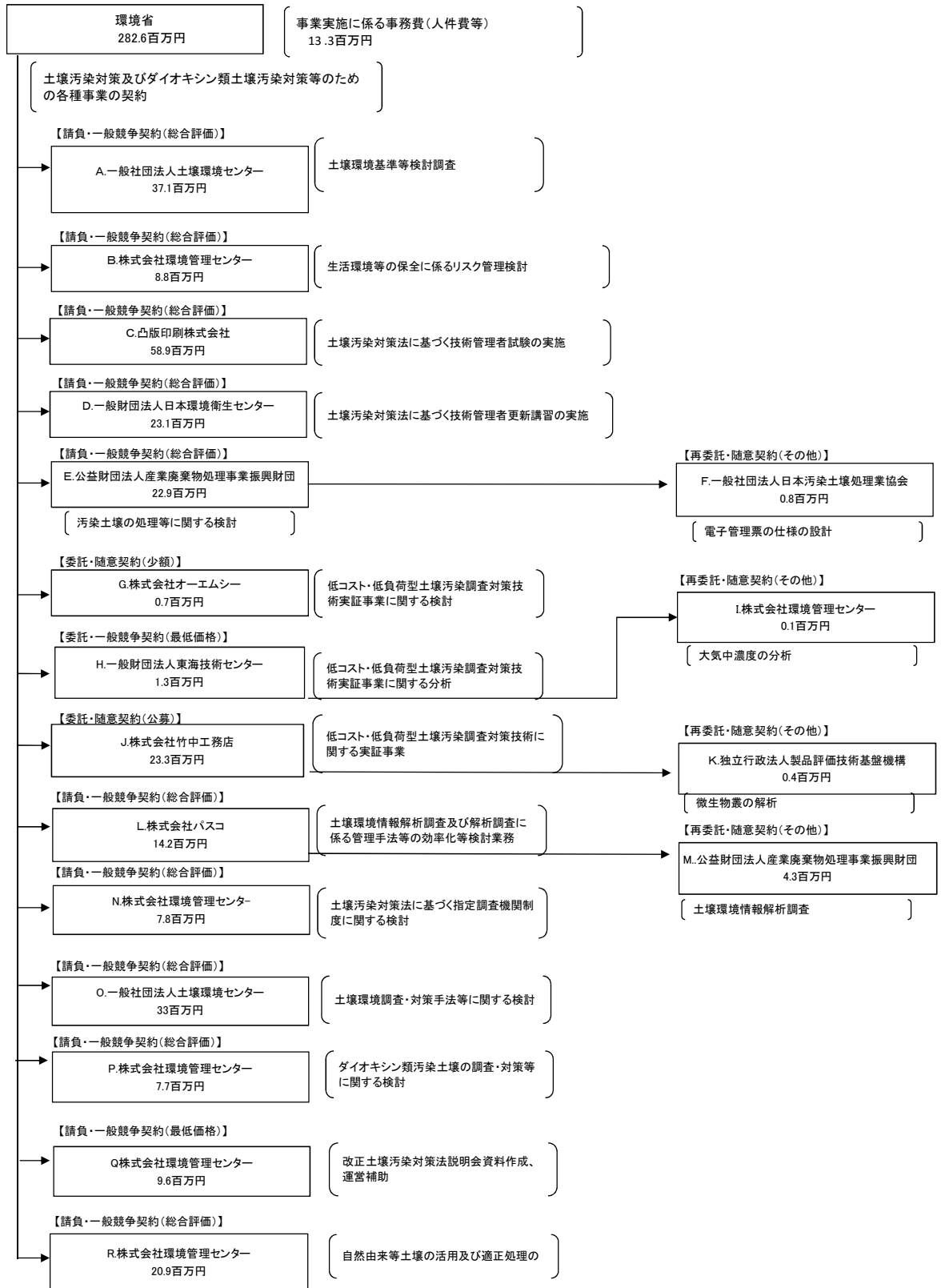
事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	・土対法に基づく土壌汚染対策について、改正土壌汚染対策法による土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進することは、国民や社会のニーズに合致している。 ・ダイオキシン類土壌汚染対策補助事業は国民の健康保護のために地方自治体に対し行うものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	科学的知見を基に必要最低限の統一基準として法整備を行うのは国の役割である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	・土対法に基づく土壌汚染対策については、本事業の調査・検討の結果等を踏まえ、改正法の着実かつ円滑な施行を図り、土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、引き続き優先的に実施する必要がある。また、土壌汚染状況調査等の技術的能力を有する者を確保するためには、技術管理者試験とその資格更新のための講習を実施する必要がある。 ・国民の健康保護のために地方自治体が行うダイオキシン類土壌汚染対策事業についての補助によって確実に対策を推進することにより、ダイオキシン類による健康被害の防止を図る必要がある。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争入札を実施して競争性の確保に努めている。一般競争入札、総合評価落札方式において、前年度一者応札だったものは提案書の提出期限を延長する等改善を図り適正な競争に努めたものの、一者応札が発生した。一者応札の改善に向けた取組として、引き続き提案書の提出期限を延長する等、適正な競争の実施に努める。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	・技術管理者試験とその資格更新のための講習においては、手数料を徴収している。 ・ダイオキシン類土壌汚染対策補助事業に係る国の負担割合は、対策事業費のうち汚染原因者負担分を除いた額に対し、「公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」等に基づき決定された割合であり妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	・一般競争入札(総合評価落札方式)により、競争性のある契約方式を採用することにより、価格の低減化を図っており、妥当である。 ・技術管理者試験実施に伴う費用については、平成26年度から市場化テスト選定事業として民間競争入札を導入しコスト削減を図ってきたところであるが、令和元年度をもって終了したところ。令和2年度からは、市場化テストの考え方に準じて民間競争入札を行い、引き続きコスト低減に努めている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	・必要最小限の費目・使途に限定して、調達を行っている。 ・地方自治体が地方自治体の環境審議会等を経て定める対策計画に基づくダイオキシン類土壌汚染対策事業の費目、使途は真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	・人件費及び調査分析費の見直しによって、コスト低減を行っている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	・指示措置の実施率については、これまでは高い実施率となっている。 ・ダイオキシン類土壌汚染対策は、新たに対策地域が指定されていないため、成果目標を達成している。 ・技術管理者数については、平成22年度法改正時の有資格者数を目標としており、継続的資格者の供給という観点から妥当なものである。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	・他の手段・方法等について検討を実施した上で、より効果的・低コストで実施できる方法を選択しており、現状の方法が最もよいと判断し、実施している。また、前例がない業務においては、一般競争入札による契約方式を選択している。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	・的確に事業を行っており、実績は見込みに見合ったものである。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	・調査・検討結果については、改正法の施行に必要なガイドライン等の作成や土壌環境基準等の見直し等の基礎資料として活用している。 ・技術管理者試験等を実施し、指定調査機関の信頼性の確保に貢献している。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-
	所管府省名	事業番号	事業名	
		-	-	
点検・改善結果	点検結果	一般競争入札において仕様書や入札要件の見直し・合理化に努めた結果、一者応札が解消された事業があった。		
	改善の方向性	合理的な公告期間の設定やこれまでの契約における改善点等を次期事業の仕様書等に十分反映する等の改善を実施し、さらなる競争環境の確保に努める。		
外部有識者の所見				
外部有識者点検対象外				
行政事業レビュー推進チームの所見				
一事業内容改善	検討会等の実施方式の見直しを行うこと等により、予算規模の妥当性について検討を行うこと。また、一者応札の改善に向けた取り組みを検討すること。			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
執行等改	検討会の実施方法について、対面からWEBに切り替えるなどの見直しを行うとともに、それに伴う予算規模の妥当性も併せて確認する。一者応札については、提案書の提出期限の延長や、仕様書における業務内容の明確化など、新規参入の業者でも業務内容を十分に理解し入札に参加できる環境づくりに努めてまいりたい。			
備考				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年度	088,089,090			
平成23年度	079,080,082			
平成24年度	078,079,080			
平成25年度	126,127,128			
平成26年度	132,133,134			
平成27年度	138,139,140			
平成28年度	134,135,136			
平成29年度	148			
平成30年度	145			
令和元年度	環境省 - 0139			
令和2年度	環境省 - 0143			

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



A.一般社団法人土壌環境センター			B.株式会社環境管理センター		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	議事検討、調査等	16	人件費	人件費	6.5
役員費	ヒアリング、報告書概要翻訳、検討会議事録作成	5.5	諸謝金	謝金、執筆料等	0.3
分析費	PFOS等分析費(試料調達等含む)	9	会議費	会場費等	0.1
検討会運営費	資料印刷費、検討会委員謝金・交通費	0.6	印刷製本費	印刷・製本費	0.1
印刷製本費	報告書	0.1	その他	一般管理費、消費税等	1.8
その他	消費税、一般管理費、資料購入費等	5.9			
計		37.1	計		8.8
C.凸版印刷株式会社			D.一般財団法人日本環境衛生センター		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	事務局運営費、試験管理	25	人件費	講習運営、検討会運営、調査等	5
直接費	会場借料、委員謝金、委員旅費	18.5	賃借料	会場借料等	3.5
印刷製本費	申込書関連、試験問題、実施報告書	6	印刷製本費	テキスト、受講案内等	2
システム開発費	受験申込書WEBダウンロード機能保守	3	通信運搬費	郵便、宅急便、WEB講習運営等	5
その他	間接経費、一般管理費	6.4	旅費交通費	講師及び事務局	2
			諸謝金	講師及び委員謝金	1.5
			その他	消耗品等	4.1
計		58.9	計		23.1
E.公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団			H.一般財団法人東海技術センター		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	人件費	14.2	業務費	分析費、旅費、印刷製本費、通信印刷費等	0.7
業務費	旅費交通費、諸謝金、通信運搬費、雑役員費等	1.7	人件費	人件費	0.3
外注費	一般社団法人日本汚染土壌処理業協会	0.8	外注費	株式会社環境管理センター	0.1
その他	一般管理費、消費税	6.2	その他	一般管理費、消費税	0.2
計		22.9	計		1.3
J.株式会社竹中工務店			L.株式会社パスコ		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役員費	観測井戸等の設置工事等	13.7	人件費	土壌環境情報解析調査、アプリケーション及びチェックツールの改善等	6.6
賃料及び損料	電源装置リース費用	1.6	印刷製本費	報告書等	0.1
消耗品費	試薬等	0.8	外注費	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	4.3
人件費	人件費	0.8	その他	一般管理費、消費税	3.2
諸謝金	謝金等	0.5			
賃金	井戸の設置等	0.5			
外注費	独立行政法人製品評価技術基盤機構	0.4			
その他	印刷製本費、会議費、一般管理費、消費税	5			
計		23.3	計		14.2

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

M.公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団			N.株式会社環境管理センター		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
業務費	土壌環境情報解析調査に係る業務	4.3	人件費	人件費	5.8
			通信運搬費	運搬費用、郵便料等	0.2
			印刷製本費	印刷・製本費	0.1
			雑役務費	速記、翻訳料	0.1
			その他	一般管理費、消費税等	1.6
計		4.3	計		7.8
O.一般社団法人土壌環境センター			P.株式会社環境管理センター		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	議事検討、調査等	20.8	人件費	人件費	5.4
役務費	アンケート、ヒアリング、検討会議事録作成、報告書翻訳	5.3	旅費	交通費等	0.1
旅費	ヒアリング旅費等	0.5	諸謝金	謝金、執筆料等	0.1
印刷製本費	報告書	0.1	会議費	会場費等	0.3
検討会運営費	資料印刷費、検討会委員謝金、交通費	2.5	印刷製本費	印刷・製本費	0.1
その他	消費税、一般管理費、資料購入費	3.8	雑役務費	速記、翻訳料	0.1
			その他	一般管理費、消費税等	1.6
計		33	計		7.7
Q.株式会社環境管理センター			R.株式会社環境管理センター		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	人件費	6.7	人件費	人件費	9.7
諸謝金	謝金、執筆料等	0.6	旅費	交通費等	0.1
会議費	会場費等	0.1	諸謝金	謝金、執筆料等	0.2
印刷製本費	印刷・製本費	0.1	会議費	会場費等	0.1
雑役務費	速記、翻訳料	0.1	消耗品費	消耗品費等	0.1
その他	一般管理費、消費税等	2	印刷製本費	印刷・製本費	0.1
			雑役務費	速記、翻訳料	0.1
			分析費	分析費等	7.1
			その他	一般管理費、消費税等	3.4
計		9.6	計		20.9

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人土壌環境センター	7010005005607	土壌環境基準等に関する検討	37.1	一般競争契約 (総合評価)	1	92.9%	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社環境管理センター	7013401000164	生活環境等の保全に係るリスク管理検討	8.8	一般競争契約 (総合評価)	2	64.8%	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	凸版印刷株式会社	7010501016231	土壌汚染対策法に基づく技術管理者試験の実施	58.9	一般競争契約 (総合評価)	1	98.2%	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人日本環境衛生センター	2020005010230	土壌汚染対策法に基づく技術管理者更新講習の実施	23.1	一般競争契約 (総合評価)	1	86.7%	

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	2010005018786	汚染土壌の処理等に関する検討	22.9	一般競争契約 (総合評価)	1	96.3%	

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人日本汚染土壌処理業協会	9010005017410	電子管理票の仕様の設計	0.8	随意契約 (その他)	-	-	

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社オーエムシー	9011101039249	低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術実証事業に関する検討	0.7	随意契約 (少額)	-	-	

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人東海技術センター	2180005014042	低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術実証事業に関する分析	1.3	一般競争契約 (最低価格)	4	51.4%	
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	<input checked="" type="checkbox"/>

I								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社環境管理センター	7013401000164	大気中濃度の分析	0.1	随意契約 (その他)	-	-	-

J								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社竹中工務店	3120001077469	低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術に関する実証事業	23.3	随意契約 (公募)	1		

K								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	独立行政法人製品評価技術基盤機構	9011005001123	微生物叢の解析	0.4	随意契約 (その他)	-	-	-

L								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社バスコ	5013201004656	土壌環境情報解析調査及び解析調査に係る管理手法等の効率化等検討業務	14.2	一般競争契約 (総合評価)	1	94%	

M								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	2010005018786	土壌環境情報解析調査	4.3	随意契約 (その他)	-	-	-

N								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社環境管理センター	7013401000164	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関制度に関する検討	7.8	一般競争契約 (総合評価)	1	98.8%	

O								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人土壌環境センター	7010005005607	土壌環境調査・対策手法等に関する検討	33	一般競争契約 (総合評価)	1	99.2%	-

P								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社環境管理センター	7013401000164	ダイオキシン類汚染土壌の調査・対策等に関する検討	7.7	一般競争契約 (総合評価)	2	74.1%	

Q								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社環境管理センター	7013401000164	改正土壌汚染対策法説明会資料作成、運営補助	9.6	一般競争契約 (最低価格)	1	97.4%	-

R								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社環境管理センター	7013401000164	自然由来等土壌の活用及び適正処理の推進に関する検討	20.9	一般競争契約 (総合評価)	1	94.7%	



小型家電リサイクル推進事業費

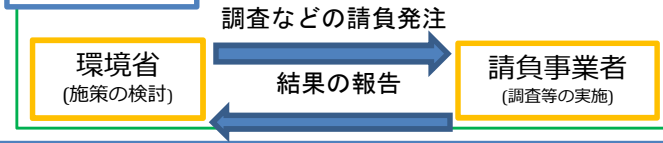
背景・目的

平成25年の小型家電リサイクル法施行以降、平成30年時点で国民の約97%が居住している市町村において、使用済小型家電をリサイクル出来る状況となっている。令和元年度の年間回収量は約9.9万トンであり、制度開始以降着実に増加している。平成31年3月から令和2年5月までの期間で行った法附則に基づく制度の評価検討の結果を踏まえ、基本方針に定められた令和5年度までに年間14万トン（国民1人当たり約1kg）の回収量目標の達成に向け、引き続き、回収量の拡大に向けた取組を進めることが重要である。

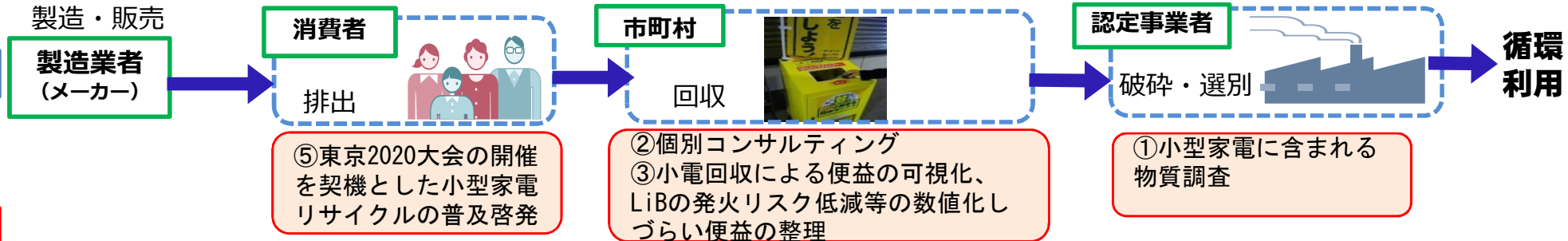
期待される効果

使用済小型家電を回収し、含まれる金属等を再生資源として有効利用することは、国内における資源の確保、天然資源の消費抑制による環境負荷低減、廃棄物の最終処分量の削減、有害物質の適正処理等の効果が期待される。（循環型社会の構築）

事業スキーム



事業概要



国の支援

- ①小型家電回収量の把握と廃棄後流通フローの作成及び優良事例の収集 等
- ②個別コンサルティング
- ③小電回収による便益の可視化、LiBの発火リスク低減等の数値化しづらい便益の整理
- ④認定事業者、市町村、製造業者、消費者その他の各関係者のコミュニケーション促進のための方策検討、意見交換の実施 等

1人あたりの年間回収量の分布	
区分	市町村数
1kg以上	446 目標
0.5kg~1kg未満	189
0.3kg~0.5kg未満	113
0.1kg~0.3kg未満	189
0.1kg未満	453
未実施/未回答	351
合計	1,741

国による支援

情報収集・分析等

- ①小型家電回収量の把握と廃棄後流通フローの作成及び制度のあり方検討 等

市町村、認定事業者の取組への支援

- ②回収量の少ない市町村に対する回収量拡大のための個別コンサルティングの実施（地域特性等を把握し、各市町村に応じた改善メニューの提案など）
- ③小型家電回収における便益の可視化の促進、数値化しづらい便益の整理
- ④本制度に関わる各関係者のコミュニケーション促進の方策検討、意見交換の実施

効果的な普及啓発の実施

- ⑤東京2020大会の開催を契機とした小型家電リサイクル制度の普及啓発

令和3年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	小型家電リサイクル推進事業費			担当部局庁	環境再生・資源循環局	作成責任者			
事業開始年度	平成24年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課リサイクル推進室	リサイクル推進室長 平尾 禎秀			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律			関係する 計画、通知等	循環型社会形成推進基本計画 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	使用済小型電子機器等のリサイクルの取組を日本国内に広げることで、廃棄物の減量化や有用金属の再資源化を促進し、国内の循環型社会の形成と資源安定供給の実現を図ること。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	使用済小型電子機器等のリサイクルを推進するため、回収量の増加や効率的なリサイクルの実施に向け、市町村に対する支援事業の実施や調査・検討等を行うとともに、平成31年3月から令和2年5月までの間で実施した小型家電リサイクル制度の評価・検討に係る審議会での議論を踏まえ、リチウム蓄電池を使用した小型家電の適正処理及びリサイクルの推進のための普及啓発等を行う。								
実施方法	委託・請負								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	162	150	150	149	135		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		162	150	150	149	135		
	執行額		172	132	128	-	-		
	執行率 (%)		106%	88%	85%	-	-		
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		106%	88%	85%	-	-		
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	環境保全調査費	148	134	検討会を実地開催していたものを一部WEB開催に変更したことによる 旅費予算の減。 オリパラ終了に伴い、普及啓発業務の一部を削減。					
	職員旅費	1	1						
	計	149	135						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 5 年度
	令和5年度中に年間14万トンの使用済小型電子機器等の回収・再資源化を実施する。	使用済小型電子機器等の回収・再資源化量 (令和2年度の成果実績は調査中)	成果実績	トン	100,398	98,833	-	-	-
			目標値	トン	140,000	140,000	140,000	-	140,000
			達成度	%	72	71	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針(令和3年3月1日改正) ・令和2年度小型家電リサイクル法施行支援及びリチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務報告書								
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込	
	市町村支援事業数	活動実績	件	4	5	11	-	-	
		当初見込み	件	5	5	15	15	-	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	X:事業費(万円) / Y:回収・再資源化量(t/年)	単位当たり コスト	万円/t	0.2	0.1				
		計算式	X/Y		17,200/100,398	13,200/98,833			

政策評価	政策											
	施策	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進										
	測定指標	定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 5 年度		
		小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収・再資源化量(トン)		実績値	トン	100,398	98,833	-	-	-		
				目標値	トン	140,000	140,000	140,000	-	140,000		
		定性的指標		目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)					
						-	施策の進捗状況(実績)					
						-						
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
	循環型社会形成推進基本計画においても、循環型社会の構築に向け、有用金属のリサイクル資源確保等の取組を進めるため、小型家電リサイクルを推進するものとしている。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基本方針においても、廃棄物の減量化を進めるため、小型家電リサイクルに取り組む市町村の割合を令和5年度までに80%まで増加させるものとしている。											
新経済・財政再生計画改革工程表 2020	取組事項	分野:	-									
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
				成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	-		
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
				成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	-		
	本事業の成果と取組事項・KPIとの関係											
-												

政策評価、新経済・財政再生計画との関係

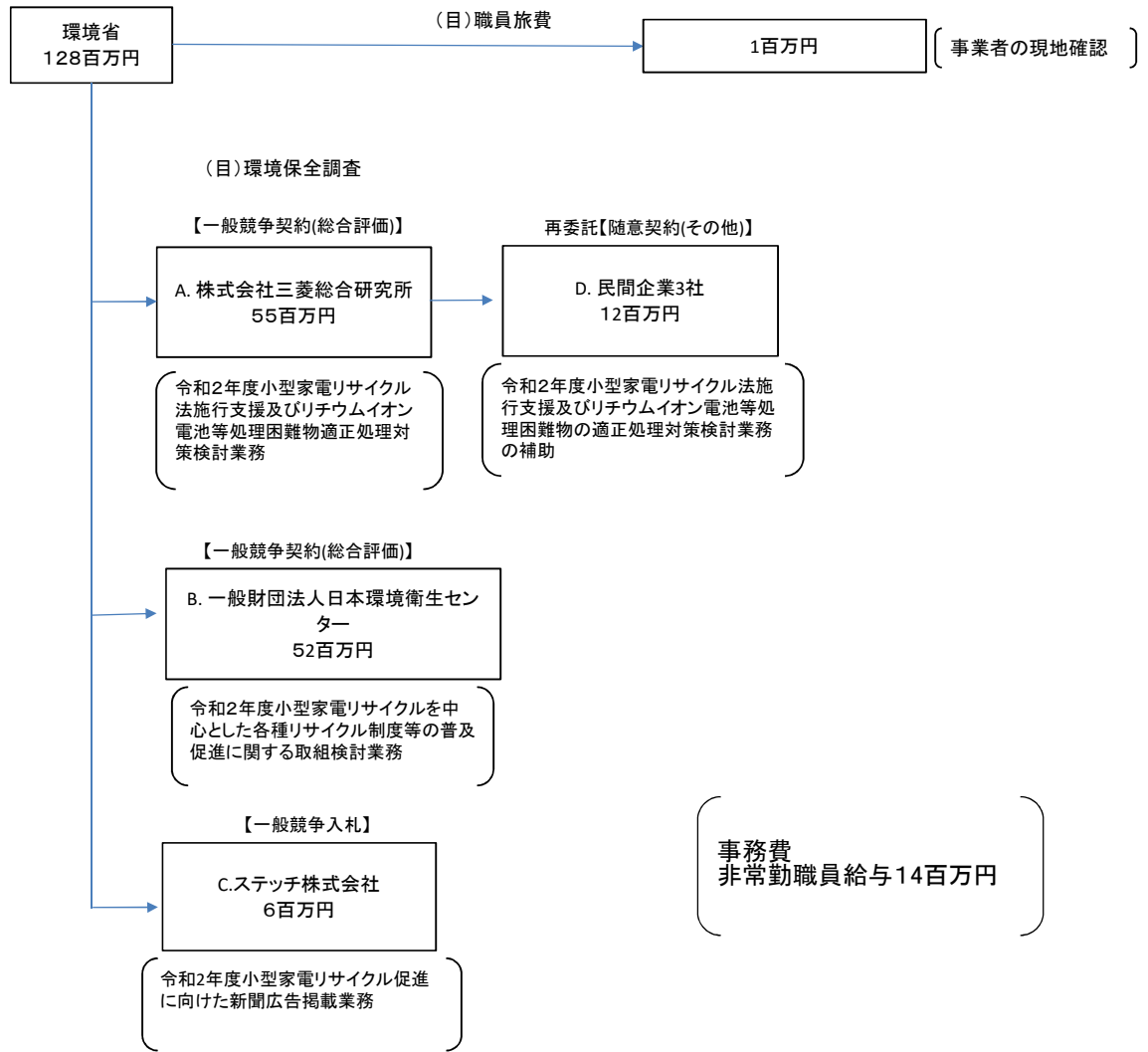
事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	天然資源が少ない我が国において、当該事業を通じて小型家電リサイクルを推進する環境整備を進め、資源として有効利用することで、天然資源の新規投入を減らして環境負荷を低減するとともに、経済面でも我が国として大きな利益を得ることが期待されるものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	小型家電リサイクル法において、国の責務として、使用済小型電子機器等の分別収集、再資源化を促進するために必要な資金の確保や情報収集、広報活動等を行うこととされている。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	施策の基本方針において定められた「令和5年度までに年間14万トン」の回収目標に対し、令和元年度実績は約9.9万トンであり、また、平成31年3月から令和2年5月までの期間で行った制度の評価・検討の審議会においても国の取組として市町村への必要な支援等を求められている。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争契約については、仕様書に過去の事業報告書を参照できる旨を記載するなど、新規事業者の参入を促している。結果として、一者の応札しなかったが、引き続き、新規事業者の参入を促していく。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	単位当たりコストについて、制度の評価・検討に係る審議会での議論を踏まえ、新たに消費者に対するリチウム電池(及びその使用製品)の適正排出に向けた普及啓発動画を制作したため費用が発生した。一方で、既存で行ってきた事業の見直し等により効率的に業務を行ったことでコスト削減が図れた。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	当該事業は、市町村への参加促進、市町村の回収量向上に向けた支援、再資源化の実施状況に関する情報収集、普及啓発等に関するものであり、事業目的に則した費目・使途となっている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	入札時に調査活動のスケジュール表を添付させることで、効率化が図られているか確認を行っています。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	△	令和5年度までに使用済小型電子機器の回収量を年間14万トンとする成果目標に対し、令和元年度の実績は約9.9万トンであった。しかしながら平成30年度までに実施したメダルプロジェクト終了後の反動としては軽微であり、メダルプロジェクト開始前と比較して回収量は3万トン以上増加していることから一定の成果があったものと伺える。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	小型家電リサイクル法に基づく基本方針において、国は制度の円滑な運用に向けて市町村等への支援を行うこととされており、国が主導的に情報収集や整理・分析を実施しそれを踏まえた支援を行うことで、効率的かつ効果的な取組となっている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	新型コロナウイルス感染症の影響により支援事業を申し出る市町村が減少し、当初目標であった支援自治体数は未達となった。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業を通じて得られた知見等を活用し、各市町村に対し、回収量増加に向けた支援事業を実施した。また、令和2年度においては市町村が課題として抱える廃棄物処理の現場におけるリチウム蓄電池起因の火災低減に向けて消費者向けの動画制作を実施し、自治体への周知や住民への情報発信等を行っている。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省名	事業番号	事業名
		-	-
点検・改善結果	点検結果	本事業の目標である、令和5年度までに回収量14万トンの目標に対し、令和元年度の回収量は約9.9万トンであり、目標未達となっている。新型コロナ影響で未達となった市町村支援事業数の拡大及び優良事例の横展開による市町村の回収強化や、一般消費者に対する普及啓発の強化が必要となる。	
	改善の方向性	制度の評価・検討に係る審議会での議論の結果に基づき、国は次回予定している令和6年度の見直しまでに必要なフォローアップを行うこととされている。具体的には市町村における優良事例の情報収集や横展開、小型家電回収量増加に向けた普及啓発を実施していく。	
外部有識者の所見			
外部有識者点検対象外			
行政事業レビュー推進チームの所見			
事業内容の改善	使用済小型電子機器等の回収・再資源化量について、成果目標の達成に至っていないため、成果目標の達成に向け、要因分析及び取組の実施に努めること。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
年度内に改善を検討	推進チームの所見を踏まえ、回収・再資源化量について成果目標の達成に至っていないため、要因分析を引き続き行い、回収・再資源化量の拡大に向けた効果的な施策立案を行っていく		
備考			
-			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成24年度	新24-004		
平成25年度	151		
平成26年度	153		
平成27年度	158		
平成28年度	150		
平成29年度	163		
平成30年度	160		
令和元年度	環境省 - 0154		
令和2年度	環境省 - 0158		

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・用途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.株式会社三菱総合研究所			B.一般財団法人日本環境衛生センター		
費目	用途	金額(百万円)	費目	用途	金額(百万円)
調査費	実態調査、分析、会議運営、報告書作成等	38	広報費	広報コンテンツ作成、広報活動、会議運営、報告書作成等	47
外注費	アンケート調査・集計業務、分析調査業務等	12	消費税等その他		5
消費税等その他		5			
計		55	計		52
C.ステッチ株式会社			D.株式会社マクロミル		
費目	用途	金額(百万円)	費目	用途	金額(百万円)
調査費	新聞広告作成、新聞掲載	5	調査費	消費者アンケートの実施	4
消費税等その他		1	消費税等その他		1
計		6	計		5

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	㈱三菱総合研究所	6010001030403	令和2年度小型家電リサイクル法施行支援及びリチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務	55	一般競争契約 (総合評価)	1	93.5%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一財)日本環境衛生センター	2020005010230	令和2年度小型家電リサイクルを中心とした各種リサイクル制度等の普及促進に関する取組検討業務	52	一般競争契約 (総合評価)	1	95.6%	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ステッチ㈱	2010601032562	小型家電リサイクル促進に向けた新聞広告掲載業務	6	一般競争契約 (最低価格)	2	51.5%	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	㈱マクロミル	9010001157227	令和2年度小型家電リサイクル法施行支援及びリチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務	5	随意契約 (その他)	-	-	-
2	㈱環境管理センター	7013401000164	令和2年度小型家電リサイクル法施行支援及びリチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務	4	随意契約 (その他)	-	-	-
3	㈱クレコラボ	3010001118382	令和2年度小型家電リサイクル法施行支援及びリチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務	3	随意契約 (その他)	-	-	-



鳥獣保護管理のための担い手の育成等の鳥獣保護管理の強化に向けた総合的な対策を推進

1. 事業目的

- ① 鳥獣の保護及び管理の強化に向けた調査・検討の推進を図るとともに、鳥獣保護管理の担い手確保・育成を促進。
- ② 国立公園等の二ホンジカによる生態系への影響が懸念される地域での捕獲事業の推進。
- ③ 鳥インフルエンザ等の感染症発生時のウイルス保有状況検査・発生地周辺調査の推進。

2. 事業内容

二ホンジカやイノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境に係る被害が拡大・深刻化。また、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少。このため、抜本的な鳥獣捕獲強化対策(個体数半減目標)に基づいた、鳥獣保護管理の総合的な取組を推進。

○鳥獣保護管理強化事業

- ・鳥獣保護管理の制度検討、鳥獣保護管理の担い手の確保・育成、特定鳥獣の実態調査・検討、希少鳥獣の保護・管理、シカ・イノシシの個体数推定、クマ・サルの出没対応、広域連携の促進

○国立公園等シカ管理対策事業

- ・国立公園等におけるシカ管理体制の構築、新しい捕獲方法を取り入れたシカ管理対策事業の実施、シカ管理対策に係る専門家の活用

○鳥獣感染症発生時対策事業

- ・鳥インフルエンザ等の感染症が発生した際の調査・対策の適切な実施

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成24年度～

4. 事業イメージ

事例1 クマ・サルの出没に対応する体制構築事業

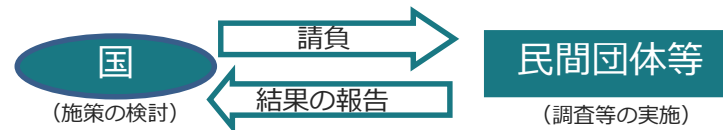


近年増え続けるクマ・サルの市街地等への出没に対応するため、地域における管理体制等を構築。

事例2 国立公園等における捕獲事業



GPS発信器よりシカの移動経路や越冬地を把握しつつ、新しい捕獲方法を取り入れる等して、効果的な捕獲を実施。



年度	事業概要
R 4	新基本指針に基づく制度検討
R 5	新基本指針に基づく各種制度の普及・施策の推進
R 6	抜本的捕獲強化対策の評価と新たな管理目標設定

令和3年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	鳥獣保護管理強化総合対策事業			担当部局庁	自然環境局	作成責任者			
事業開始年度	平成24年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	国立公園課 野生生物課鳥獣保護管理室	課長 熊倉 基之 室長 東岡 礼治			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第6条、第78条の2 自然公園法第3条第2項、第38条～第42条			関係する 計画、通知等	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針、生物多様性国家戦略2012-2020、鳥インフルエンザ緊急総合対策について、知床・阿寒・尾瀬・南アルプス・霧島・屋久島生態系維持回復事業計画、国立公園における生態系維持回復事業取扱要領について				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	鳥獣の保護及び管理の強化に向けた調査・検討の推進を図るとともに、鳥獣保護管理の担い手確保・育成を促進する。また、国立公園等のニホンジカによる生態系への影響が懸念される地域での捕獲事業を進め、保全を図る。さらに、鳥インフルエンザ等の感染症発生時の対応としてウイルス保有状況検査・発生地周辺調査を行い、適切な対策の実施に寄与する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①野生鳥獣に対する鳥インフルエンザ等の感染症が国内で発生した際に、適時適切に死体の検査や現地調査等を行うため、必要な体制構築等の取組を行う。 ②鳥獣の保護管理の担い手となる人材の育成や認定鳥獣捕獲等事業者の確保、基本指針に即した調査検討等の取組、特定鳥獣の実態調査・検討(希少鳥獣の保護・管理を含む)等を総合的に行う。 ③我が国の生物多様性保全上重要な国立公園のニホンジカによる深刻な生態系被害を受けている又は受ける可能性の高い地域において、国立公園内の自然の風景地の保護のため必要な事業を行う。								
実施方法	直接実施、委託・請負								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	748	770	730	712	678		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計	748	770	730	712	678			
	執行額	710	659	596					
	執行率 (%)	95%	86%	82%					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)	95%	86%	82%						
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	環境保全調査費	672	639	システム関係予算としてデジタル庁に一括計上しているための減。					
	鳥獣等感染症調査費	30	30						
	土地建物借料	8	8						
	職員旅費	2	1						
	委員等旅費	-	0						
計	712	678							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 5 年度
	令和5年度までにニホンジカの推定生息頭数(全国)を平成23年度比で半減させる。 (毎年度実施する個体数推定の結果により基準年度(平成23年度)及び目標年度の推定個体数が変動するため、目標最終年度のみ目標値を設定する。)	ニホンジカの推定個体数※令和2年度以降の成果実績は集計中	成果実績	万頭	266	256	-	-	-
			目標値	万頭	-	-	-	-	134
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	抜本的な鳥獣捕獲強化対策(平成25年12月:環境省・農林水産省) http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort9.html 全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定結果について(令和3年3月:環境省HP) http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture6.html								

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標		目標最終年度	
							- 年度	5 年度		
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	令和5年度までにイノシシの推定生息頭数(全国)を50万頭までに減少させる。(毎年度実施する個体数推定の結果により基準年度(平成23年度)及び目標年度の推定個体数が変動するため、目標最終年度のみ目標値を設定する。)	イノシシの推定個体数 ※令和2年度以降の成果実績は集計中	成果実績	万頭	87	80	-	-	-	-
			目標値	万頭	-	-	-	-	50	
			達成度	%	-	-	-	-	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)	抜本的な鳥獣捕獲強化対策(平成25年12月:環境省・農林水産省) http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort9.html 全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定結果について(令和3年3月:環境省HP) http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture6.html									
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標		目標最終年度	
							1 年度	5 年度		
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	令和5年度までに認定鳥獣捕獲等事業者を各都道府県に1事業者とする。	認定鳥獣捕獲等事業者を1つ以上認定した都道府県数	成果実績	都道府県	41	42	42	42	-	
			目標値	都道府県	47	47	47	47	47	
			達成度	%	87.2	89.4	89.4	89.4	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)	認定鳥獣捕獲等事業者一覧(環境省HP) http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/list.html									
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		4年度活動見込		
						3年度活動見込	4年度活動見込			
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	①【狩猟免許取得フォーラム等】フォーラム等実施箇所	活動実績	箇所	3	3	2	-	-		
		当初見込み	箇所	3	3	4	1	-		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		4年度活動見込		
						3年度活動見込	4年度活動見込			
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	②【認定鳥獣捕獲等事業者講習会(夜間銃猟含む)】講習会開催回数	活動実績	回	7	5	3	-	-		
		当初見込み	回	7	6	3	3	-		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		4年度活動見込		
						3年度活動見込	4年度活動見込			
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	③【国立公園等シカ管理対策事業費】シカ管理対策事業実施箇所数	活動実績	箇所	19	21	20	-	-		
		当初見込み	箇所	22	21	21	19	-		
単位当たり コスト	算出根拠	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込				
						3年度活動見込	4年度活動見込			
単位当たり コスト	①【狩猟免許取得フォーラム等】業務経費/実施箇所数	単位当たりコスト	千円	7,655	7,645	4,789	5,000			
		計算式	千円/箇所数	22,966/3	22,935/3	9,577/2	5000/1			
単位当たり コスト	算出根拠	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込				
						3年度活動見込	4年度活動見込			
単位当たり コスト	②【認定鳥獣捕獲等事業者講習会(夜間銃猟含む)】業務経費/開催回数	単位当たりコスト	千円	3,350	1,718	2,933	1,833			
		計算式	千円/回数	23,452/7	8,590/5	8,800/3	5500/3			
単位当たり コスト	算出根拠	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込				
						3年度活動見込	4年度活動見込			
単位当たり コスト	③【国立公園等シカ管理対策事業費】業務経費/実施箇所数	単位当たりコスト	千円	16,261	16,453	18,515	19,472			
		計算式	千円/箇所数	308,959/19	345,518/21	370,310/20	369,982/19			

政策評価	政策												
	施策	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進											
	測定指標	定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標年度			
									1年度	5年度			
		ニホンジカの推定個体数 ※令和2年度以降の成果実績は集計中 (推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)		実績値	万頭	266	256	-	-	-	-		
				目標値	万頭	-	-	-	-	-	134		
		定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標年度			
									1年度	5年度			
	イノシシの推定個体数 ※令和2年度以降の成果実績は集計中 (推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)		実績値	万頭	87	80	-	-	-	-			
			目標値	万頭	-	-	-	-	-	50			
定性的指標		目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)									
適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況		野生生物の適切な保護管理	-	基本指針に即した調査検討等を実施し、鳥獣保護管理に係る担い手の確保等を推進する。 施策の進捗状況(実績) 狩猟免許保持者は増加傾向であるとともに認定鳥獣捕獲等事業者数も増加している。									
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係													
基本指針に即した調査検討等を実施し、引き続き鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、特定鳥獣及び広域分布型鳥獣の保護・管理等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護・管理の強化に寄与する。													
新経済・財政再生計画改革工程表 2020	取組事項	分野:	-										
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時	2年度	3年度	中間目標	目標最終年度			
						-年度			-年度	-年度			
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-				
	目標値	-	-	-	-	-	-	-					
	達成度	%	-	-	-	-	-	-					
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時	2年度	3年度	中間目標	目標最終年度			
				-年度			-年度	-年度					
成果実績		-	-	-	-	-	-	-					
目標値	-	-	-	-	-	-	-						
達成度	%	-	-	-	-	-	-						
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係													
-													

政策評価、新経済・財政再生計画との関係

測定指標

新経済・財政再生計画改革工程表

2020

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	シカ、イノシシによる農林業被害や生態系への影響は現在も継続しており、対策強化が求められている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	鳥獣の保護管理については、鳥獣保護管理法の基本指針に基づき、全国的な観点から個体数の推定や管理のためのガイドラインの作成、各都道府県の取組を支援する必要がある。また、国立公園等、国が管理する区域においては国が主体的に取り組む必要がある。さらに、鳥インフルエンザは渡り鳥によりウイルスが拡散される可能性があることから、広域での対応が必要である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	鳥獣保護管理法等に基づき、各種被害をもたらしているホンジカ等を対象として抜本的な鳥獣管理対策を進めるものであり、必要性、優先度とともに高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一者応札の改善策として、複数者が入札に参加できるよう業務内容を見直し、複数業務への再編及び仕様書の変更や入札方式の変更等を検討している。 随意契約(少額を除く)の理由としては、該当地域において該当業務を実施している唯一の団体であることによる。なお、可能な限り競争性のある契約方法を採用している。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	可能な限り競争性のある契約方法を採用しており、単位当たりコストは妥当な水準で推移している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業実施に当たっては、適正な執行がなされるよう執行状況、使途の把握に努めており、費目・使途については事業に必要な経費に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	検討会の開催やガイドラインの改訂等を行い、効率的な鳥獣管理等を目的とした改善等を図っている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	(成果実績は令和5年度に設定)	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	鳥獣保護管理法の基本指針に基づき、鳥獣保護管理を実施しているが、特定計画作成のためのガイドラインを整備し、取組の明確化や実施内容の評価などを図り、効率的な事業実施に努めている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、狩猟フォーラム等は一部開催を中止した影響もあり2回の実施となったが、概ね当初見込みに見合ったものとなっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	過年度の事業成果は速やかに都道府県等へフィードバックを行い、ホームページ等により普及啓発を行うなどにより、各地域への成果の還元や事業の実効性確保に努めることにより、成果物は十分に活用されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	農林水産省で実施されている関連事業は、専ら農林水産業に対する鳥獣被害防止対策に特化したものであり、人材育成や特定計画の作成支援、広域鳥獣保護管理など、鳥獣保護管理の推進に係る環境省の事業と明確に役割分担されている。	
	所管府省名	事業番号		事業名
	農林水産省			鳥獣被害防止対策総合交付金
点検・改善結果	点検結果		近年、我が国において、鳥インフルエンザ等の感染症が野鳥で発生するとともに、生息地を拡大した鳥獣による生態系被害や農林水産業被害、更には人身被害が大量に発生しており、深刻な問題となっている。こうした状況を踏まえ、平成26年5月に鳥獣保護法を改正(平成27年5月施行)し、新たに鳥獣の管理を図るための措置を導入する等、鳥獣保護管理の担い手対策の推進を含めた各種取組の強化や自然公園法に基づく生態系維持回復事業の実施などの取組を総合的に推進している。鳥獣保護管理の抜本的強化及び総合的な推進のため、平成23年度までの事業手法等の見直しを行った上で、平成24年度から新規事業として取り組んでおり、施策の進捗状況を踏まえた事業を実施しているところ。	
	改善の方向性		これまでの各種取組の成果を踏まえ、鳥獣保護管理法の点検や基本指針の改定に向けて、必要な調査検討等を実施し、鳥獣の保護及び管理の強化に向けた調査・検討の推進を図るとともに、鳥獣保護管理の担い手確保・育成を促進する。	

外部有識者の所見

外部有識者点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現
状
通
り

鳥獣保護管理の担い手確保・育成を促進するとともに、引き続き、効果的・効率的な事業の実施に努めること。また、一者応札となっている契約があるため、一者応札の改善に向けた取り組みを検討すること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現
状
通
り

今後、実践的な鳥獣保護管理の担い手の確保・育成に向けた取組を実施するとともに、引き続き、効果的・効率的な事業の実施に努める。一者応札の改善策として、複数者が入札に参加できるよう複数業務への再編及び仕様書の変更や入札方式の変更等を検討する。

備考

(28年度財務省予算執行調査における指摘事項)

環境省は、鳥獣保護管理捕獲コーディネーターについて認知度を高めるべく十分な周知を図る方策を検討すべき。また、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーと事業を統合するなど費用対効果を向上させる方策を検討すべき。

(財務省予算執行調査における指摘への対応状況)

鳥獣保護管理捕獲コーディネーターの認知度を高めるため、既存の予算を活用して関係機関への周知の強化等を実施し、併せて、農林水産省の事業である農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの一覧を環境省HP上でも紹介するようにして一元的に閲覧できるようにした。また、認定鳥獣捕獲等事業制度に係る説明会について、制度内容を環境省HPで閲覧できるようにすることで開催回数を削減し、要求額を縮減した。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-			
平成23年度	-			
平成24年度	新24-007			
平成25年度	218			
平成26年度	209			
平成27年度	209			
平成28年度	198			
平成29年度	213			
平成30年度	220			
令和元年度	環境省 - 0211			
令和2年度	環境省 - 0216			

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.株式会社野生動物保護管理事務所			B.特定非営利活動法人北の海の動物センター		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	打合せ、調査、個体数推定、報告書作成	32.6	人件費	現地調査、データ分析	5
再委託費	全国個体数推定(株式会社野生動物対策連携センター)	7.7	旅費	現地調査に係る交通費等	3.7
旅費	調査等	3.5	分析費	胃内容分析、年齢分析、分析機材メンテナンス	2
再委託費	静岡県糞塊密度調査(株式会社緑生研究所)	3	消耗品費	麻酔薬、GPS機器	2
印刷製本費	調査用紙、報告書	1.2	処分費	解剖残渣の運搬処分費用	0.5
機器使用料・消耗品	パソコン使用料、GPS使用料、記録媒体等	0.7	雑役務費	改修費用	0.5
謝金	専門家ヒアリング	0.1	その他	消費税、印刷製本費等	1.3
その他		21.9			
計		70.7	計		15
C.公益財団法人知床財団			D.東北緑化環境保全株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	わな捕獲・巡回等	13	人件費	計画準備、調査、打合せ等	1.8
業務費	専門家旅費・職員旅費	4	旅費	車損料、宿泊費、日当、高速料金等	0.2
一般管理費・消費税	専門家・有識者	2	分析費	音響解析、DNA分析	1.5
			電子成果品作成費	電子成果品作成、CD代	0.1
			その他	一般管理費	1
			消費税		0.4
計		19	計		5
E.株式会社野生動物保護管理事務所			F.一般財団法人自然環境研究センター		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	技師A、技師B、技師C、技術員	24.5	人件費	打合せ、現地調査、データ整理等	2.1
旅費	日当、宿泊費、電車代、ガソリン代、有料道路代	7	旅費	ヒアリング、現地調査等	0.6
雑役務費	銃調整料、歩荷委託料、埋設穴掘削費	1.5	借料及び損料	レンタカー代	0.2
消耗品費	発信器、GPS首輪、麻酔薬、投薬機、銃器実包、ロープ	1.3	賃金	アルバイト代(画像処理)	0.1
借料及び損料	パソコン、GIS、業務無線、受信機、麻酔銃、センサーカメラ	1.1	謝金	ヒアリング謝金	0.1
諸謝金	有識者謝金	0.7	印刷製本費	報告書	0.1
印刷製本費	協議会資料、報告書	0.4	一般管理費	15%以内	0.5
その他	一般管理費	12.2	消費税		0.3
消費税		4.9			
計		53.6	計		4

G.株式会社BO-GA			H.一般財団法人自然環境研究センター		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
人件費	計画準備、調査・分析、会議運営等	3	人件費	捕獲作業、委員会対応、取りまとめ等	17.6
印刷製本費	ポスター等、報告書	0.3	旅費	捕獲作業等職員出張旅費	6.3
旅費	業務打合せ、現地調査、会議運営	0.2	消耗品費	捕獲わな、自動撮影カメラ等	1.9
消耗品費	コピー紙、電池等	0.1	借料及び損料	レンタカー等	1.7
諸謝金	協議会委員	0	雑役務費	埋設地掘削費等	0.4
機材損料	調査及び会議機材	0	印刷製本費	報告書	0.1
その他	消費税	0.4	一般管理費	15%以内	4
			消費税		3
計		4	計		35
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載			チェック	<input checked="" type="checkbox"/>	

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

I.株式会社野生鳥獣対策連携センター			J.株式会社一成		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	本業務は請負契約であり、成果物の対価として支払いを行うものであるため、精算報告書の提出を要さないが、国費の透明性を図るため任意で提出依頼を行ったところ回答を得ることができなかった。	6	人件費	計画検討、調査等	12.4
			材料費	機材購入、消耗品等	3
			旅費	業務打合せ、現地調査	2.8
			諸謝金	会議開催、ヒアリング	0.8
			印刷製本費	報告書の印刷製本	0
			その他	一般管理費、消費税等	6
計		6	計		25
K.アスクル(株)			L.出水干拓東土地改良区		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	支出額百万未満	0.1	借料及び損料	ツル休遊地の土地借上料	8
計		0.1	計		8
M.株式会社野生鳥獣対策連携センター			N.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	本業務は請負契約であり、成果物の対価として支払いを行うものであるため、精算報告書の提出を要さないが、国費の透明性を図るため任意で提出依頼を行ったところ回答を得ることができなかった。	7.7			
計		7.7	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社野生動物保護管理事務所	1012301006038	ニホンジカ及びイノシシの 個体数推定及び生息状況 等調査業務	70.7	一般競争契約 (総合評価)	1	100%	-
2	株式会社野生動物保護管理事務所	1012301006038	四国地方ニホンジカ個体数 推定及び密度分布図作成 業務	9.3	一般競争契約 (最低価格)	1	89%	-
3	株式会社野生動物保護管理事務所	1012301006038	クマ類出没対応マニュアル 改定業務	6.6	一般競争契約 (最低価格)	1	94%	-
4	株式会社野生動物保護管理事務所	1012301006038	鳥獣保護管理に係る人材 育成研修業務	4.4	一般競争契約 (最低価格)	1	68%	-
5	クボタシステムズ株式 会社	7120001037989	捕獲情報収集システム運 用・保守業務	14.9	一般競争契約 (最低価格)	2	99%	-
6	株式会社ブレイン	1140001070234	捕獲情報収集システム更 改に向けた要件定義書作 成等業務	13	随意契約 (企画競争)	1	-	-
7	株式会社野生鳥獣対 策連携センター	3140001093480	捕獲情報収集システム操 作研修等業務	11.6	一般競争契約 (最低価格)	1	98%	-
8	株式会社BO-GA	2210001015651	鳥獣保護管理の担い手確 保促進及びジビエ利用の普 及・啓発フォーラム開催業 務	9.6	一般競争契約 (総合評価)	1	95%	-
9	一般財団法人自然環 境研究センター	5010005017959	ニホンジカ及びイノシシに係 る特定計画ガイドライン改 定案作成業務	7.1	一般競争契約 (総合評価)	1	98%	-
10	一般財団法人自然環 境研究センター	5010005017959	夜間銃猟安全管理講習会 開催等業務	6.8	随意契約 (その他)	-	-	-
11	一般財団法人自然環 境研究センター	5010005017959	鳥インフルエンザに対する 野鳥の緊急調査業務	6.4	随意契約 (その他)	-	-	-
12	一般財団法人自然環 境研究センター	5010005017959	鳥獣の保護管理のあり方 検討業務	6.3	随意契約 (その他)	-	-	-
13	一般財団法人自然環 境研究センター	5010005017959	鳥獣保護管理に係る人材 登録事業運営等業務	4.2	一般競争契約 (最低価格)	1	99%	-
14	一般財団法人自然環 境研究センター	5010005017959	本州以南における鳥類の 鉛中毒に関する実態解明 のための検体採取業務	3.4	一般競争契約 (最低価格)	1	99%	-
15	一般財団法人自然環 境研究センター	5010005017959	ニホンザルに係る保護管理 検討調査業務	2.8	一般競争契約 (最低価格)	1	69%	-
16	一般財団法人自然環 境研究センター	5010005017959	クマ類に係る保護管理検討 調査業務	2.8	一般競争契約 (最低価格)	1	63%	-
17	一般財団法人自然環 境研究センター	5010005017959	認定鳥獣捕獲等事業者講 習会開催等業務	2.1	一般競争契約 (最低価格)	3	68%	-
18	一般財団法人自然環 境研究センター	5010005017959	鳥類の鉛中毒対策に関す る調査業務	0.6	随意契約 (少額)	-	-	-
19	個人	-	狩猟等の事故防止に係る 映像制作業務	4.6	随意契約 (企画競争)	3	-	-
20	株式会社猛禽類医学 研究所	6460001004254	本州以南における鳥類の 鉛中毒に関する実態解明 のための分析業務	4	一般競争契約 (最低価格)	1	96%	-
21	特定非営利活動法人 バードリサーチ	9012405002215	特定鳥獣(鳥類)に係る保 護管理検討調査業務	3.7	一般競争契約 (最低価格)	3	62%	-
22	公益財団法人日本野 鳥の会	1010705001646	ナベヅル、マナヅルの全国 飛来状況調査業務	0.8	随意契約 (少額)	-	-	-
23	株式会社ウエスト ウッド・コンサルティング	3290001033273	効果的捕獲促進事業(ICT を活用したわな猟等)取組 事例集作成業務	0.7	一般競争契約 (最低価格)	12	33%	-
24	株式会社雲紙舎	9011803001704	鳥獣保護管理法関連通知 集等電子データ化業務	0.2	随意契約 (少額)	-	-	-

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	NPO法人北の海の動物センター	4460305001676	えりも地域ゼニガタアザラシ生態モニタリング調査業務	15	一般競争契約 (最低価格)	1	89%	-
2	NPO法人北の海の動物センター	4460305001676	えりも地域ゼニガタアザラシ銃捕獲検討業務	1	随意契約(少額)	-	-	-
3	一般社団法人エゾシカ協会	9430005004267	洞爺湖中島エゾシカ管理推進業務	14	一般競争契約 (総合評価)	1	100%	-
4	えりも漁業協同組合	9430005009571	えりも地域固定式刺し網によるゼニガタアザラシ捕獲業務	5	一般競争契約 (最低価格)	1	92%	-
5	えりも漁業協同組合	9430005009571	えりも地域ゼニガタアザラシ秋定置捕獲手法検討業務	3	随意契約(その他)	-	90%	-
6	有限会社丸協東洋漁業部	8430002062599	えりも地域ゼニガタアザラシ捕獲及び防除のための網の設置・確認等業務(春定置)	7	随意契約(その他)	-	86%	-
7	有限会社丸岬えりも岬漁業部	7430002062600	えりも地域ゼニガタアザラシ捕獲及び防除のための網の設置・確認等業務(秋定置)	6	随意契約(その他)	-	74%	-
8	有限会社チャンネル・ツー	4430001028290	ゼニガタアザラシ保護管理協議会等会議運営支援業務	3	一般競争契約 (最低価格)	2	57%	-
9	株式会社三共コンサルタント	3450001007574	支笏洞爺国立公園支笏湖地域エゾシカ生息状況および植生影響調査業務	2	一般競争契約 (最低価格)	7	87%	-
10	有限会社エヌティエフ	8021002028838	えりも地域ゼニガタアザラシモニタリング等によるアクションカメラ用防水器具購入	1	随意契約(少額)	-	-	-
11	NPO法人EnVision環境保全事務所	9430005004036	えりも地域ゼニガタアザラシ保護管理に関する文献等調査業務	1	随意契約(少額)	-	-	-
12	国立大学法人東京海洋大学	5010405003971	ゼニガタアザラシ襟裳個体群の生息状況評価等業務	0.9	随意契約(その他)	-	-	-
13	株式会社ムトウ 苫小牧支店	2430001016743	鳥インフルエンザ検査 ウィルス輸送液他 購入	0.4	随意契約(少額)	-	-	-
14	株式会社アグロジャパン 札幌営業部	2110001004425	鳥インフルエンザ検査 エスブライン、消毒用エタノール 購入	0.2	随意契約(少額)	-	-	-
15	株式会社ホクユーサプライ	7430001026837	鳥インフルエンザ調査 胴長、ゴム手袋他 購入	0.1	随意契約(少額)	-	-	-

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人知床財団	5460305001741	令和2年度知床国立公園エゾシカ個体数調整実施業務	19	一般競争契約 (総合評価)	1	96.5%	-
2	公益財団法人知床財団	5460305001741	令和2年度知床国立公園 (春期)エゾシカ個体数調整 実施業務	7	一般競争契約 (最低価格)	1	76.4%	-
3	特定非営利活動法人 EnVision環境保全事務所	9430005004036	令和2年度釧路湿原国立 公園エゾシカ捕獲対策業務	12	一般競争契約 (総合評価)	1	96.7%	-
4	特定非営利活動法人 EnVision環境保全事務所	9430005004036	令和2年度 知床国立公園 エゾシカ個体数調整実施業 務	9	一般競争契約 (総合評価)	1	98%	-
5	特定非営利活動法人 EnVision環境保全事務所	9430005004036	令和2年度阿寒摩周国立公 園エゾシカ捕獲対策検討業 務	4	一般競争契約 (総合評価)	1	53.1%	-
6	特定非営利活動法人 EnVision環境保全事務所	9430005004036	令和2年度阿寒摩周国立公 園エゾシカ行動追跡調査業 務	0.7	随意契約(少 額)	-	-	-
7	特定非営利活動法人 EnVision環境保全事務所	9430005004036	令和2年度春国岱エゾシカ 対策検討調査業務	3	一般競争契約 (最低価格)	1	94%	-
8	個人	-	生態系保全等専門員賃金	9	その他	-	-	-
9	いであ株式会社札幌支店	7010901005494	令和2年度国指定濁沸湖 鳥獣保護区保全対策普及 業務	0.7	随意契約(少 額)	-	-	-
10	株式会社かつらだ	8460301003359	令和2年度知床国立公園エ ゾシカ対策(岩尾別地区)除 雪業務	0.4	随意契約(少 額)	-	-	-
11	株式会社エム・アイ システム	7430001029146	物品購入(ミラーレス眼レ フカメラレンズキット)	0.2	随意契約(少 額)	-	-	-
12	北海道エネルギー (株)	9430001037048	令和2年度釧路湿原野生 生物保護センター燃料供給 業務	0.4	随意契約(少 額)	-	-	-
13	大槻理化学株式会社	4460301000112	物品購入(エスプラインほ か)	0.4	随意契約(少 額)	-	-	-
14	和商株式会社釧路営 業所	6430001018249	令和2年度釧路湿原野生 生物保護センターエンジン オイル交換業務	0	随意契約(少 額)	-	-	-
15	個人	-	立替払(軽油携行)	0	その他	-	-	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東北緑化環境保全株式会社	6370001011342	令和2年度白神山地ニホンジカ対策検討業務	5	一般競争契約 (最低価格)	2	80%	-
2	株式会社ういるこ	1110001033284	令和2年度東北地方におけるカワウ広域保護管理に関する検討業務	2	一般競争契約 (最低価格)	3	96%	-
3	特定非営利活動法人奥入瀬自然観光資源研究会	4420005007242	令和2年度十和田八甲田地域ニホンジカ対策検討に係る調査業務	0.8	随意契約(少額)	-	-	-
4	快聲堂	-	令和2年度東北地方におけるニホンジカ勉強会開催業務	0.4	一般競争契約 (最低価格)	7	41%	-
5	株式会社エフテック	7420001014099	白神山地ニホンジカ対策業務用物品購入	0.3	随意契約(少額)	-	-	-
6	有限会社阿部文具店	1410002009625	令和2年度国指定鳥獣保護区調査用備品購入	0.1	随意契約(少額)	-	-	-
7	東邦薬品(株)	5010901023507	エスプラインAインフルエンザの購入	0.2	随意契約(少額)	-	-	-
8	(株)星理科学器械	2370001010257	ステン角形バットの購入外	0	随意契約(少額)	-	-	-
9	(株)星理科学器械	2370001010257	オートクレープ用廃棄バッグ等の購入 外	0	随意契約(少額)	-	-	-
10	小堺製薬(株)	2010601010535	高病原性鳥インフルエンザ業務用消毒用エタノールの購入	0	随意契約(少額)	-	-	-
11	(有)宮城事務販売	4370002014437	結束バンド 外の購入	0	随意契約(少額)	-	-	-
12	(株)ジオナ	8140001074798	オートクレープ用廃棄バッグ等の購入 外	0	随意契約(少額)	-	-	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)野生動物保護管理事務所	1012301006038	尾瀬国立公園及びその周辺地域におけるニホンジカ広域対策推進業務	53.6	随意契約 (公募)	1	-	-
2	(株)野生動物保護管理事務所	1012301006038	富士箱根伊豆国立公園箱根地域シカ管理対策検討調査業務	8.4	一般競争契約 (総合評価)	1	99%	-
3	(株)野生動物保護管理事務所	1012301006038	関東山地ニホンジカ広域保護管理調査等業務	9	一般競争契約 (総合評価)	1	99%	-
4	(株)野生動物保護管理事務所	1012301006038	日光国立公園GPS付き首輪の購入	2.5	一般競争契約 (最低価格)	1	100%	-
5	(株)テンドリル	9060001030610	尾瀬国立公園ニホンジカ植生被害対策業務	16	一般競争契約 (総合評価)	1	98%	-
6	(株)テンドリル	9060001030610	尾瀬国立公園植生保護柵資材の購入	3.1	一般競争契約 (最低価格)	1	96%	-
7	(一財)自然環境研究センター	6010505001148	南アルプス国立公園ニホンジカ捕獲手法検討業務	14.5	一般競争契約 (総合評価)	3	86%	-
8	個人	-	生態系保全等専門員賃金	9	その他	-	-	-
9	(一財)自然公園財団	5010005017959	奥日光地域における囲い罟を利用したニホンジカ捕獲準備調査	2.5	一般競争契約 (最低価格)	1	97%	-
10	(一財)自然公園財団	5010005017959	戦場ヶ原シカ侵入防止柵等管理業務	2.1	随意契約 (公募)	1	-	-
11	大宮年金事務所	-	賃金関係	3.2	その他	-	-	-
12	長野県上伊那猟友会	-	南アルプス国立公園ニホンジカ個体数調整等業務(長野県)	2.2	一般競争契約 (最低価格)	2	98%	-
13	東邦薬品(株)	5010901023507	エスプラインAインフルエンザ 等購入	0.1	随意契約 (少額)	-	-	-
14	(有)フローラ	7010002027488	アルコール用スプレーボトル購入	0	随意契約 (少額)	-	-	-
15	アークランドサカモト(株)	4110001013829	蓄圧式スプレー購入	0	随意契約 (少額)	-	-	-

I

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社野生鳥獣対策連携センター	3140001093480	国指定剣山山系及び石鎚山系鳥獣保護区周辺地域等の野生鳥獣対策等業務に関する派遣業務	6	一般競争契約 (最低価格)	1	94%	-
2	株式会社野生動物保護管理事務所	1012301006038	国指定中海鳥獣保護区カワウ個体群管理対策及び中国四国カワウ広域協議会等開催業務	6	一般競争契約 (最低価格)	1	99.8%	-
3	特定非営利活動法人四国自然史科学研究センター	8490005004246	国指定剣山山系鳥獣保護区等におけるニホンジカ対策調査業務	3	一般競争契約 (最低価格)	3	43.6%	-
4	サンイン技術コンサルタント株式会社	2270001003659	国指定大山鳥獣保護区等におけるニホンジカ対策調査業務	3	一般競争契約 (最低価格)	7	79.2%	-
5	(資)野田屋電機	6470003000606	備品等購入	0.3	随意契約 (少額)	-	-	-
6	高知県農業協同組合物部支所	2490005003492	消耗品等購入	0.2	随意契約 (少額)	-	-	-
7	株式会社甲玉堂	7260001002319	消耗品等購入	0	随意契約 (少額)	-	-	-
8	株式会社中幸船具店	8470001003063	消耗品等購入	0	随意契約 (少額)	-	-	-
9	株式会社トヨタレンタリース山口	7250001000471	車両借上	0	随意契約 (少額)	-	-	-
10	関東総合通信局	-	電波利用料	0	随意契約 (少額)	-	-	-
11	MPアグロ株式会社	4430001033605	消耗品等購入	0.1	随意契約 (少額)	-	-	-

J

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)一成	8140001042490	屋久島国立公園におけるヤクシカ保護管理対策推進業務	25	一般競争契約 (総合評価)	1	94%	-
2	(株)一成	8140001042490	霧島錦江湾国立公園霧島地域における森林生態系保全のためのニホンジカ対策業務	6	一般競争契約 (最低価格)	1	94%	-
3	(株)一成	8140001042490	野生動物捕獲装置(AIゲートかぞえもん)	1	随意契約(少額)	-	-	-
4	(株)野生鳥獣対策連携センター	3140001093480	対馬におけるニホンジカ対策戦略検討業務	14	一般競争契約 (総合評価)	1	80%	-
5	公益財団法人日本生態系協会	6013305001887	令和2年度出水におけるツル類の分散化等に関する検討業務	5	随意契約(企画競争)	1	-	-
6	個人	-	アクティングレンジャー人件費	4	その他	-	-	-
7	株式会社ブレック研究所	5010001081785	令和2年度九州地方環境事務所野生生物課所掌施設長寿命化計画策定業務	1	随意契約(少額)	-	-	-
8	一般財団法人九州環境管理協会	5290005013749	令和2年度出水におけるツル類分散化モニタリング業務	0.9	随意契約(少額)	-	-	-
9	竹森鐵工(株)	5140001046841	困いわな	0.6	随意契約(少額)	-	-	-
10	NPO猪の瀬戸湿原保全の会	4320005003202	令和2年度生態系維持回復事業計画に基づく希少植生調査(猪瀬戸湿原)	0.3	随意契約(少額)	-	-	-
11	正和商事(株)	3120001082576	モニタリング柵	0.3	随意契約(少額)	-	-	-
12	(株)インターマン	1340001005054	リチウム乾電池	0.1	随意契約(少額)	-	-	-

K

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	アスクル(株)	5010601030357	レインスーツ	0.1	随意契約(少額)	-	-	-
2	沖縄メディックス(株)	6360001006450	パコマ 5L	0	随意契約(少額)	-	-	-
3	沖縄日通エアカーゴサービス(株)	9360001000392	検体輸送料金	0	随意契約(少額)	-	-	-
4	(株)メイクマン豊見城店	4360001009216	消石灰	0	随意契約(少額)	-	-	-

L

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	出水干拓東土地改良区	-	ツル休遊地土地借り上げ	8	随意契約 (その他)	-	-	
2	有限会社桑野水道設備	6340002022366	農道復旧工事	2.8	指名競争契約 (最低価格)	7	96.2%	-
3	鹿児島いづみ農業協同組合	9340005005217	配布用資材の購入 (赤銀テープ, 防鳥糸ほか)	1.4	随意契約 (その他)	-	-	
4	鹿児島いづみ農業協同組合	9340005005217	目隠し網購入	0.3	随意契約 (その他)	-	-	
5	鹿児島いづみ農業協同組合	9340005005217	地権者への防護資材等の 配布	0	随意契約 (その他)	-	-	
6	真心ファーマーズ株式会社	7340001017416	給仕用小麦購入	1.1	随意契約 (その他)	-	-	
7	公益社団法人出水市 シルバー人材セン ター	5340005007613	ツル休遊地目隠し網の設置 及び撤去並びに側溝清掃	0.3	随意契約 (少額)	-	-	

M

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社野生鳥獣対 策連携センター	3140001093480	ニホンジカ及びイノシシの個 体数推定及び生息状況等 調査業務における全国個体 数推定(再委託)	7.7	その他	-	-	
2	株式会社緑生研究所	5012401008822	ニホンジカ及びイノシシの個 体数推定及び生息状況等 調査業務における静岡県糞 塊密度調査(再委託)	3	その他	-	-	



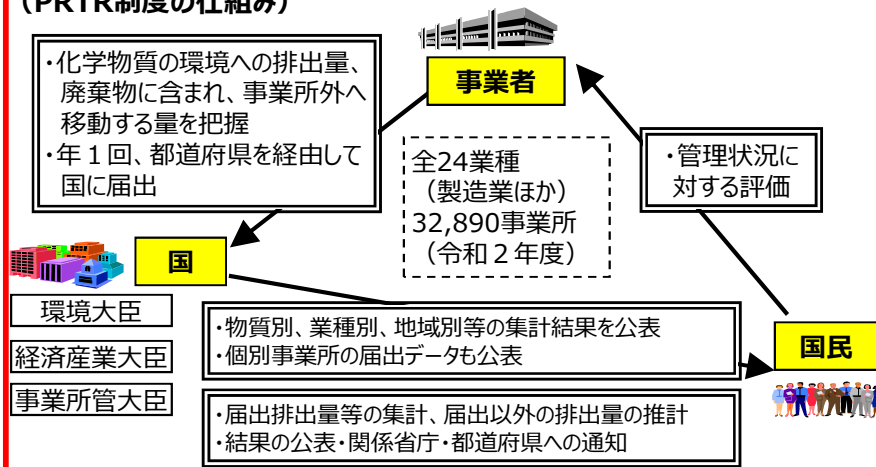
化管法の概要

- ・平成11年制定「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」
- ・目的は事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること
- ・対象事業者へ事業活動に伴う化学物質排出量の届出（**PRTR制度**）ならびに安全データシートの交付（**SDS制度**）を義務化

PRTR制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

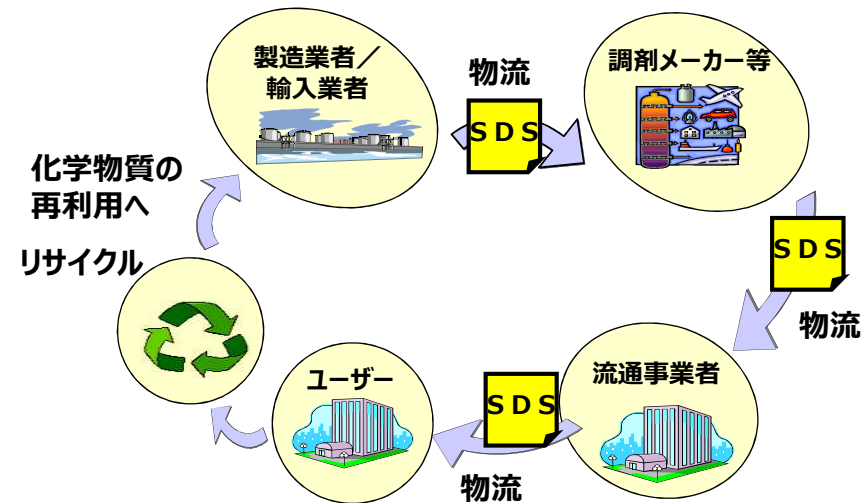
- ・対象事業者が、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握、都道府県知事を経由して国へ届出、国は届け出されたデータを集計して公表する制度

(PRTR制度の仕組み)



SDS制度 (安全データシート: Safety Data Sheet)

- ・有害性のおそれのある指定化学物質及びそれを規定含有率以上含有する製品を他の事業者へ譲渡、提供する際に、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供を義務づける制度



- ・定期的に制度および対象物質などの見直しを行っている。
- ・令和3年10月に対象物質の見直し（政令改正）を実施。

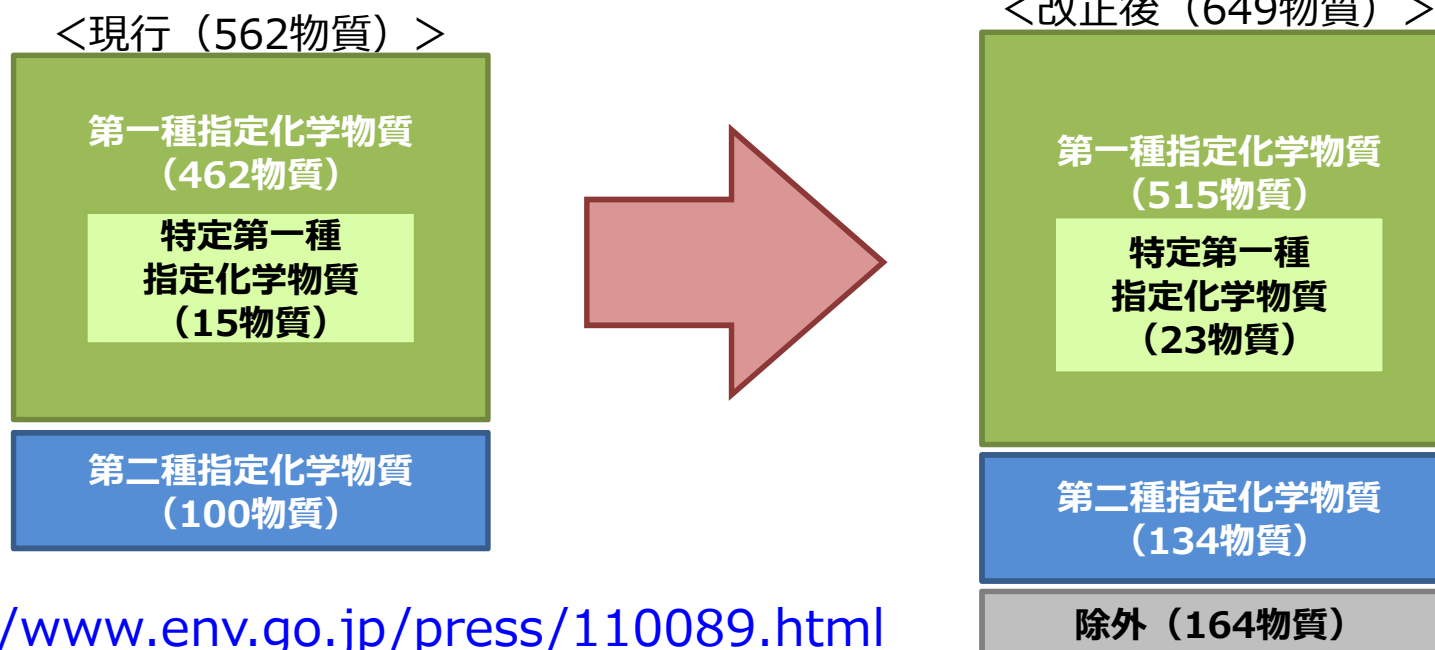


特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の改正概要

- 最新の有害性に関する知見等に基づいた対象物質の見直しの結果、有害性が現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は**649物質**
 - PRTR制度とSDS制度の対象となる第一種指定化学物質は**515物質**
(うち発がん性等のある23物質は特定第一種指定化学物質)
 - SDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質は**134物質**
- 令和3(2021)年10月20日公布、**令和5(2023)年4月1日施行**※
※PRTR制度に関して、**改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和5年度から、届出は令和6年度から実施**

PRTR制度 : 化学物質排出・移動量届出制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

SDS制度 : 化学物質の性状や取扱いに関する情報 (安全データシート) の提供に関する制度 (Safety Data Sheet)



<https://www.env.go.jp/press/110089.html>



PRTR制度運用・データ活用事業（主な業務の概要）

① 化管法の対象となる化学物質の見直しに向けた科学的知見の収集

→今日的な化学物質管理を行うべく、ばく露と有害性に関する最新の情報収集及び科学的知見に基づく対象物質への指定条件等の検討。

② 化管法に基づき国が実施する届出外排出量の推計・公表

→対象物質の全体の排出量を把握するため、届出対象外の事業所、家庭、自動車などからの排出を推計。推計を行うための種々の情報の収集と精査、推計方法の検討。

③ PRTRデータの把握・届出に関する事業者への支援

→正確な排出量の届出をしていただくため、業種ごとの排出動向の調査を行い、マニュアルなどを作成。

④ 届出されたデータの集計・公表を行うシステムの整備・改良等

→化学物質の排出状況などの国民や事業者への分かりやすい情報提供のための集計・公表システムの整備・改良などを実施。対象物質の見直しによる情報の追加や化学物質ごとの管理番号の付与などへの対応。

⑤ 災害時などの化学物質漏洩への対応

→PRTR届出情報の活用により、どこでどのような物質が排出（取扱）されているか把握が可能のため、PRTRデータの災害時の漏洩対応への活用が有効。その活用方法及び関係機関の連携体制の構築について検討。

⑥ PRTR制度の国際動向実態把握など

→PRTR制度に関する国際動向の調査。制度の国際的調和の推進。

○選定理由

- ・平成11年から長期にわたって実施している事業であり、事業成果等について検証する必要があるため。

○想定される論点

論点①：事業者による化学物質の自主的な管理がどのように実施されているかは把握できているのか。もしできていない場合、把握するための制度・体制の見直しが必要ではないか。

⇒ 事業者の自主的取組については、排出量算定マニュアルの見直しに係るヒアリングなどを通じて把握している。

具体的な取組内容に関しては企業秘密に該当する部分もあることから、公表にあたっては十分な配慮が必要であるが、事業者との調整を図って好事例の水平展開について検討したい。

論点②：排出・移動量の推移の傾向はどのようになっているか。その要因は把握しているか。またその対応策如何。

⇒ 排出量については制度化当初は顕著な減少傾向になり、近年では横ばいとなっている。これは、制度化当初は事業者の自主的努力の効果が大きかったものと考えられるが、それが徐々に見えにくくなっているものと考えられる。

移動量については、制度化以降横ばいの状態が続いている。令和2年のデータでは総届出排出量・移動量の65%を占めていることから、より適正な管理を進めることが重要と考えている。

これらの点は、令和元年の「今後の化学物質環境対策の在り方について（答申）」でも指摘されており、今後、有害性の強い物質の排出が適切に削減されているかなど、環境リスクの観点からの排出・移動量削減に向けた評価等について検討を行う。

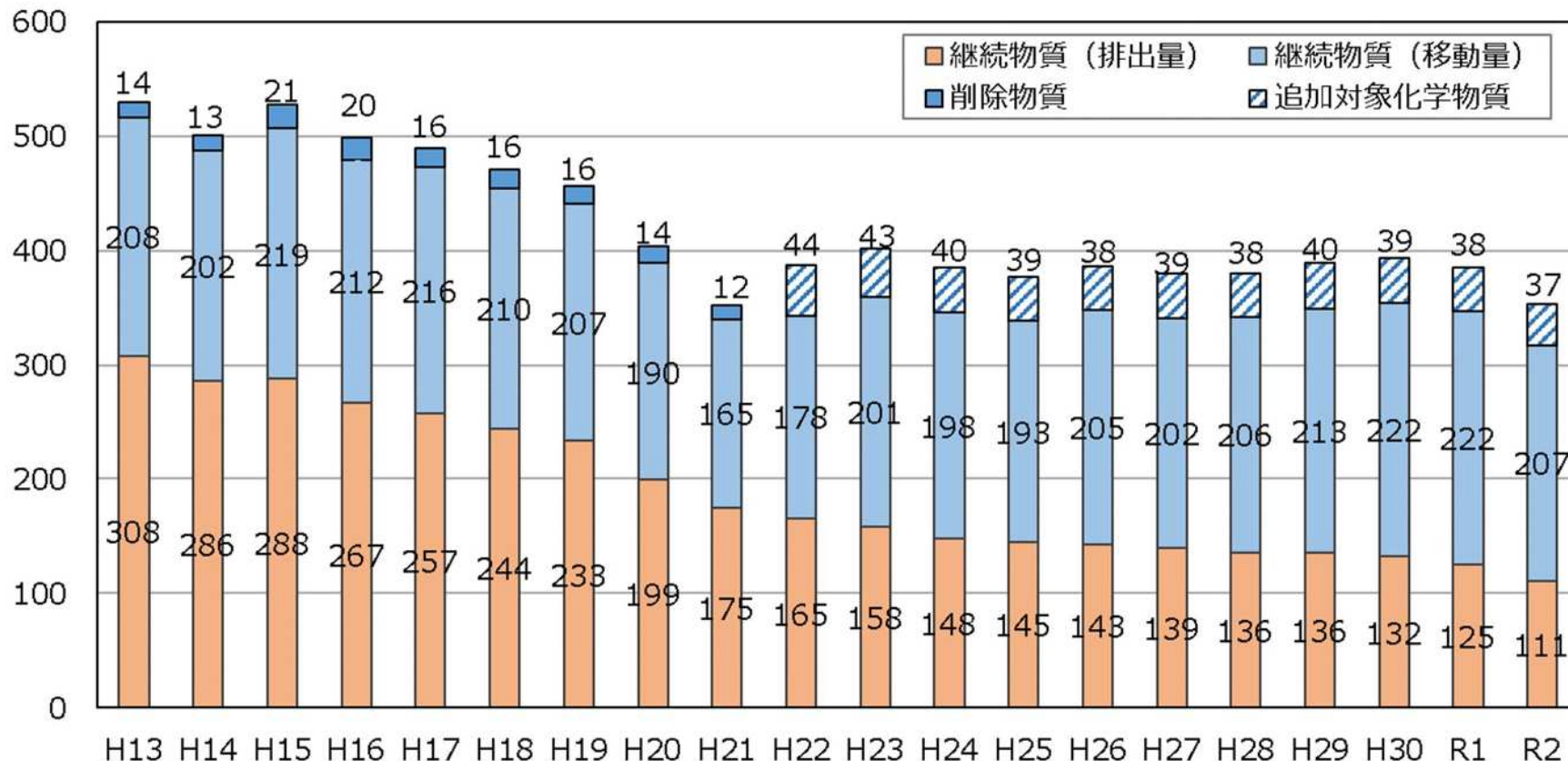


(参考) 平成13～令和2年度 届出排出量・移動量の経年変化

- 平成20年の化管法政令改正前後で継続して届出対象物質として指定された276物質（継続物質）の総届出排出量・移動量は317千トン（対前年度比▲8.6%）

<排出量> 111千トン(対前年度比▲11.5%)

<移動量> 207千トン(対前年度比▲7.0%)



※追加対象化学物質：平成20年政令改正時にPRTRの届出対象に追加された186種類の第一種指定化学物質

※削除物質：平成20年にPRTRの届出対象から除外された73種類の第一種指定化学物質

※化管法の見直しに伴う継続物質等の考え方：

平成20年の政令改正時前後で継続して対象となった物質(継続物質;276物質)には、改正前後で完全に同一の物質として継続して指定された物質(265物質)に加え、平成20年の政令改正により統合又は分割された物質で対象となる物質の範囲としては完全に一致する物質(4物質)及び政令改正前後で対象となる物質の範囲が完全には一致しない物質(7物質)を含む

令和3年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	PRTR制度運用・データ活用事業			担当部局庁	環境保健部	作成責任者						
事業開始年度	平成11年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	環境安全課	課長 太田 志津子						
会計区分	一般会計											
根拠法令 (具体的な条項も記載)	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条、第8条、第9条等			関係する計画、通知等	-							
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費							
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	化学物質排出把握管理促進法(化管法)に基づき、事業者が人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量及び事業所外への移動量(PRTRデータ)を把握し、その量を国に届出すること、事業者から届出される量以外に環境に排出されていると見込まれる排出量を国が推計し、これらを国民に公表することによって、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と、環境保全上の支障の未然防止を図る。											
事業概要 (5行程度以内。別添可)	化管法に基づく化学物質排出・移動量届出制度(PRTR制度)を適切に運用するため、事業者が同法に基づいてPRTRデータを把握・届出することを支援するマニュアル等や、届出されたデータの集計・公表を行うシステムの整備・改良等を行う。また、同法の対象となる化学物質の見直しに向けた科学的知見の収集や、同法に基づき国が実施する非点源排出源(家庭、自動車等)からの環境中への排出量の推計・公表、化学物質の排出削減に係る事業者の取組事例の収集・公表などを行う。なお、令和2年度は令和元年度把握分として届出されたデータの集計・公表を行った。											
実施方法	直接実施、委託・請負											
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	平成30年度	188	令和元年度	192	令和2年度	249	令和3年度	254	令和4年度要求	245
		補正予算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	188	188	192	192	249	249	254	254	245	245
	執行額	143	143	172	172	190	190	190	190	190	190	
	執行率(%)	76%	76%	90%	90%	76%	76%	76%	76%	76%	76%	
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	76%	76%	90%	90%	76%	76%	76%	76%	76%	76%		
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由								
	環境保全調査費	241	232	総額については、システム関連予算がデジタル庁の一括計上対象となることから減額となっている。また、化管法の制度見直しにより明らかになった課題への対応検討のため、増額要求している。								
	環境保全調査等委託費	13	13									
	計	254	245									
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3年度	目標最終年度 -年度			
	直近3年間における「PRTR地図上表示システム」の最も多い閲覧数 (※)PRTR制度の意義のひとつである「国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進」を踏まえて設定。 (※)令和元年度が最も多かったため、この閲覧数の維持を目指す。	本事業で整備した「PRTR地図上表示システム」の年度ごと閲覧数	成果実績	ページビュー	15,825	19,051	17,848	-	-			
			目標値	ページビュー	14,719	15,825	19,051	19,051	-			
			達成度	%	107.5	120.4	93.7	-	-			
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	令和2年度 PRTRデータ管理・公表・開示システムの保守・運用等補助業務 成果物(環境省)											
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込				
	化管法に基づき国が実施する非点源排出源からの環境中への排出量の推計について、本事業で推計を行った排出源の数(環境省実施分)	活動実績	件	19	20	20	-	-				
当初見込み		件	19	19	20	20	20					

単位当たりコスト		算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込			
		国が行う推計の排出源の数ひとつごとに、算出に必要な なった金額の概算。(環境省実施分) 「PRTR届出外排出量推計」の契約金額/排出源数						単位当たり コスト	1.6	1.5	1.6
		計算式		百万円/件	30/19	30/20	31/20	36/20			
政策評価、 新経済・ 財政再生 計画との 関係	政策	-									
	施策	6 化学物質対策の推進									
	測定指標	定量的指標				単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		PRTR対象物質の環境への総届出排出量・移動量の把握	実績値	トン	391,342	384,054	集計中	-	-		
			目標値	トン	-	-	-	-	-		
		定量的指標				単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3 年度	目標年度 - 年度
		化学物質アドバイザーの派遣数	実績値	回	20	16	10	-	-		
			目標値	回	24	23	20	20	-		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	本事業において、化管法に基づき事業者より届け出られるPRTRデータの集計及び公表を行う。また、本事業において化学物質アドバイザー制度を適切に運用する。										
新経済・ 財政再生 計画改革 工程表 2020	取組事項	分野:	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)				単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-			
	達成度	%	-	-	-	-	-	-			
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)				単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
成果実績		-	-	-	-	-	-				
目標値		-	-	-	-	-	-				
達成度	%	-	-	-	-	-	-				
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係											
-											

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	PRTR制度は、国会の審議を経た化管法に基づく制度であり、事業者による自主的な管理の改善の促進支援、国民への情報提供や化学物質に係る理解の増進等を通して、国民や社会のニーズに対応している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	化管法に基づき、対象化学物質の排出量及び移動量のデータを把握・集計し、また推計し、広く国民に公表していることから、国が事業を行うことは妥当である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	第5次環境基本計画においては、化学物質分野において「環境への排出状況に係る指標」として「PRTR制度の対象物質の排出量及び移動量」が定められており、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	事業者の選定にあたっては、一般競争入札により競争性を確保している。一者応札となった契約は公告期間の延長をや仕様書の見直しを行う予定。随意契約となった契約は、PRTRデータの集計及び公表データを作成するための電子計算機の維持管理業務である。当該機器は化管法の告示において独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)に設置することが規定されていることから、契約の性質が競争を許さないものであった。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	効率的な事業の運営に取り組んでおり、妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	化管法の施行のための業務を中心に、本事業の目的に即して真に必要なものに限定されている。	
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海外や国内での対面会議の延期・中止による旅費や人件費の減少によるものであり、調査業務等での執行も行ったが減少分が上回ったことによるものである。		
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	法施行経費が事業経費の大半を占めているため、法施行への支障がないように留意しつつ、個別契約の内容を吟味し、コスト削減・効率化を計っている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	PRTR制度に基づく集計結果をより分かりやすい形で国民に公表することにより、制度の意義にある「国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進」に繋がっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	考えうる調査手法が多様である契約については、総合評価落札方式により、業者からの提案を受け効果的な提案を選択している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込みに沿った実績になっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	制度については法に基づき着実に実施しているほか、外部有識者の意見を踏まえつつ、実績成果活用が図られている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	化管法の共管省である経済産業省と集計・公表を共同で実施しており、PRTR制度・データ集計システムについて応分の費用を負担している。	
	所管府省名	事業番号		事業名
	経済産業省	20 - 0389		独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金
点検・改善結果	点検結果	PRTRデータの集計・公表の着実な実施およびPRTR制度見直しに向けた対応のために、事業の効果的・効率的な執行に努めている。事業者の選定にあたっては、可能な限り競争性を確保し、総合評価落札方式等を実施するようにしている。		
	改善の方向性	引き続き、事業者の選定にあたっては総合評価落札方式等を実施するとともに、各種の事業の実施にあたっては有識者の知見を聴取し活用するなど、事業の効果的・効率的な執行に努めていく。		

外部有識者の所見

外部有識者点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現
状
通
り

PRTRデータの集計・公表の着実な実施及びPRTR制度見直しに向けた対応のため、引き続き効果的・効率的な執行に努めること。また、一者応礼の改善に向けた取り組みを検討すること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現
状
通
り

PRTRデータの集計・公表の着実な実施及びPRTR制度見直しに係る対応のため、引き続き効果的・効率的な執行に努める。また、一者応礼の抑制の取組として、入札条件の緩和や公告期間の延長などの取組を行い、適切な予算執行に努める。

備考

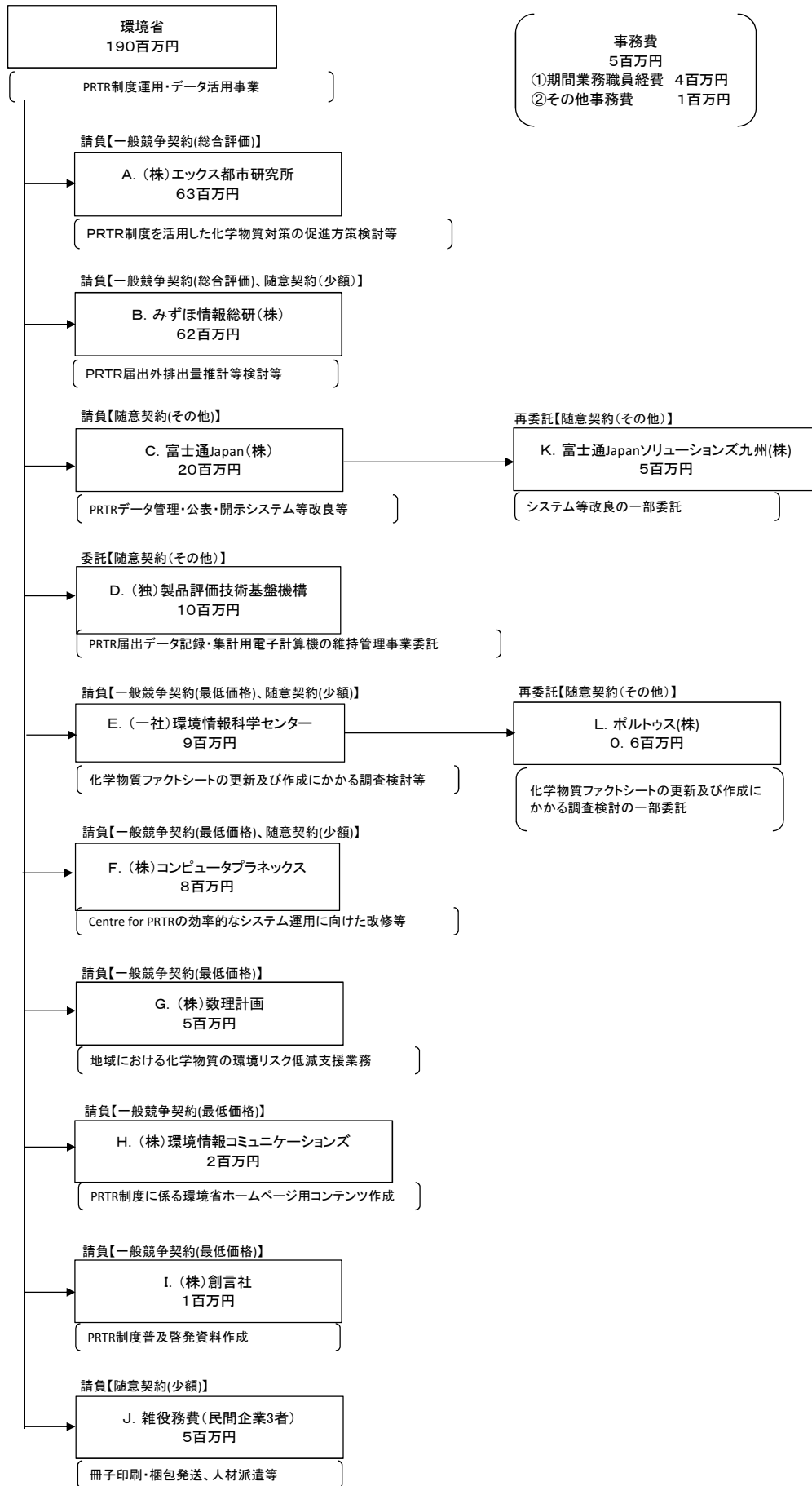
PRTRインフォメーション広場 (<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>)

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	204			
平成23年度	206			
平成24年度	215			
平成25年度	256			
平成26年度	253			
平成27年度	248			
平成28年度	233			
平成29年度	248			
平成30年度	250			
令和元年度	環境省 - 0242	経済産業省 - 0386		
令和2年度	環境省 - 0245	経済産業省 - 0372		

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.株式会社エクス都市研究所			B.みずほ情報総研株式会社		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	人件費	計画検討、調査等	55	人件費他	人件費、経費、消費税	62
	その他	経費	2			
	消費税	消費税	6			
	計		63	計		62
	C.富士通Japan株式会社			D.独立行政法人製品評価技術基盤機構		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
人件費等	システム改良にかかる経費	14	業務費	電算機借料	8	
外注費	富士通Japanソリューションズ九州株式会社 へ一部委託	5	一般管理費	一般管理費	1	
消費税	消費税	1	消費税	消費税	1	
計		20	計		10	
E.一般社団法人環境情報科学センター			F.株式会社コンピュータプラネックス			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
人件費等	人件費、経費	6	人件費	環境構築、調査・分析等	6	
その他	一般管理費、消費税	2	一般管理費	一般管理費	1	
外注費	ポルトゥス株式会社へ一部委託	1	消費税	消費税	1	
計		9	計		8	
G.株式会社数理計画			H.株式会社環境情報コミュニケーションズ			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
人件費	人件費、経費	4	人件費	人件費	2	
管理費等	一般管理費、消費税	1	管理費等	一般管理費・消費税	0	
計		5	計		2	

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額が 支出されている者 について記載す る。費目と使途の 双方で実情が分 かるように記載)	I.株式会社創言社			J.株式会社五月商会		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	人件費等	人件費、制作費、経費	1	人件費等	人件費、経費、消費税	3
	消費税	消費税	0			
	計		1	計		3
		K.富士通Japanソリューションズ九州株式会社			L.	
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	人件費等	作業費	4.9			
	消費税	消費税	0.5			
	計		5.4	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社エックス都市研究所	4013301013616	PRTR制度を活用した化学物質対策の促進方策検討	23.1	一般競争契約 (総合評価)	1	95%	-
2	株式会社エックス都市研究所	4013301013616	災害に対応する平時及び災害発生時の化学物質漏洩・流出による被害防止対策等検討	20.4	一般競争契約 (総合評価)	1	86%	-
3	株式会社エックス都市研究所	4013301013616	国際社会におけるPRTR制度をはじめとする化学物質管理に関する普及啓発等	19.1	一般競争契約 (総合評価)	1	99%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	みずほ情報総研株式会社	9010001027685	PRTR届出外排出量推計等検討	31.2	一般競争契約 (総合評価)	1	99%	-
2	みずほ情報総研株式会社	9010001027685	化管法に基づくPRTR制度等の課題検討及び情報収集	23.9	一般競争契約 (総合評価)	1	84%	-
3	みずほ情報総研株式会社	9010001027685	PRTRデータ解析及び正確性向上に向けた調査・検討	5.5	一般競争契約 (総合評価)	3	36%	-
4	みずほ情報総研株式会社	9010001027685	化管法対象物質見直しに係る情報収集・整理	1	随意契約 (少額)	-	-	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士通Japan株式会社	9011005001123	PRTRデータ管理・公表・開示システム等改良	14.6	随意契約 (その他)	-	-	-
2	富士通Japan株式会社	9011005001123	PRTRデータ管理・公表・開示システムの保守・運用等補助	5.7	随意契約 (その他)	-	-	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	独立行政法人製品評価技術基盤機構	9011005001123	PRTR届出データ記録・集計用電子計算機の維持管理事業委託	10	随意契約 (その他)	-	-	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人環境情報科学センター	9010005016577	化学物質ファクトシートの更新及び作成にかかる調査検討	8	一般競争契約 (最低価格)	1	89%	-
2	一般社団法人環境情報科学センター	9010005016577	化学物質アドバイザー関連事業	1	随意契約 (その他)	-	-	-

I

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社創言社	5010001021139	PRTR制度普及啓発資料作成	1	一般競争契約 (最低価格)	1	63%	-

J

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社五月商会	4013301005010	公表資料の印刷及び梱包発送	2	随意契約 (少額)	-	-	-
2	株式会社五月商会	4013301005010	PRTRデータを読み解くための市民ガイドブックの印刷及び梱包発送	1.5	随意契約 (少額)	-	-	-
3	株式会社グレイス	7010001015304	化学物質排出把握管理促進法の施行・見直し及び関連調査に関する業務等に係る派遣業務	1	随意契約 (少額)	-	-	-
4	株式会社新生社	4010001018292	答申書の印刷	0.1	随意契約 (少額)	-	-	-

K

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士通Japanソリューションズ九州株式会社	3290001028141	PRTRデータ管理・公表・開示システム等改良の一部再委任	5.4	随意契約 (その他)	-	-	-

L

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ポルトゥス株式会社	3100001020975	化学物質ファクトシートの更新及び作成にかかる調査検討の一部再委任	0.6	随意契約 (その他)	-	-	-

企業行動推進経費のうち、金融のグリーン化推進事業



我が国における環境金融の普及促進に向け、環境金融の質の向上と裾野の拡大を支援します。

1. 事業目的

- ①地域金融の担い手である地域金融機関等に対して、シンポジウム等の開催を通じ、環境金融の普及・啓発を図る。
- ②地域金融機関に対して、地域ESG金融の実践を支援する。
- ③あらゆるアセットクラスにおけるESG要素の考慮を促すことで、多様なESG金融の考え方・手法の確立・普及を図る。

2. 事業内容

国内のESG金融の主流化に向けて、金融のグリーン化に対する金融機関等への更なる普及・啓発、環境金融市場の整備が必要である。本事業では、環境金融の質の向上と裾野の拡大を支援する。

(1) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」等の活用充実

地域金融機関等における環境金融の普及・啓発を目的としたシンポジウムの開催、国内外の金融機関における環境金融の取組状況に関する調査 等

(2) ESG金融の普及促進

地域金融機関を対象として、地域の環境・社会課題の掘り起こし等を通じた新たな案件組成やESG要素を考慮した事業性評価融資のプロセス構築等を支援

(3) 環境投融资促進のための市場拡大支援

適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトを資金使途とするグリーンボンド等の発行等支援、インパクトファイナンス、サステナビリティ・リンク・ローン等の新たなグリーンファイナンス手法に関するモデル事例の創出、普及拡大に関する調査・検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業・委託事業・補助事業
- 請負先・委託先・補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ

(1) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」等の活用充実

<環境金融に関するシンポジウム>

- ・東京、全国各所で開催予定

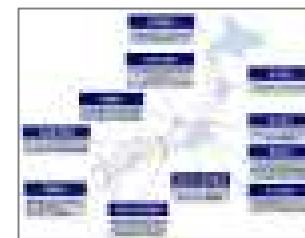
<環境金融に関する調査>

- ・UNEP FI、PRI、PRB、FSBといった国際機関等と連携して最新動向に関する調査



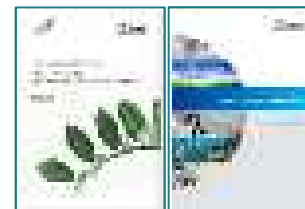
(2) ESG金融の普及促進

- ・地域金融機関に対し、ESGを考慮し、地方創生に資する金融行動をすることのできる仕組みや体制作りを、個別のコンサルティング等を通じて支援する。
- ・令和3年度は10案件（12機関）を採択。



(3) 環境投融资促進のための市場拡大支援

- ・グリーンボンド等の外部レビュー費用、フレームワーク策定のためのコンサルティング費用を補助。
- ・新たなグリーンファイナンス手法に関するモデル事例の認定、評価の支援、情報発信を通じた普及啓発 等



お問合せ先： 環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240

企業行動推進経費のうち、企業経営のグリーン化推進事業



持続可能な社会の実現に向けて動き出す企業を支援します。

1. 事業目的

① エコアクション21ガイドライン等の整備・普及促進等を通じたバリューチェーン全体のEMS活用を基盤とした企業の環境経営の実践等を支援する。

② 環境配慮促進法における環境報告・利用促進及び、環境報告による環境コミュニケーション・機関投資家による環境情報の利用を促進する。

2. 事業内容

2050年脱炭素社会実現のためには、気候変動をはじめとする環境課題を経済・社会の課題と統合的に解決する必要がある。この動きの加速化に向け、企業が特定した環境課題のリスク及び機会を戦略に組み込んだ経営を行い、その情報を公開するのを促進すること。

○環境経営の普及推進事業

・エコアクション21（環境省が策定した環境マネジメントシステム）の普及事業

○環境報告の推進活用事業

・環境デュー・ディリジェンス普及促進事業
・環境サステナブル企業選定等、環境報告の活用を推進する事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者、団体
- 実施期間 平成14年度～

4.



お問合せ先： 環境省 大臣官房 環境経済課 電話：03-5521-8229



(参考資料) 企業行動と金融のグリーン化について

2022年5月
環境省 大臣官房 環境経済課

事業別整理表

※令和4年5月段階。「実施予定」は事業の公募・委託済を含む。

項目	令和2年度予算（レビューシート）実施の事業	令和4年度
環境経営の普及推進	エコアクション21の普及、運営に関する検討委員会に関する委託（後掲①）	実施予定
	環境と成長の好循環に資する担い手育成支援に関する調査	終了 (令和3年度まで)
	中小企業の環境経営とSDGsの取組調査研究	終了 (令和2年度限り)
環境報告の推進活用	環境コミュニケーション大賞の運営	終了 (令和2年度まで)
	環境報告に関する調査	終了 (令和2年度限り)
	環境デュー・ディリジェンスに関する手引書の作成と普及（後掲②）	実施予定
	ESGファイナンス・アワードの運営（後掲③）	実施予定
金融行動原則の活用充実	「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」に基づく環境金融の実態調査（後掲④）	実施予定
ESG金融の普及促進	地域におけるESG金融促進事業（後掲⑤）	実施予定
	ESGコミット促進と情報開示と対話に係る調査	終了 (令和2年度限り)
環境投融资促進のための市場拡大支援	グリーンファイナンスに関するモデル事業（後掲⑥）	実施予定
	グリーンボンド等の発行等支援（後掲⑦）	実施予定
	適応ファイナンスに関する調査	終了 (令和2年度限り)
	インパクトファイナンスに関する調査	終了 (令和2年度限り)

①エコアクション21

➤ エコアクション21（EA21）ガイドラインは、様々な業種や規模の事業者が環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に環境省が策定

①中堅・中小事業者でも取り組みやすい効果的・効率的なPDCAサイクルを構築・運用

- ・中堅・中小事業者の実務負担にも配慮した取り組みやすい継続的改善のためのPDCAサイクル
- ・14の取組項目（要求事項）から構成され、取組を進めることで経営力向上、組織の活性化を図る

②環境経営レポートの作成・公表により活発なコミュニケーションと透明性の向上を促進

- ・環境経営レポートを活用し、様々な関係者との対話を行うことにより、社会的信頼が高まり、自社の企業価値が向上

③EA21ガイドラインに基づく事業者の認証・登録制度を推進

- ・認証・登録事業者は、審査員から審査の一部として、取組レベルを向上させるための助言を受けることが可能

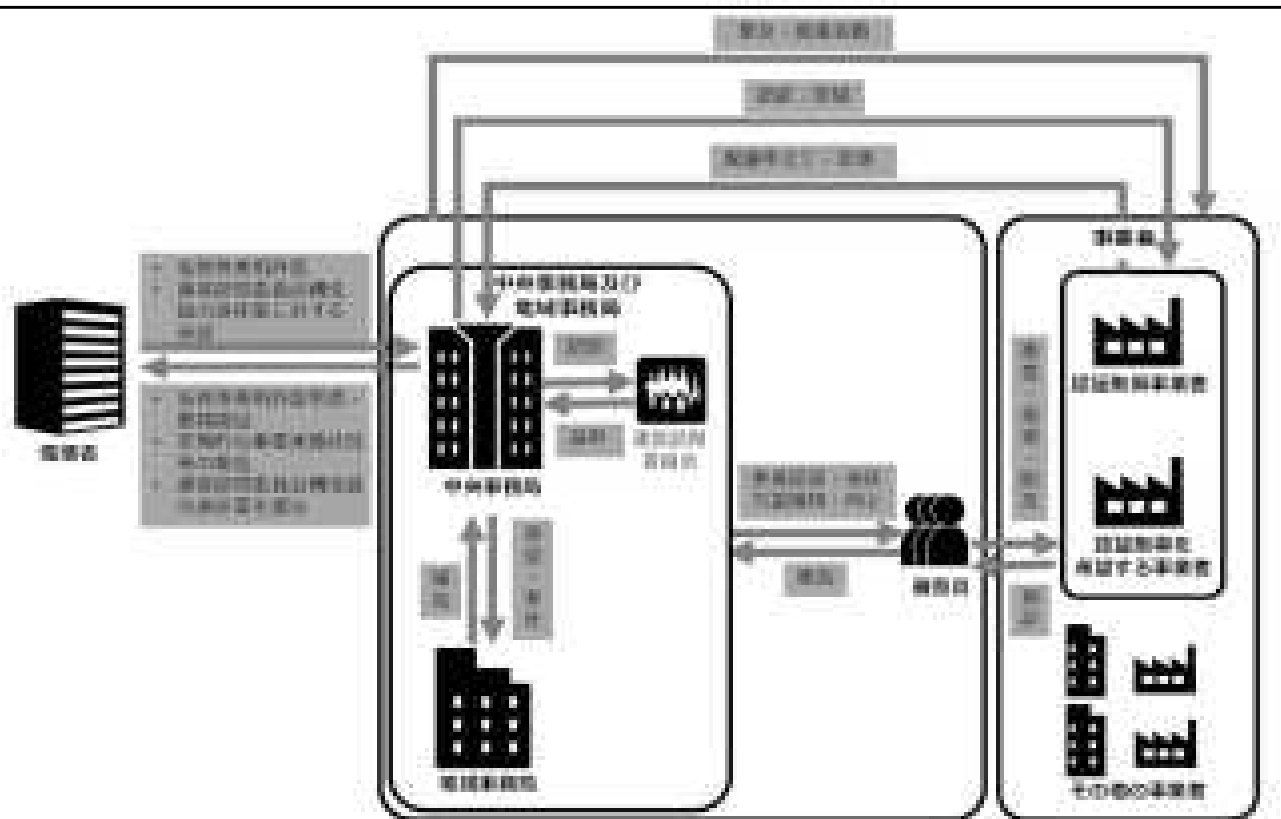


EA21認証・登録制度

○EA21ガイドラインに規定する要件適合確認を受け、環境省よりEA21の名称及びエコマークの使用許諾を得た法人が運営する制度。2004年度から始まり、2022年4月末時点で7,434事業者が認証・登録。

○制度は認証・登録事業者が支払う認証・登録料及び審査費用で運営されており、環境省では、制度の適切な運営を担保するため、「エコアクション21の運営に関する検討委員会」を定期的を開催し、制度の概況等の報告を受けている。

○また、説明資料の作成や制度の説明等を行うセミナーを環境省として開催するなどを通して、EA21 認証・登録制度の普及促進を図っている。



②環境デュー・ディリジェンス

- 日本のビジネス界でデュー・ディリジェンス（以下「DD」という。）という言葉は、企業買収等における投資対象の調査を表す用語として広く使われており、その中で、環境DDは、土壌汚染等の環境側面に関する現状認識調査を指す。
- 近年では、企業行動における課題をマネジメントするために、DDプロセスを活用する動きが世界的に広がっており、その課題には、環境分野も含まれる。
- そこで、令和元年度に「環境デュー・ディリジェンスに関する検討会」を設置し、「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を参考に、我が国の幅広い事業者に、環境DDの入門書として活用していただけるよう、「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECDガイダンスを参考に～」をとりまとめた。
- 日本企業での環境DDの理解を促進し、環境DD実施をすすめるため、国内外の動向調査や事例調査、セミナー等を開催。

「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門」

第1章 本書の背景・目的

第2章 DDプロセスとは：環境DDプロセス理解の基礎として、DDの概念を整理し、環境DDプロセスの手順の参考として利用するOECDガイダンスの概要を紹介

第3章 DDプロセスの運用と環境DDにおける留意点：OECDガイダンスのDDプロセスの枠組みを参考に、DDプロセスの運用や環境DDにおける留意点などを説明

第4章 バリューチェーンへのDDプロセスの適用：DDプロセスをバリューチェーン全体に適用する際の留意点について概括した後、上流への適用、下流への適用に分けて説明

第5章 参考情報：DDに関する各国の規制等の動向、企業におけるDDの事例、参考となる関連資料等を紹介

DDプロセスの5つの要素

- ①方針・経営システムへの組み込み
- ②負の影響・リスクの発見、評価
- ③負の影響・リスクの停止、防止、軽減
- ④実施状況と結果の追跡調査
- ⑤情報開示

③ ESGファイナンス・アワード（環境サステナブル企業）

環境情報を企業価値に活用するための考え方に関する報告書（2019年5月公表）

- ✓ 中長期的な時間軸でリターンの獲得を志向し、ESGの各要素を投資判断に織り込む上で、環境情報を理解する能力を組織として備えようと考えている機関投資家を念頭に、
- ✓ 環境情報を企業価値評価に役立てるための基本的な考え方を整理し、投資家が環境情報を利用する際のアプローチを事例とともに提供

「環境サステナブル企業」の評価軸、評価の視点（2019年7月公表）

- ✓ 環境要素が企業価値に与える影響の理解に基づく投資判断を普及させるとともに、
- ✓ 企業が環境要素を踏まえた経営を行い、その状況を開示することを促進するため、
- ✓ 環境要素を企業経営などに戦略的に取り組んでいる「環境サステナブル企業」を投資家が評価する際に参考となる評価軸や評価の視点を提供

令和元年度開始の「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」環境サステナブル企業部門で表彰

- ✓ 環境要素を企業経営に戦略的に取り込んでいる企業が投資家向けに開示した情報に基づき企業を選定

選定委員会（敬称略）

<委員長>

北川 哲雄 青山学院大学 名誉教授
東京都立大学 特任教授

<委員>

近江 静子 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
櫻本 恵 アセットマネジメントOne株式会社
竹ヶ原 啓介 株式会社日本政策投資銀行
林 寿和 ニッセイアセットマネジメント株式会社
兵庫 真一郎 三菱UFJ信託銀行株式会社
松原 稔 りそなアセットマネジメント株式会社

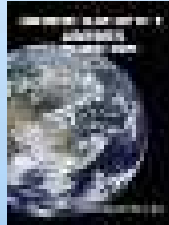
	第2回（令和2年度）	第3回（令和3年度）
金賞	麒麟ホールディングス	味の素 積水ハウス
銀賞	コニカミルタ ダイキン工業	住友化学
	積水ハウス	セイコーエプソン
銅賞	アサヒグループホールディングス 大和ハウス工業	アサヒグループホールディングス 積水化学工業
	味の素 富士通	伊藤忠商事 ユニ・チャーム
	大阪ガス 富士フイルムホールディングス	
特別賞	JFEホールディングス ユニ・チャーム	ジェイテクト プリチストン
		塩野義製薬 メルカリ ダイセキ環境ソリューション

④ 21世紀金融行動原則

- 環境省の支援のもと平成23年10月に採択された「21世紀金融行動原則」には、**現在303の金融機関等が署名**（令和4年月現在）。5つのワーキンググループの活動等を通じ、環境金融の取組の輪をひろげる。
- こうした機関投資家や金融機関の動きは、金融を通じて、投資先企業の行動を環境に配慮したものに变化させる強力なインセンティブとなる。

7つの原則（要旨）

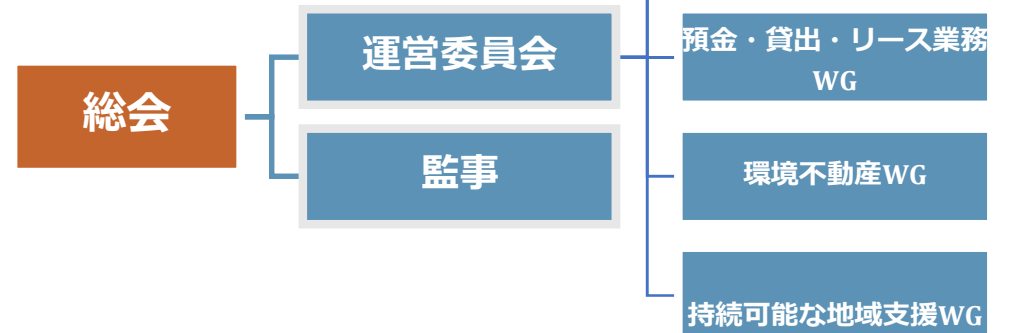
1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、**予防的アプローチの視点も踏まえ、事業を通じ最善の取組みを推進**する
2. 金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する
3. 地域コミュニティの持続可能性をサポートする
4. 多様なステークホルダーが連携し、主体的な役割を担う
5. 環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛ける
6. 取組みの情報を開示する
7. 役職員の意識向上を図る



運営体制



21世紀金融行動原則



署名機関より応募のあった取組事例の中から、当該年度の**優れた取組を選定**

最優良取組事例 選定委員会（委員長：末吉竹二郎氏）

7つの原則を踏まえ、特に金融機関としての本業に即した取組で、優れたものを優先して選定（環境要素を重視）

◆ 大賞（最優良取組事例）

- 地域部門 } 環境大臣賞を下付
- 総合部門 } (例年、定時総会にて大臣より表彰)

運営委員長（損保ジャパン、三井住友銀行）

環境要素に限定せず、幅広い観点から持続可能な社会の形成に寄与する取組を選定

◆ 特別賞（運営委員長賞）

- 最大3件程度

⑤ 令和3年度地域におけるESG金融促進事業委託業務

- 間接金融中心の我が国において、金融機関に対して地域の持続可能性の向上や地域循環共生圏の創出に資するESG地域金融の取組の支援を以下の3点を中心に実施。

① ESG金融の要素を考慮した経営の支援

※10案件（12金融機関）を採択済

- ✓ 有望なグリーンプロジェクト等の地域の市場調査、将来性・利益性の掘り起こし
- ✓ 支援先機関に対する案件組成支援等を通じた、ESG要素を考慮した事業性評価のプロセス構築等の検討支援
- ✓ 支援先機関内におけるESG金融取り組み促進へ向けた仕組みづくり

② ESG地域金融の経営層ダイアログ

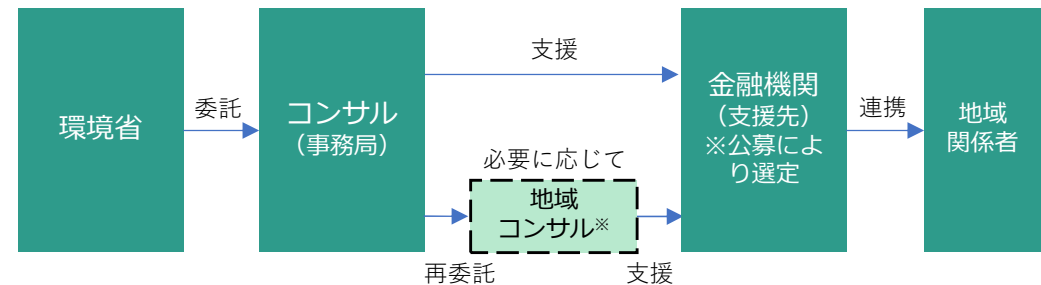
- ✓ 有識者と金融機関の経営層にて、ESG地域金融に関するダイアログを開催
- ✓ ①の採択金融機関は優先的に参加可能

③ ESG地域金融の勉強会

- ✓ ESG地域金融の考え方及び実践方法等についての勉強会を開催

事業イメージ

※地域経済エコシステム構築に向け、金融機関と自治体/他金融機関の共同応募も受け付ける



※地域金融機関のシンクタンクなどを想定



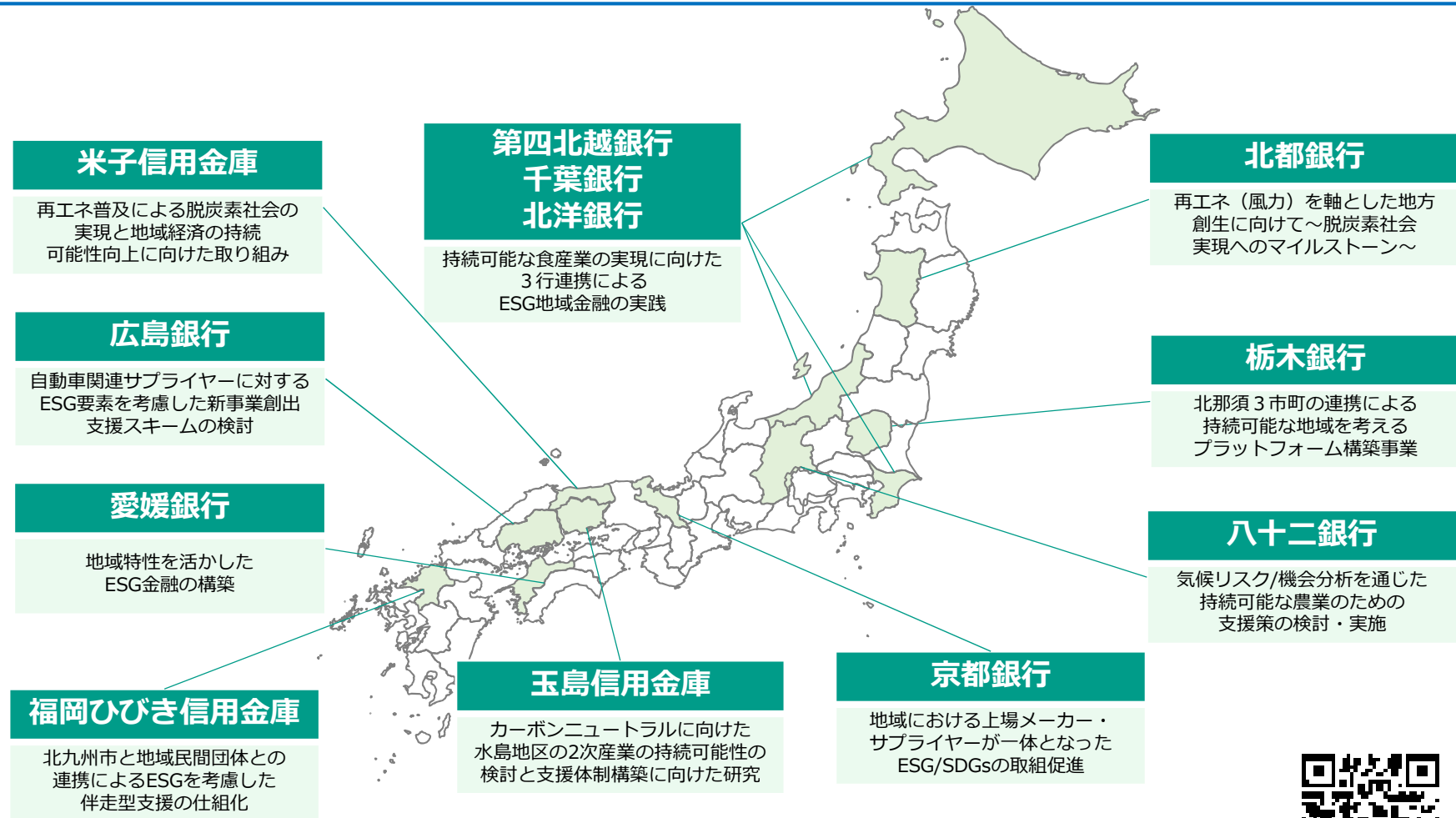
地域金融の効果

ESG

地域金融機関自身の持続可能なビジネスモデルの構築にも役立つ

(⑤参考) 令和3年度地域におけるESG金融促進事業委託業務 採択先一覧

- 地域金融機関に対し、地域課題の解決や地域資源を活用したビジネス構築等の支援を行うことにより、ESG地域金融の取組促進を目的とする。
- 令和3年度に採択した10案件（12金融機関）の支援を通じて、「ESG地域金融実践ガイドVer.2.1」を改訂・公表した。



※ESG地域金融実践ガイド2.1 <https://www.env.go.jp/press/110824.html>

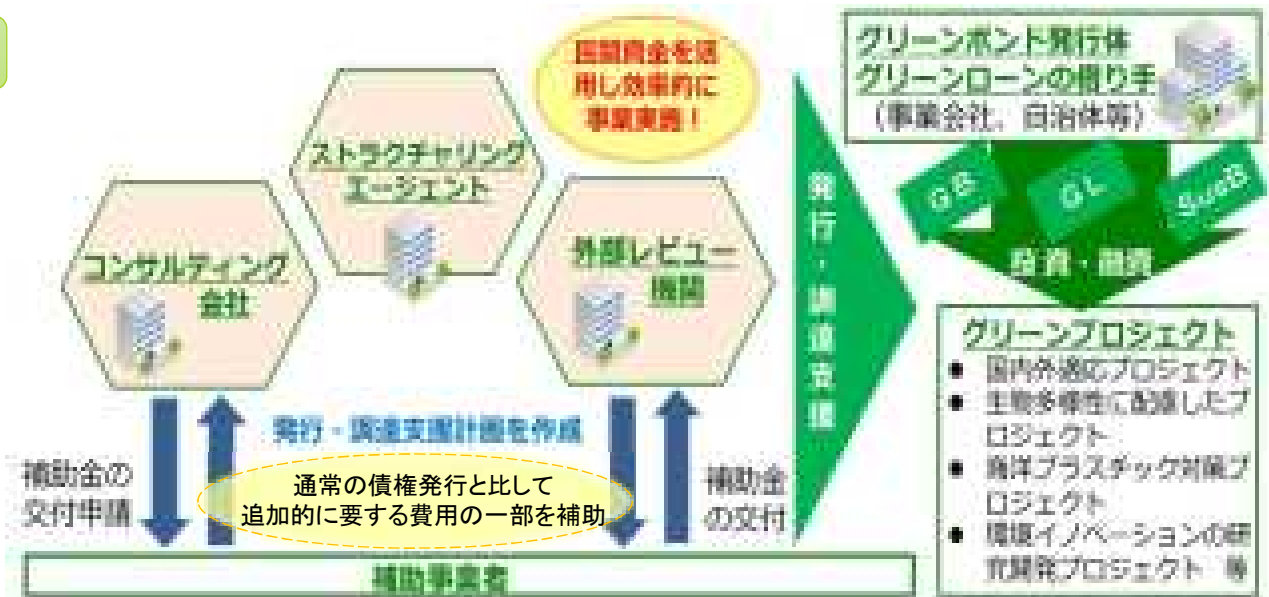
⑥ 適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けた グリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業

- 気候変動への適応、環境イノベーションに向けた研究開発、循環経済ビジネス等のグリーンプロジェクトを資金用途とするグリーンボンド、グリーンローン又はサステナビリティボンドの発行等を支援する者に対し、その支援に要する費用を補助する。

ポイント

- **対象金融商品の拡充**
 - ・ グリーンボンド
 - ・ 一定のグリーン性を有するサステナビリティボンド
 - ・ グリーンローン
- **資金用途となるグリーンプロジェクトの拡充**
 - ・ 気候変動への適応
 - ・ 循環経済ビジネス
 - ・ 環境イノベーションに向けた研究開発、
等
のグリーンプロジェクト

※ 資金用途が主に国内の低炭素化に資する事業である場合は、従来の支援事業の対象のため、除く



イメージ

- ・ 民間不動産（事業所や鉄道等）等の浸水対策や気象災害対策
- ・ 中小河川や高潮防御施設の整備
- ・ 気候変動に強い作物品種の開発・導入
- ・ 気象観測・監視、早期警戒システム事業
- 等
- ・ 再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材の開発事業、製造設備の建築
- 等

⑦令和3年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業 概要

本事業の目的

- 特に環境面においてモデル性を有し、かつ、環境省が策定する「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（GL・SLLガイドライン）や「インパクトファイナンスに関する基本的考え方」、「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」等に適合する新たなファイナンススキームに関する事例を創出し、情報発信すること等を通じて、国内におけるグリーンファイナンスの普及を図る。
- 本事業の対象は以下のとおり。
 - A GL・SLLガイドラインに適合又は準ずるSLL又はSLBのモデル事例
 - B インパクトファイナンスに関する基本的考え方及びグリーンから始めるインパクト評価ガイドを踏まえて実施するインパクトファイナンスのモデル事例
(ただし、特定するポジティブなコアインパクトとして環境面のインパクトを含むものに限る)



本事業の概要

- (1) モデル事例公募
 - 通年で公募を実施。
 - 公募期間：2021年7月6日～2022年1月21日（終了済み）**
- (2) モデル事例選定
 - 有識者等で構成される審査委員会にて、応募事例のモデル性を検証。
- (3) 適合性確認
 - 環境省及び環境省の請負事業者（※）が、各種ガイドライン等への適合性を確認。
 - ※ 令和3年度は株式会社格付投資情報センターが株式会社グリーン・パシフィック、パシフィック・コンサルタンツ株式会社との協力体制の下実施
- (4) 情報発信
 - 選定されたモデル事例について、適合性確認に係る報告書を発行。
(環境省ホームページへ掲載)

令和3年度モデル事業の採択案件一覧

事業者名	調達方法
東急不動産ホールディングス株式会社	サステナビリティ・リンク・ボンド
株式会社ファインセンター	サステナビリティ・リンク・ローン
Zエナジー株式会社 (カーボンニュートラルファンド)	インパクト・ファイナンス (ファンド)
三菱UFJ信託銀行株式会社 (インパクト投資ファンド)	インパクト・ファイナンス (ファンド)
株式会社滋賀銀行 (融資先：たねやグループ)	インパクト・ファイナンス (ローン)

令和3年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	企業行動推進経費			担当部局庁	大臣官房		作成責任者			
事業開始年度	平成14年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	環境経済課		環境経済課長 波戸本 尚			
会計区分	一般会計									
根拠法令(具体的な条項も記載)	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)(第4条、第5条、第8条、第9条、第10条、第11条、第13条)			関係する計画、通知等	環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画、地球温暖化対策計画					
主要政策・施策	地球温暖化対策			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	環境マネジメントシステム、環境報告書等の企業が自ら行う事業活動の把握、公表等の取組を通じ、自主的・積極的に環境配慮の取組を進める企業が高く評価される社会システムが構築され、環境と経済の好循環を実現し、もって企業の自主的な取組によって企業の事業活動に伴う環境負荷が低減されることを目的とする。									
事業概要(5行程度以内。別添可)	I. 企業経営のグリーン化推進事業 ・環境経営の普及推進事業(エコアクション21(EA21)、環境省が策定したEMS)の普及、環境経営の担い手育成) ・環境報告の推進活用事業(環境報告ガイドライン整備等、環境報告を推進、環境サステナブル企業選定等、環境報告の活用を推進) II. 金融のグリーン化推進事業 ①「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」等の活用充実、②ESG投資等の普及促進、③環境投融资促進のための市場拡大支援を実施。									
実施方法	委託・請負、補助									
予算額・執行額(単位:百万円)			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	152	153	147	145	134			
		補正予算	-	120	-					
		前年度から繰越し	-	-	120					
		翌年度へ繰越し	-	▲ 120	-					
		予備費等	-	-	-					
	計		152	153	267	145	134			
	執行額		101	100	240					
	執行率(%)		66%	65%	90%					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		66%	37%	163%						
令和3・4年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由						
	環境保全調査費	93	81							
	環境保全調査等委託費	26	27							
	地域環境保全対策費補助金	25	25							
	委員等旅費	0.6	0.6							
	諸謝金	0.3	0.3							
	その他	0.1	0.1							
	計	145	134							
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標3年度	目標最終年度	
	中堅・中小企業の環境マネジメントシステムの登録事業者数を令和3年度までに9,000件にする	エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	成果実績	件	7,945	7,760	7,543	-	-	
			目標値	件	9,000	9,000	9,000	9,000	-	
			達成度	%	88	86	84	-	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)	エコアクション21中央事務局HP「エコアクション21認証・登録制度の実施状況」 http://ea21.jp/files/ninsho_search/ninsho.pdf									
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標3年度	目標最終年度	
	環境金融への関心や取組を行う金融機関数を令和3年度までに285機関にする	持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名機関数	成果実績	機関	270	285	285	-	-	
			目標値	機関	250	275	285	285	-	
			達成度	%	108	103	100	-	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)	21世紀金融行動原則署名機関等一覧(一般社団法人 地球・人間環境フォーラム)									

横断的な施策に係る成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	分類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標		目標最終年度	
								3年度	年度	-	年度
地球温暖化対策関係	1t-CO2当たりの削減コストを令和3年度までに150円/tCO2に削減する。	1t-CO2当たりの削減コスト	成果実績	円/t-CO2	166	143		-	-		
				円/t-CO2	201	201	201	150	-		
				%	121	141		-	-		
	算出方法	本事業に登録した事業者1者当たり、12.0tCO2程度の波及効果を想定。	予算額/削減効果	直接効果	円/t-CO2	-	-	-	-	-	-
					円/t-CO2	-	-	-	-	-	
					%	-	-	-	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック			
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込		
	企業行動や環境金融に係る検討会等開催回数			活動実績	回	32	17	32			
				当初見込み	回	35	26	31			
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込			
	執行額/検討会等開催回数			単位当たりコスト	千円	2,390	4,128	2,652			
				計算式	千円/回	76,484/32	70,172/17	84870/32			
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策										
	施策	8 環境・経済・社会の統合的向上									
	測定指標	定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標年度	
		エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム			実績値	%	7,945	7,760	7,543	-	-
					目標値	%	9,000	9,000	9,000	9,000	-
		定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標年度	
		持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数(機関)			実績値	件	270	285	285	-	-
					目標値	件	250	275	280	285	-
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	環境マネジメントシステム等の企業が自ら行う事業活動の把握、公表等の取組を行い、自主的・積極的に環境配慮の取組を進める企業が高く評価される社会システムを構築し、環境と経済の好循環を実現することにより、上記のような取組を自主的に実施する企業を増加させる。										

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明
国費投入の	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	持続可能な社会の構築を目指して、広く企業等事業者の環境配慮行動を促進し、環境と経済の両立を図るものである
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	環境配慮促進法に基づき、企業における情報開示を促進するための事業であるため、国で行う事務である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	持続可能な社会構築に向けた各事業設計となっており、優先順位は高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	調査検討業務等、高度な知見を要する請負業者の選定については、一般競争入札を実施しており、競争性が確保されている。 一者応札については、公告期間の延長、早期の契約締結、仕様書の記載内容をより明確化することなどを行うことで、更なる競争性の確保に努めて参りたい。 随意契約については、業務範囲に係る豊富な知見を有する事業者でなければ効率的な業務実施が困難であり、当該事業者は十分な知見を有していたことから妥当である。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	コスト抑制に留意した会場手配等配慮の上対応している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	支出については当事業に必要な管理費用等に絞られている。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	各事業において、その進捗、支出費目・使途を適切に管理している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	ワーキング活動の合同開催等、効率的運営に努めている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	各事業は成果目標達成に向けて効果的に実施されている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	効果的手法、手段を検討の上実施している。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	金融行動原則の下で開催されるワーキンググループの活動は活発化している。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	調査報告書、ガイドライン、検討会資料等の成果物のHPへのタイムリーな掲載、情報発信を実行している。 ※各種資料等に引用される等、社会で広く活用されている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	委託・請負事業者と適宜打ち合わせ等を通じて事業の実施状況や内容を把握しながら業務進行を行い、成果物を環境省ホームページ等を通じて情報提供し、事業の効果的・効率的な執行に努めている。	
	改善の方向性	各目標が達成できるように進捗状況の確認を実施し、効率的な執行に努める。	

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見

現
状
通
り

当該事業の実施状況等を踏まえ、各メニューへの予算の再配分も含め、より効果的に事業を実施できるよう検討すること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現
状
通
り

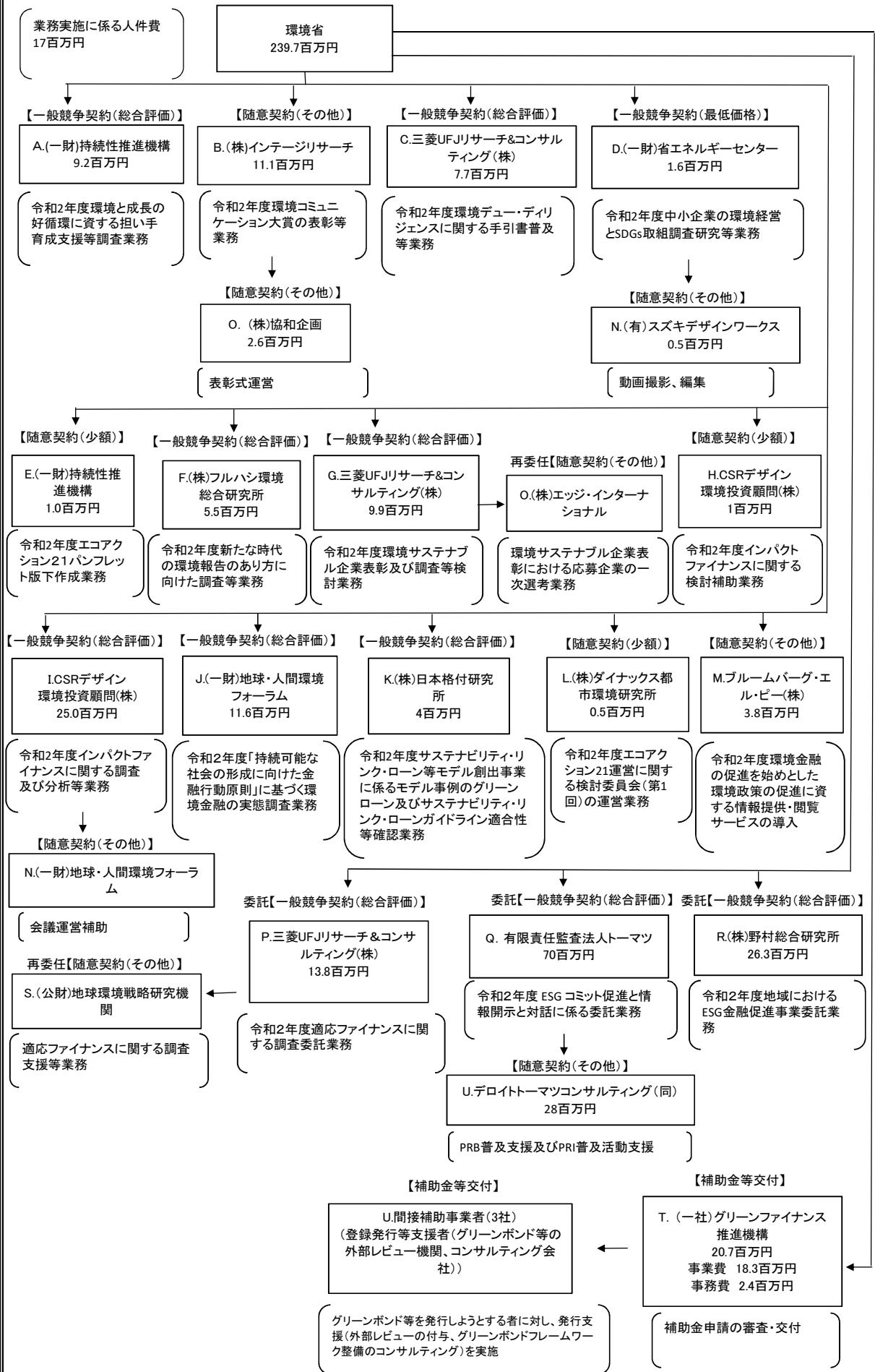
各事業の実施状況を鑑みて、各目標が達成できるように、予算の再配分も1つの手段として効果的に事業を進められるよう検討して参りたい。

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	232			
平成23年度	240			
平成24年度	247			
平成25年度	286			
平成26年度	284			
平成27年度	272			
平成28年度	256			
平成29年度	0271			
平成30年度	0273			
令和元年度	環境省 - 0265			
令和2年度	環境省 - 0267			

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

A.一般財団法人持続性推進機構			B.株式会社インテージリサーチ		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	企画立案・運営・全体調整・報告書作成等	6.5	人件費	応募資料整理、委員会運営等	2
諸謝金	コンシェルジュ、サポーター、インキュベータ	1.1	諸謝金	委員等旅費、謝金	2.7
印刷製本費	報告書	0	賃借料	施設、設備利用料(表彰式会場)	1.1
その他	一般管理費、消費税	1.6	外注費	表彰式運営費	2.6
			印刷費	パンフレット、賞状印刷、発送費	0.4
			その他	一般管理費、消費税	2.3
計		9.2	計		11.1
C.三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)			D.(一財)省エネルギーセンター		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	業務に係る調査等	5.3	人件費	実地調査、ヒアリング等実施	0.4
賃借料	オンラインセミナーの開催	0.6	賃金	作業補助	0.2
雑役務費	データベース使用料、文献購入費他	0.1	諸謝金	ヒアリング調査への謝礼	0.2
その他	一般管理費、消費税	1.6	外注費	動画撮影・編集	0.5
			その他	一般管理費、消費税等	0.3
計		7.6	計		1.6
E.一般財団法人持続性推進機構			F.(株)フルハシ環境総合研究所		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
その他	エコアクション21パンフレット版下作成費	1	人件費	調査に係る人件費	5.4
			その他	諸謝金、印刷製本費等	0.1
計		1	計		5.5
G.三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)			H.CSRデザイン環境投資顧問(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	委員会運営等	5.6	人件費	検討会運營業務	0.3
諸謝金	委員謝金	0.5	賃借料	会場費	0.3
再委託費	一次選定	1.7	諸謝金	委員への謝金	0.2
雑役務費	速記、データベース使用料等	0.3	その他	旅費、印刷費、一般管理費等	0.2
その他	一般管理費、消費税	1.9			
計		10	計		1

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

費目・使途 〔「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載〕	I.CSRデザイン環境投資顧問(株)			J.(一財)地球・人間環境フォーラム		
	費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
	人件費	調査、会議開催	12	人件費	計画検討、調査、WG開催、教材作成準備等	5.9
	賃借料	会議室料、機材	2.3	旅費	WG外部講師旅費、事務局出張旅費等	0.3
	印刷費	資料印刷、報告書印刷	3	諸謝金	WG外部講師謝金等	0.2
	外注費	会議運営補助	2	会議費	WGオンライン会議システム使用料等	0.1
	その他	一般管理費、謝金等	5.7	雑役務費	調査翻訳料、調査のための有料情報サイト使用料、教材作成のための翻訳料	2.6
				その他	一般管理費、消費税等	2.4
	計		25	計		11.6
	K.(株)日本格付研究所			L.(株)ダイナックス都市環境研究所		
	費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
	人件費	応募書類の精査、適合性確認等	2.7	人件費	準備、運営、議事録作成	0.3
	その他	旅費、印刷製本費、一般管理費等	1.3	その他	謝金、旅費等	0.2
計		4	計		0.5	
M.ブルームバーグ・エル・ピー(株)			N.(株)協和企画			
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)	
雑役務費	情報提供・閲覧サービスの導入	3.8	業務費	表彰式運営	2.6	
計		3.8	計		2.6	
O.(有)スズキデザインワークス			P.(株)エッジ・インターナショナル			
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)	
業務費	動画の撮影、編集	0.5	業務費	環境サステナブル企業表彰における応募企業の選考	1.7	
計		0.5	計		1.7	
費目・使途 〔「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載〕	Q.(一財)地球・人間環境フォーラム			R.(株)野村総合研究所		
	費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
	業務費	会議運営補助	2	人件費	調査等実施	18.5
				雑役務費	リーフレット作成等	2.3
				借料及び損料	会場費	1.5
				その他	諸謝金、旅費等	4
	計		2	計		26.3
	S.有限責任監査法人トーマツ			T.三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)		
	費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
	人件費	業務に係る調査	36	人件費	調査、勉強会開催	7.1
	外注費	業務支援	28	外注費	調査支援	4.2
	その他	印刷製本費等	6	諸謝金		0.2
				その他	通信運搬費、一般管理費等	2.3
計		70	計		13.8	
U.デロイトトーマツ コンサルティング(同)			V.(公財)地球環境戦略研究機関			
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)	
業務費	業務にかかる調査等	28	業務費	調査支援等業務	4.2	
計		28	計		4.2	
W.(一社)グリーンファイナンス推進機構			X.間接補助事業者(3社)			
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)	
補助金	間接補助事業者への補助金の交付	18.3	補助金	グリーンbond発行支援費用	18.3	
補助金	業務管理費等	2.4				
計		20.7	計		18.3	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人持続性推進機構	4011005003264	令和2年度環境と成長の好循環に資する担い手育成支援等調査業務	9.2	一般競争契約 (総合評価)	2	92%	

B.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社インテージリサーチ	6012701004917	令和2年度環境コミュニケーション大賞の表彰等業務	11.1	随意契約 (その他)	1	100%	

C.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	3010401011971	令和2年度環境デュー・デリジェンスに関する手引書普及等業務	7.7	一般競争契約 (総合評価)	1	53%	

D.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人省エネルギーセンター	5010005018908	令和2年度中小企業の環境経営とSDGs取組調査研究等業務	1.6	一般競争契約 (最低価格)	9	16%	

E.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人持続性推進機構	4011005003264	令和2年度エコアクション21パンフレット版下作成業務	1	随意契約 (少額)	-	-	

F.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社フルハシ環境総合研究所	3180001050263	令和2年度新たな時代の環境報告のあり方に向けた調査等業務	5.5	一般競争契約 (総合評価)	1	91.8%	

G.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	3010401011971	令和2年度環境サステナブル企業選定に係る検討業務	9.9	一般競争契約 (総合評価)	1	98%	

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	CSRデザイン環境投資顧問(株)	9010001130761	令和2年度インパクトファイナンスに関する検討補助業務	1	随意契約 (少額)	-	-	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	<input checked="" type="checkbox"/>

I								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	CSRデザイン環境投資顧問(株)	9010001130761	令和2年度インパクトファイナンスに関する調査及び分析等業務	25	一般競争契約 (総合評価)	2	98%	

J								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一財)地球・人間環境フォーラム	8010005011926	令和2年度「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」に基づく環境金融の実態調査業務	11.6	一般競争契約 (総合評価)	1	96%	

K								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)日本格付研究所	8010001061941	SLL等モデル創出事業に係るモデル事例のガイドライン適合性等確認業務	4	一般競争契約 (総合評価)	1	40%	

L								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)ダイナックス都市環境研究所	1010401016683	令和2年度エコアクション21運営に関する検討委員会(第1回)の運営業務	0.5	随意契約 (少額)	-	-	

M								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ブルームバーグ・エルピー(株)	8700150002453	情報提供・閲覧サービスの導入	3.8	随意契約 (その他)	-	-	

N								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)協和企画	4010401008125	表彰式開催	2.6	随意契約 (その他)	-	-	

O								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(有)スズキデザインワークス	2020002065491	動画撮影/編集	0.5	随意契約 (その他)	-	-	

P								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)エッジ・インターナショナル	9010401052614	環境サステナブル企業表彰における応募企業の一次選考業務	1.7	随意契約 (その他)	-	-	

Q								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一財)地球・人間環境フォーラム	8010005011926	検討会等の開催	2	随意契約 (その他)	-	-	

R

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)野村総合研究所	4010001054032	令和2年度地域におけるESG金融促進事業委託業務	26.3	一般競争契約 (総合評価)	1	94%	

S

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	有限責任監査法人トーマツ	5010405001703	令和2年度 ESG コミット促進と情報開示と対話に係る委託業務	7	一般競争契約 (総合評価)	1	88.8%	

T

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)	3010401011971	令和2年度適応ファイナンスに関する調査委託業務	13.8	一般競争契約 (総合評価)	4	55%	

U

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	デロイトトーマツコンサルティング(同)	7010001088960	PRB普及支援及びPRI普及活動支援	28	随意契約 (その他)	-	-	

V

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(公財)地球環境戦略研究機関	8021005009182	適応ファイナンスに関する調査支援等業務	4.6	随意契約 (その他)	-	-	

W

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一社)グリーンファイナンス推進機構	1010505002299	補助金申請の審査・交付	20.7	補助金等交付	-	-	

X

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	サステナリティクス・ジャパン(株)	9010401127325	グリーンボンドを発行しようとする者に対し、発行支援(外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング)を実施	4.6	補助金等交付	-	-	
2	(株)格付投資情報センター	4010001061945	グリーンボンドを発行しようとする者に対し、発行支援(外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング)を実施	5.9	補助金等交付	-	-	
3	(株)日本格付研究所	8010001061941	グリーンボンドを発行しようとする者に対し、発行支援(外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング)を実施	7.7	補助金等交付	-	-	

令和4年度 環境省行政事業レビュー
公開プロセス対象事業 選定シート

委員氏名

事業番号	事業名	選定 ※3事業を選定 (○印)	備考
0042	脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業		
0147	土壌汚染対策費		
0164	小型家電リサイクル推進事業費		
0222	鳥獣保護管理強化総合対策事業		
0258	PRTR制度運用・データ活用事業		
0281	企業行動推進経費		

令和4年度 環境省における公開プロセス関連スケジュール

令和4年5月16日現在

○外部有識者会合（事業選定のための打ち合わせ）

日時：5月16日（月） 13：30～15：30

場所：WEB会議

※現地視察についてはコロナの感染拡大状況を踏まえ検討

○事前勉強会

日時：6月2日（木） 10：00～12：00

※新美委員は、6月9日（木）10：00～12：00

場所：WEB会議

◎公開プロセス本番

日時：6月23日（木） 9：30～12：30

場所：WEB会議

○政務への講評

8月中旬～下旬頃 1時間程度

行政事業レビュー実施要領 抜粋
(公開プロセス対象事業の選定の考え方)

選定の基準

1. 外部有識者点検対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当する事業

【行政事業レビュー実施要領第2部3(1)①】

- ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
- ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）
- オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

2. 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

【行政事業レビュー実施要領第2部3(1)②】

3. 原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。

【行政事業レビュー実施要領第2部3(1)③】

平成 25 年 4 月 2 日策定
平成 26 年 3 月 14 日改正
平成 27 年 3 月 31 日改正
平成 28 年 3 月 29 日改正
平成 29 年 3 月 28 日改正
平成 30 年 3 月 28 日改正
平成 31 年 3 月 29 日改正
令和 2 年 3 月 27 日改正
令和 3 年 3 月 26 日改正
令和 4 年 3 月 25 日改正
行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領

目次

第1部 総論	3
1 基本的な考え方	3
2 体制整備	3
第2部 事業の点検等	5
1 レビューシート（行政事業点検票）の作成.....	5
2 外部有識者による点検	7
3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施	11
4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映	14
5 点検結果の公表等.....	15
6 新規事業及び新規要求事業の取扱い	15
第3部 基金の点検等	17
1 基金シート（基金点検票）について	17
2 地方公共団体等保有基金執行状況表について	20
3 出資状況表の作成・公表等.....	20
第4部 行政改革推進会議による検証等	22
1 行政改革推進会議による検証	22
2 秋の年次公開検証の実施	22
3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等	22
4 チーム責任者会合の開催	22
第5部 その他重要事項	23
1 優良な事業改善の取組の積極的な評価.....	23
2 その他重要事項	23

第1部 総論

1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省庁自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組であり、いわば「行政事業総点検」ともいうべきもの。

レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省庁自らが執行状況等を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

2 体制整備

(1) 行政事業レビュー推進チーム

- ① 各府省庁は、以下の構成を基本とした「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

統括責任者：官房長（官房長の置かれていない省庁にあつては総括審議官等
同等クラス）

副統括責任者：会計課長及び政策評価担当課長（会計課長及び政策評価担当課長の置かれていない省庁にあつては同等クラス）

メンバー：各局総務課長等。その他、チームの果たすべき役割を踏まえ、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう各府省庁で適切に選任、参画させる。

なお、各府省庁の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者とすることができる。その場合でも、官房長（官房長の置かれていない省庁にあつては総括審議官等同等クラス）、会計課長、政策評価担当課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

- ② チームは、以下の取組を行うものとする。

【事業の点検等】

ア 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）

の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象と

なる事業の選定及び点検結果の聴取

エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ

オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

カ 当該府省庁全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ

キ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導

ク 優良事業改善事例の選定等

ケ 職員の資質向上に係る取組

【基金の点検等】

コ 基金所管部局による基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導

- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
- ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備

サ 公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の適切な作成・公表

シ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

（2）行動計画の策定

① 各府省庁は、毎年度、原則4月中旬までに、現年度におけるレビューの行動計画を策定し、公表するものとする。

② 行動計画には、当該府省庁におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である（1）②ア～シについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。

（3）政策評価との連携・事務負担の軽減

政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、チームと政策評価担当部局との連携による、レビューと政策評価の一体的な推進を図るものとする。

第2部 事業の点検等

1 レビューシート（行政事業点検票）の作成

（1）事業単位の整理

各府省庁は、別紙で対象外としている事業を除く全ての前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。）について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式に従って点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

事業単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。その際、当該事業の概算要求額が300億円を超える事業につき1シートにより作成する場合は、その理由及び国民への分かりやすさなどを担保するために行った作成上の工夫について説明することとする。

（2）レビューシートの作成主体

① レビューシートは、各府省庁の全事業を対象に予算の計上府省庁において、事業所管部局が事業単位ごとに、別途、事務局が示す様式に従って作成する。

なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、別途、事務局が示す様式に従ってセグメントシートを作成する。

② 移替経費については、原則として、予算の計上府省庁が、支出した府省庁の協力を得て、レビューシートの作成、事業の点検（公開プロセスを含む。）を行うこととする。

③ 当年度予算において予算の計上府省庁を変更した、又は翌年度予算概算要求において予算の計上府省庁を変更する予定の事業については、変更前の府省庁及び変更後の府省庁それぞれにおいて、レビューシートの作成を行うこととする。

（3）レビューシートの作成

レビューシートの作成に際しては、国民への説明として分かりやすさを保ちつつ、十分に理解を得られるような記載となるよう努めるとともに、以下の点に特に留意するものとする。

① 「事業概要」欄には、事業目的を達成する手段として、誰（何）を対象に、どのような手段・手法で事業を行うのかについて記載する。また、補助金の類については、補助率等を記載するとともに、補助メニュー等の概要についても記載することとする。

② 活動目標及び活動実績（アウトプット）については、必ず定量的に示すこととする。

- ③ 成果目標は事業の効果検証に極めて重要であることから、成果目標及び成果実績（アウトカム）の記載に際しては、以下によることとする。
- ア 活動指標と混同することなく、事業実施により実現しようとする国民の利便性向上などの目標を成果目標とすること。
 - イ 成果目標の設定に当たっては、上位政策・施策との整合性を確保するのみならず、事業実施から成果の発現に至る過程を段階的に設定するなど、成果実績の把握可能性についても十分考慮すること。
 - ウ 成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示すこと。また、その根拠となる統計・データを示すこと。
 - エ 現年度から起算して、事業の目標最終年度が10年以上先である事業については、「中間目標」欄に向こう3年以内の目標を記載すること。設定が困難な場合は、その理由を記載すること。
- ④ 事業の性格等によって定量的な成果目標の設定が困難な場合には、以下によることとする。
- ア 定量的な成果目標の設定が困難な理由を記載した上で、定性的な目標を必ず記載すること。
 - イ 事業の妥当性を検証するための代替的な目標や指標（例：事業の効率性、コスト削減額など）をレビューシート上に設定すること。
- ⑤ 地球温暖化対策など政府内で横断的な指標を設定すべき分野に属する事業については、横断的指標を設定することとする。また、横断的指標に係る数値の計算等に当たっては、計算方法等の共通化に努めるものとする。
- ⑥ 政策評価及び経済・財政一体改革との連携については、以下のとおり記載することとする。
- ア レビューと政策評価の連携を確保するため、当該事業に関連する政策評価書のURL及び該当箇所を記載する。
 - イ レビューと経済・財政一体改革の連携を確保するため、「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）のURL及び該当箇所を記載する。
- ⑦ 「関連事業」欄には、事業目的如何にかかわらず、事業の対象や態様において実施内容が類似していると受け止められる可能性のある事業について、その所管府省庁名、事業番号、事業名等を記載するとともに、当該事業と関連事業の役割分担の具体的な内容を記載する。この際、関連事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、積極的に国民に対する説明責任を果たしていくものとする。
- ⑧ 予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費目・用途については、

十分な把握を行い、以下の点に留意して記載することとする。

ア 最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途が分かるよう記載する。特に、補助金等の交付により造成された基金や交付金については、補助事業者のみならず間接補助事業者まで記載すること。

イ 入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、1者当たり10億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が10億円以上となった契約先）については、その理由及び改善策を記載すること。

ウ レビューシートを活用する際の利便性向上を図る観点から、支出先の法人番号を記載すること。

⑨ 各府省庁は、レビューにおけるエビデンスに基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の議論に資するため、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

⑩ 事業内容の理解に資する資料を適宜添付することは望ましい取組であるが、必要な情報を効率よく伝達するため資料の分量は最小限のものとする。

（4）事業所管部局による点検

事業所管部局は、予算の支出先、使途、成果・活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく記載する。その際、以下の点に特に留意するものとする。

- ・事業にどのような課題（会計検査院、総務省行政評価局や財務省予算執行調査による問題点の指摘等を含む。）があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的な内容について、可能な限り具体的な説明を行うこと。
- ・事業の効果検証や妥当性の検証に当たっては、成果目標や代替的な目標に照らし、実績に基づいて定量的に行うこと。
- ・レビューシートには、事業所管部局による点検を行った結果として「評価」を記載することとされているが、「評価に関する説明」欄において、当該「評価」をどのような根拠に基づき行ったのか十分に説明すること。
- ・事業の効果や効率化がどの程度進んでいるかなど経年での変化についても記載すること。

2 外部有識者による点検

（1）外部有識者の選任

- ① 各府省庁は、外部有識者を複数名選任し、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むものとする。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、必要性・有効性・効率性の観点から、点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して選任するものとする。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

③ 外部有識者の選任や、(2)の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与に当たっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に関係する審議会、検討会等（点検対象事業が審議対象に含まれる審議会、検討会等のみならず、それらの上位の審議会、検討会等を含む。）の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

④ 各府省庁が選任する外部有識者が②及び③に照らして不相当であると認められる場合は、事務局は、各府省庁に対し、意見を述べることができる。

⑤ 各府省庁は、選任した外部有識者のリストを各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

(2) 外部有識者会合

① 各府省庁は、(1)で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、チームは(1)①に掲げる外部有識者に期待される役割や事業を点検する上での留意点について、外部有識者に対し周知する。また、必要に応じ、事務局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設けるものとする。

ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整

イ 当該府省庁におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省庁におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート最終公表後）

- ③ 各府省庁は、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ④ 政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催など一体的な運用に努めるものとする。

(3) 対象事業の選定

- ① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。
- ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。）
- イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの（類似事業を継続する場合に限る）
- ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第4部の1）の対象となったもの
- エ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの
- なお、アに該当する事業のうち、前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものは翌年に点検を外部有識者に求めるものとする。

- ② チームは、①のほかに、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、

- ・ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業
- ・ 前年度の補正予算に計上された事業
- ・ 1（3）⑧イに該当する支出先又は契約先を含む事業
- ・ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業

を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

- ③ 外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることがで

きる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

- ④ 外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

（4）所見欄への記入

- ① チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの上記の欄に記入する。

この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

- ② 外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を記入する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

（5）外部有識者への情報提供等

各府省庁は、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、外部有識者が上位の政策・施策に遡った点検を行うことができるよう、政策評価におけるデータ等も積極的に提供するものとする。

（6）外部有識者所見の取扱い

- ① 各府省庁は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

- ② ①が徹底されるよう、次に掲げる取組を行うものとする。

ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。

イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように点検・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に記載する。

（7）外部有識者による講評

各府省庁は、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、各府省庁におけるレビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う機会を設けなければならない。直接講評を行う外部有識者には、事務局が選定した外部有識者を必ず含むものとする。講評の場に出席できない外部有識者に対しては、書面等による講評を行う機会を与えるものとする。なお、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会及び原子力規制委員会においては、大臣、副大臣又は大臣政務官に代えて、各委員会の委員長（委員長に事故がある場合、各委員会があらかじめ定める委員長を代理する者を委員長とみなす。）に対して講評することができるものとする。

3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施

(1) 対象事業の選定

- ① チームは、2（3）の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

- ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額

が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省庁において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。

- ④ 各府省庁は、公開プロセス対象事業の数を当該府省庁の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省庁は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。
- ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。
- ⑦ 事務局は、各府省庁が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省庁に対し、対象事業を追加させることができる。

（2）外部有識者の選定方法

- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、各府省庁が3名を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が3名を選定する。各府省庁は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。
- ② 各府省庁においては、2（1）で選任した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に選任し、公開プロセスに参加させることができる。

（3）事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省庁は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から

資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省庁を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知徹底するものとする。

(4) 公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。特に、生中継を行わない場合には、必ず何らかの形で同時性を確保した公開を実施するものとする。
- ④ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。

外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」の4つのいずれかに投票することとする。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとおり。

なお、選択肢について、外部有識者によって受け止め方が異なることのないよう、チームは、外部有識者会合の場などを活用し、外部有識者間で事前に認識を共有するものとする。

- ・ 廃止：「事業目的に重大な問題がある」、「地方自治体や民間等に委ねるべき」、「効果が見込めない事業内容や実施方法となっている」などの状況にあり、事業の存続自体に問題があると考えられる場合
- ・ 事業全体の抜本的な改善：事業の存続自体を問題とするまでには至らないが、事業全体として「事業内容が事業目的の達成手段として有効でない」、「資金が効率的に使われていない」、「効果が薄い」など、十分に効果的・効率的な事業となっておらず、事業内容を大幅かつ抜本的に見直すべきと考えられる場合
- ・ 事業内容の一部改善：より効果的・効率的な事業とするため、事業の中の一部のメニューの改廃、事業実施方法や執行方法の一部の改善等によって、事業内容の一部を見直すべきと考えられる場合

- ・現状通り：特段見直す点が認められない場合等

⑥ 取りまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、評価結果及び取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された評価結果及び取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢を基本とし、票数が分散した場合等には、時間を延長して外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指すものとする。

⑦ また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、⑤の選択肢の中から評価結果を確定させた上で、対象事業を強力に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。

⑧ チームは、公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントを、レビューシート of 所定の欄に記入するものとする。

(5) 結果の取扱い

評価結果及び取りまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省庁の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省庁は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) 点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省庁においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳正な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

(2) 所見欄への記入

チームは、点検結果を所見としてレビューシート of 所定の欄に記入するものとする。この場合、3（4）⑤に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」との評価結果を明記した上で、具体的な所見を記入するものとする。

(3) 概算要求等への反映

各府省庁は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように点検を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に分かりやすく記述するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見や公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントと異なる内容となる場合には、その理由を具体的に記載することとする。

5 点検結果の公表等

(1) レビューシートの公表

各府省庁は、事業の目的、事業概要、各年度の執行額、成果目標、事業所管部局による点検結果、資金の流れ、費目・使途、支出先上位 10 者リスト、チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点、翌年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、翌年度予算概算要求の提出期限後 1 週間以内に公表するものとする。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

各府省庁は、レビューにおける EBPM の議論に資するため、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

各府省庁は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、翌年度予算概算要求の提出期限後 1 週間以内に公表するものとする。

6 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成、公表

① 事業所管部局は、前年度事業のほか、

- ・現年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）
- ・翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）

についても、レビューシートを作成する。

当該レビューシートには、事業の目的、概要、成果目標・成果実績、活動目標・活動実績、単位当たりコストなど記入可能な事項を記入する。

② 各府省庁は

- ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
- ・新規要求事業については、翌年度予算概算要求の提出期限後 2 週間以内に、公表を行う。

なお、新規事業は、前年度事業と同時期に、別途、事務局が示す様式に従って事業単位を整理するものとする。

③ 各府省庁は、レビューにおける EBPM の議論に資するため、新規事業及び新規要求

事業についても、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

- ① チームは、新規事業及び新規要求事業について、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に具体的に記入する。
- ② 各府省庁は、チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映することとする。
- ③ 各府省庁は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、
 - ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
 - ・新規要求事業については翌年度予算概算要求の提出期限後 2 週間以内に、それぞれ公表するものとする。

第3部 基金の点検等

各府省庁は、基金について、毎年度、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うものとする。また、各府省庁は、国からの出資により事業を実施している場合には、毎年度、執行状況等を分かりやすい形で公表するものとする。

1 基金シート（基金点検票）について

(1) 基金シート等の作成、公表

各府省庁は、基金のうち、公益法人等に造成された基金について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、基金シート及び公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、基金シート及び「一覧表」を公表するものとする。

なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示するものとする。

(2) 基金シートの作成対象となる基金

基金シートの作成の対象となる基金は、次の①～④の全ての条件に該当するものとする（2（1）～（4）により地方公共団体等保有基金執行状況表を作成、公表している基金を除く。）。

① 造成の原資

国から交付された資金（補助金・交付金・貸付金・拠出金等）の名称や資金の交付方法（直接交付・間接交付）の別を問わず、国から交付された資金（地方交付税交付金を除く。）の全部又は一部を原資として造成したものであること。

② 資金の保有期間等

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。なお、保有される資金の名称（〇〇積立金、〇〇勘定、〇〇資金等）の如何は問わない。

ア 国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているもの（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に係る運営費交付金債務を除く。）。

イ 上記目的の如何にかかわらず、2年を超えて資金が保有されているもの。

ウ 資金の保有の有無にかかわらず、貸付等（出資を含む。以下同じ。）の事業を実施するもののうち、返済等を原資として複数年度にわたり再度又は繰り返して貸付等を行うもの。

③ 基金残高

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。

- ア 前年度末に基金残高を有するもの(既に廃止が決定されたが国庫返納をせず残高を有しているものを含む。)
- イ 基金を用いて行う事業(以下「基金事業」という。)の終了や国庫返納等に伴い前年度中に基金残高が無くなったもの(新規募集の終了後、補助事業者の成果報告や財産処分等の完了後の事務処理など後年度において費用が発生する事務のみを実施するもの等を含む。)
- ウ 前年度末に基金残高を有していないが、基金を原資とする貸付等の残高を有するもの。

④ 基金の造成法人等

国から直接交付又は間接交付された資金により次に掲げる法人等に造成したものであること。

- ・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 基金シートの担当府省庁

基金シートの作成・公表の担当府省庁は、次のとおりとする。

- ① 基金の造成に充てられた資金を予算計上した府省庁が、当該基金の基金シートの作成・公表等を行う。また、複数の府省庁において、同一の基金事業に係る資金が予算計上されている場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ基金シートを公表する。
- ② 復興庁で計上した予算について、各府省庁からの資金交付により、基金が造成された場合は、各府省庁の協力を得て、復興庁において取りまとめて公表する。他の移替経費についても予算を計上した府省庁が取りまとめて公表する。

(4) 基金シート等の公表の時期等

① 公表時期

各府省庁において作成した基金シートについて、9月末を目途に公表を行う。また、「一覧表」は基金シートの公表と併せて公表する。

② 公表単位

・基金事業別に基金シートを作成するものとする。なお、基金事業の単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや余剰資金の有無の検証可能性等に配慮し、適切な基金事業の単位を設定するものとする。

・公表に当たっては、基金と基金事業との対応が明確になるよう同じ基金で実施している基金事業をまとめて掲載するなど、一覧性に配慮するものとする。

(5) 基金シートを通じた基金の点検等

各府省庁における基金シートを通じた基金の点検に当たっては、「基金基準」及び「基金の再点検について」（令和3年12月9日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり厳格に点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行うものとする。

① 基金の点検等

ア 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

イ 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業については、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や、経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

ウ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

エ 個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の3類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。

- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

オ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられる。レビューシートや基金シートにおける成果目標の達成状況などを踏まえ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。

② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点からチームは、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、他事業に比べて過度に制限的になっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。

2 地方公共団体等保有基金執行状況表について

(1) 地方公共団体等保有基金執行状況表の作成、公表

各府省庁は、地方公共団体等に造成された基金（以下「地方公共団体等基金」という。）について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）を作成し、公表するものとする。

(2) 執行状況表の作成対象となる基金

執行状況表の作成の対象となる基金は、1（2）①～③に定める条件及び次の基金の造成団体等に係る条件の全てに該当するものとする。

・基金の造成団体等

次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 国から直接交付又は間接交付された資金を原資として基金を造成した地方公共団体

イ 国から資金交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金を原資として基金を造成した次に掲げる法人等

・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 執行状況表の担当府省庁

執行状況表の作成・公表の担当府省庁は、1（3）のとおりとする。

(4) 執行状況表の公表の時期等

① 公表時期

各府省庁において作成した執行状況表について、9月末を目途に公表を行う。

② 公表単位

執行状況表のうち、総括表は基金の造成原資別とし、個別表については基金の造成団体等別とする。

(5) 地方公共団体等基金の精査等

各府省庁は、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、1（5）を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すものとする。

3 出資状況表の作成・公表等

(1) 出資状況表の担当府省庁

国から出資を受けた法人等を所管する府省庁が出資状況表の作成・公表を行うものとする。また、複数の府省庁により同一の法人等を共管している場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ出資状況表において公表する。

(2) 出資状況表の作成・公表

各府省庁は、別途事務局が定める様式等により、出資状況表を作成し、9月末を目途に公表を行うものとする。

第4部 行政改革推進会議による検証等

1 行政改革推進会議による検証

行政改革推進会議は、各府省庁の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改正等で活用されるよう意見を提出するものとする。

2 秋の年次公開検証の実施

レビューシートの公表後に、秋の年次公開検証（以下「秋のレビュー」という。）を実施する。また、公開性を担保するほか、公開方法の充実や双方向性の確保などにより、国民の関心を高めるものとする。

各府省庁は、秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映することとする。

3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

(1) 各府省庁は、行政改革推進会議からの求めに応じ、レビューの取組に係る報告等を行うものとする。

(2) 事務局は、1及び2の意見等に対する各府省庁の対応状況について、適時にフォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

4 チーム責任者会合の開催

各府省庁のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必要に応じ行うものとする。

第5部 その他重要事項

1 優良な事業改善の取組の積極的な評価

(1) 各府省庁による自主的な事業改善の取組の評価

- ① 各府省庁において、チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価するとともに、府省庁内に普及させていくものとする。

なお、優良事業改善事例については、翌年度予算概算要求までを目途にレビューシートとともに評価内容等を各府省庁のホームページにおいて公表することとする。

- ② 自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」の「点検・改善結果」欄に、その具体的内容を記載するものとする。

- ③ 優良事業改善事例の選定に当たっては、次の観点を考慮するものとする。

ア 事業効果や執行実態を把握・分析した上で、事業内容や執行上の課題が的確に抽出されていること。

イ 事業内容について、課題を踏まえた有効な改善がなされていること。

ウ 事業改善の取組において、独創性や創意工夫が発揮されていること。

エ グッドプラクティスとして共有可能な汎用性のある取組であること。

(2) 優良事業改善事例等を参考とした積極的な事業改善

各府省庁は、優良事業改善事例を参考として、積極的な事業改善に努めるものとする。

2 その他重要事項

(1) 国民へのレビューの周知広報等

- ① 事務局は、公表されたレビューシートや基金シートを元に、レビューに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省庁に伝達するとともに、行政改革推進会議による検証等に活用するものとする。

- ② 事務局は、データの集計や府省庁横断的な分析・検証に資するよう、レビューシートの主要事項についてデータベースを作成・公表し、主要政策・施策及び主要経費別の表示も可能とする等、国民による利活用の促進を図るものとする。

- ③ 事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的・効率的な周知・広報に努める。

(2) 人事評価への反映

各府省庁は、優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努めるものとする。

(3) 職員の資質向上等

- ① 予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手職員の研修を充実させるものとする。
- ② チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。なお、指導の際には、レビューシート各記載項目の趣旨を的確に捉えて作成されており、国民の目から見て分かりやすい記述と評価できるレビューシートを例として用いるものとする。

(4) その他レビューの実施に必要な事項

事務局は、レビューの適切な実施のために必要と認めるときは、各府省庁に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。各府省庁は、事務局から求めがあった場合には、適切に対応するものとする。

本実施要領のほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省庁においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本実施要領や事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省庁があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

(別紙)

行政事業レビューにおける点検の対象外の事業について

以下の事業については、行政事業レビューにおける点検の対象外とする。

① 個別事業と直接関連づけることが困難な共通経費

- ・ 人件費（定員管理している国家公務員に限る。）
- ・ 各府省庁の事務的経費（「(項) ○○府省庁共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上・執行している分に限る。）

※ 類似経費として取り扱うものの参考基準については参考参照

② 国債費、地方交付税交付金

③ そのほか、別表の対象目整理表で対象外としているもの。

(参考)

類似経費として取り扱うものの参考基準

- 1 名称が「〇〇府省庁共通経費」ではないが、一般行政経費として扱っているもの。
例：〇〇庁共通費（〇〇庁一般行政に必要な経費）
- 2 共通経費に計上していないが、一般行政経費として取り扱っているもの。
例：〇〇〇〇総合研究所（〇〇〇〇総合研究所に必要な経費）
〇〇業務費（〇〇大学校に必要な経費）
- 3 特別会計の業務（事務）取扱費（業務（事務）取扱いに必要な経費）
- 4 共通経費に計上しているが、一般行政経費として扱っていないもののうち、
 - ① 法令に基づき設置されている審議会の経費
 - ② 職員に直接支出する旅費のみで構成されている事業
- 5 予算上、個別事業と関連づけできるため共通経費以外の（項）に計上している事務的経費で、正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費のみで構成されている事業（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない。）。

注）これらの経費について、各府省庁の判断で、行政事業レビューにおける点検対象とすることを妨げるものではない。

(別表)

対象目整理表

目番号	目	対象／非対象	備 考
01	議員歳費	×	立法府経費のため
02	職員基本給	○	定員管理している国家公務員に係る 人件費のみ対象外
03	職員諸手当	○	〃
04	超過勤務手当	○	〃
05	諸手当	○	
06	雑給与	○	
07	報償費	×	現在用途を明らかにしているものは 対象
08	旅費	○	
09	庁費	○	
10	原材料費	○	
11	立法事務費	×	立法府経費のため
12	議員調査研究費	—	該当なし
13	渡切費	—	該当なし
14	委託費	○	
15	施設費	○	
16	補助金の類	○	
17	交際費	○	
18	賠償償還及び払戻金	○	
19	保証金	×	訟務関係のため
20	補償金	○	
21	年金及恩給	○	
22	他会計へ繰入	×	繰入れ先の支出目で対象か否か判断
23	貸付金	○	
24	出資金	○	
25	供託金利子	×	訟務関係のため
00	公共事業関係費の目	○	
	その他（予備費）	×	使用時は支出目で対象か否か判断

注)「○」は対象であることを、「×」は非対象であることを意味する。

また、「(項) ○○府省庁共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上しているものは対象から除く。

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 4 日

各府省庁 行政事業レビュー担当官 殿

内閣官房行政改革推進本部事務局
(行政事業レビュー担当)

行政事業レビュー公開プロセス上の留意点について

平素から行政改革推進本部及び行政改革推進会議の運営に御協力いただき、感謝申し上げます。

公開プロセス等の実施については、実施要領第 2 部 3 (3) に基づき、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関する留意点について、下記のとおりまとめましたので、これに従い準備等を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、追加すべき留意点があれば、随時御連絡いたします。

記

1 公開プロセス前の準備

(1) 外部有識者会合

- ① 行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）は、実施要領 3 (1) ① に基づき、外部有識者への公開プロセス候補事業の提示に当たっては、外部有識者点検対象事業の中から公開プロセス候補事業を選定した理由を具体的に説明するとともに、公開プロセス候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示すること。
- ② 公開プロセス対象事業は、外部有識者の理解を得て絞り込みを行い、チームが選定することとしているが、その際、外部有識者の投票結果に基づき公開プロセス対象事業を選定する場合には、府省庁選定外部有識者と事務局選定外部有識者の人数差による不均衡が発生しないように留意すること。

(2) 事前勉強会

- ① チームは、個別事業の説明前に、公開プロセス対象事業の選定経緯及び選定理由を説明すること。
- ② 公開プロセス当日の限られた時間の中で、有意義な議論を行うため、事前勉強会において、対象事業に係る論点案を外部有識者に提示し、必要に応じ、外部有識者の問題意識やコメントを踏まえて修正すること。修正した論点案については、公開プロセス前日までに、外部有識者に送付するとともに、ホームページに公表すること。また、公開プロセスの場で配布すること。なお、当然のことながら、当日において、当該論点案以外の論点について議論することが妨げられるものではない。

- ③ 外部有識者に対し、想定する論点を念頭に置きながら事業の実態及び問題点等の情報を十分に提供すること。特に、公開プロセス対象事業が属する政策・施策全体の中で当該事業がどのような位置付けにあるのか、経済・財政一体改革における取組事項及びK P I並びに政策評価とどのような関係にあるのかなどが外部有識者にも分かるよう説明すること。
- ④ 公開プロセスにおける各選択肢の意義を外部有識者と共有するため、実施要領第2部3(4)⑤に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」等の選択肢について、その意義及び以下の点を十分に説明すること。
 - ・ 事業が「廃止」と判定されることで、当該事業の上位の政策・施策の目的の妥当性や意義・必要性まで否定されるものでは必ずしもないこと。
 - ・ このため、取りまとめコメントを的確に反映した上で、政策・施策の目的に照らし、真に有効かつ効率的な事業を別途新規に立ち上げることを妨げるものではないこと。

(3) 外部有識者への対応

- ① 公開プロセスを行政事業レビューの主な目的である事業の効果的・効率的な実施に向けた議論の場にするため、公開プロセスに参加する外部有識者に【別紙1】の留意事項を示すこと。
- ② 公開プロセスの実施に当たっては、公正性の確保が重要であることから、各府省庁においては、関係法人・業者等利害関係者からの内々の働きかけを防止するため、事務局選定外部有識者を含む全ての外部有識者に対し、万一、事案が発生した場合には、チームに速やかに連絡するよう適宜注意喚起を行うこと。
- ③ 外部有識者から資料提供の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するとともに、他の外部有識者及び事務局にも当該資料を共有すること。また、事前勉強会後に、説明資料の記載に変更があった場合にも、速やかに共有すること。
- ④ 各府省庁が、事務局選定外部有識者にメールにより連絡を行う場合には、必ず事務局の担当者をメールのCCに入れること。

(4) その他

- ① インターネット視聴者等が、公開プロセスの議論を十分に理解できるよう、公開プロセス当日に外部有識者に配布する資料は、事前に各府省庁のホームページに公表すること。
- ② 各府省庁においては、行政事業レビューについて国民への浸透を図り、一層実効性あるものとするため、各府省庁の政務による記者会見などでの公開プロセスの実施に関する情報発信や、各府省庁ホームページのトップページへの掲載等、積極的な広報活動を行うこと。

2 公開プロセスの具体的な進め方（別紙2参照）

（1）質疑・議論の時間

質疑・議論の時間（開始から取りまとめまでの時間）は、基本的には1コマ1時間程度で設定（時間内に1つの結論を出すことができない場合は、これに加えて10～20分の延長時間を設定）することが想定されている。ただし、1コマ1事業にこだわることなく、関連する事業を加えるなどして、政策の在り方を含めた議論をすることも可能とする。その他、事業規模や見込まれる議論の内容を踏まえて各府省庁において適宜の時間の設定をして差し支えない。

なお、インターネット生中継を実施することに鑑み、事前に各コマのタイムテーブルを設定し、各府省庁のホームページにおいて資料と併せて公表すること。どの外部有識者がどのコマを担当するのかも明示することが望ましい。

（2）事業概要の説明

- ① 事業所管部局からの事業の説明は簡潔に行い、長くても5分程度とすること。
- ② 行政事業レビューシートに基づき論点に即して説明することを基本とし、政策評価書等の添付資料は補足資料として使用すること。
- ③ 説明者は、インターネット視聴者等の理解に資するよう、資料とページ数を示すなど、資料のどの部分について説明を行っているのか明確にしながら説明を行うこと。

（3）質疑・議論

- ① 進行役である各府省庁のチームの統括責任者又は副統括責任者は、議論に入る前に、外部有識者に対し、議論すべき個別の論点（1（2）②で確定させた論点）を明確に提示すること。また、公開プロセスに参加する外部有識者に【別紙1】の留意事項を示すこと。
- ② 進行役は、次の点に留意して質疑・議論の進行を行うこと。
 - ・ オンラインで実施する場合には、オンラインの特性を十分に考慮し、発言が混線しないよう、予め指名方法を決めておくなど、進行の仕方を十分に打ち合わせておくこと。
 - ・ 個別の論点ごとの議論が深まるよう、議論は一問一答形式で進むよう心がけ、当該論点について深堀りができるような質問が続くよう進行を行うこと。
 - ・ 外部有識者の質問に説明者が十分答えていない場合には、再度回答を求め、議論がかみ合うようにすること。
 - ・ 事業所管部局の説明や外部有識者の質問に対する回答の時間が長い場合には、簡潔に説明するよう適時適切に注意を行い、外部有識者との議論がより多くできるよう努めること。
 - ・ 議事進行の流れに十分留意し、議事の公正な進行に努めること。公開プロセスは外部有識者の意見を取りまとめる場であり、質疑・議論の中で進行役自らが意見を述べることは差し控えること。また、誰が発言しようとしているか把握した上で、特定の外部有識者が多く発言をすることのないよう、外部有識者に対しバランス

よく質問・議論を促すこと。

(4) コメントシートの記入

- ① コメントシートには、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」、「現状通り」の選択肢を準備するとともに、外部有識者がいずれの選択肢を選択する場合でも、事業の課題や問題点、当該選択の理由・根拠、改善の手法や事業見直しの方向性等の内容についてコメントを書くことができるよう欄を設けること。
- ② 進行役は、外部有識者がコメントを記載している間や取りまとめ役が取りまとめコメント案を整理している間にも議論が継続されるよう、外部有識者に質問や意見を求めること。

(5) 評価結果及び取りまとめコメントの公表

- ① 取りまとめ役は、評価結果案及び取りまとめコメント案の提示前に、それぞれの外部有識者が記載したコメントの中で代表的なものを紹介すること。
- ② 取りまとめコメント案については、いずれの選択肢を選択する場合にも、単に外部有識者の意見を羅列するのではなく、事業の課題や問題点、当該選択の理由・根拠等を具体的に記載した上で事業の改善の手法や見直しの方向性等を具体的に明記すること。

また、それぞれの外部有識者が記載したコメントをどのように整理して取りまとめたのかが分かるようにして提示すること。

- ③ 票数が分散するなどして、改めて時間をとって外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指す際は、別の会場を用意することなく、時間を延長（10～20分の延長を目的）して行うことを基本とする。

なお、時間を延長して議論をしてもなお一つの結論を出すことができないと取りまとめ役が判断する場合には、票数の分布の紹介や複数のコメントの併記などにより、議論の結論とすること。その際には、それぞれのコメントが何名の外部有識者の同意を得たものなのかを明らかにすること。

(6) 評価結果及び取りまとめコメントの結果の公表

- ① 公開プロセスの結果の公表に当たっては、評価結果及び取りまとめコメントのほか、コメントシートに記載された外部有識者のコメントをできる限り類型ごとに整理した上で公表すること。
- ② 評価結果、取りまとめコメント及び外部有識者のコメントについては、極力当日中にホームページ上で公表するなど速報性に十分配慮した工夫を行うこと。

(7) その他

- ① 公開プロセスで外部有識者から指摘された事項については、他の事業の改善にも活用するよう、府省庁内に公開プロセスの結果や指摘事項を周知徹底するとともに、指摘事項を踏まえた横断的な事業の見直しを進めること。

- ② 各府省庁における自己点検終了後、実際に自己点検を行った各府省庁の立場（チーム副統括責任者）から、行政事業レビューの取組について改善すべき点等を提案いただく予定としている。公開プロセスを含む自己点検の実施に当たっては、それを念頭に置いて行うこと。

3 選択肢についての補足

- ① 公開プロセスにおける選択肢のうち、「現状通り」は、実施要領上「特段見直す点が認められない場合等」とされているとおり、仮に令和4年度終了予定の事業を本年度の公開プロセスで取り上げた結果として、特段見直す点（終了することをやめて継続にすべき等）が認められず予定通り終了になったものについては、公開プロセスの選択肢としては「現状通り」となる（「廃止」とはならない）。

他方、「行政事業レビュー推進チームの所見」には、公開プロセスの選択肢に加えて「予定通り終了」があるところ、本選択肢は、「現状通り」のうち、本年度終了予定の事業を公開プロセスの場等で点検した結果として、特段見直す点が認められず予定通り終了になったものを特出しした選択肢であることから、上記の例によると公開プロセスでは「現状通り」、「行政事業レビュー推進チームの所見」では、「予定通り終了」となる。

- ② 公開プロセスにおける選択肢のうち、「廃止」は、実施要領上「事業の存続自体に問題があると考えられる場合」とされているところ、形式的にいったん廃止はするが、実質的に事業を継続するような場合には、「廃止」とするのではなく、実質面に着目して「事業全体の抜本的な改善」又は「事業内容の一部改善」とすること。「廃止」としたにもかかわらず、翌年度に事業内容等が酷似する事業が新規に構築されれば、国会等の場で「看板掛け替え」との指摘を受けるおそれがあるため、そのような指摘を受けることがないようにお取り計らい願いたい（「行政事業レビュー推進チームの所見」、「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」についても留意すること）。

4 行政事業レビューにおけるEBPMの推進

令和4年度は、「令和4年度行政事業レビューにおけるEBPMの取組について」（令和4年3月31日付事務連絡）のとおり、全ての府省において、公開プロセス対象事業について、事業の性質上なじまないもの等を除き、原則として、政策立案総括審議官等の支援の下、ロジックモデルの作成・公表等を実施すること。

5 その他

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、政府の対応方針や感染状況等を踏まえ、各府省の判断において、事務局と相談の上、例えば、公開プロセス当日の一般傍聴の取り止め、会場の設営の工夫（距離をあげた配席）、会議出席者の限定、オンラインによる開催など、必要な措置を柔軟に講ずることとする。

以上

公開プロセスに参加する外部有識者への留意事項

- 行政事業レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現することを主な目的として実施。

- このため、公開プロセスを事業の効果的、効率的な実施に向けた議論の場とすべく、御参加頂く外部有識者の方々には、
 - ・「ここが悪かったのではないか」「ここに責任があるのではないか」といった何かを責めるのではなく、
 - ・構造的な問題を明らかにし、「こうすれば良いのではないか」「こんなやり方もあるのではないか」といった前向きで建設的な御意見・御提案を頂くようお願いしたい。

公開プロセスの進め方のイメージ

<基本的な議論の流れ>

事業所管部局による事業説明（最大5分程度）

- ・ 事業所管部局より、レビューシート及び補足資料に基づき、当該事業の要点を説明。

進行役による事業選定の視点及び論点提示（2分程度）

- ・ 進行役より、当該事業を取り上げた視点と、議論すべき論点を説明。

質疑・議論（コメントシートへの記入時間と併せて40分～45分程度）

- ・ 外部有識者から事業所管部局への質疑を実施。
- ・ 外部有識者がコメントシートへの記入をしている間や取りまとめ役が取りまとめコメント案を整理している間にも議論を行う。

外部有識者によるコメントシートへの記入

- ・ 質疑・議論の終了予定時間の10分程度前を目安に、進行役より、外部有識者に対して、コメントシートへの記載を促すアナウンスを実施。
- ・ 外部有識者は、コメントシートに記載された評価の選択肢からいずれかを選択するとともに、コメント欄に、事業の課題や問題点、当該選択の理由・根拠、改善の手法や事業見直しの方向性等について、簡潔に記載（議論しながらの記入）。

取りまとめ役による評価結果案及び取りまとめコメント案の発表（3分程度）

- ・ 各外部有識者のコメントシートを行政事業レビュー推進チームが集計。
- ・ 取りまとめ役は、票数の分布及びコメントシートに記載された主なコメントを読み上げた上で、一つの評価結果案及び取りまとめコメント案を提示。取りまとめコメント案には、事業の課題や問題点、当該評価結果を選択した理由・根拠とともに、改善の手法や事業見直しの方向性を具体的に明記する。

評価結果案及び取りまとめコメント案の確認並びに最終結果の公表(5分～10分程度)

- ・ 取りまとめ役は、提示した評価結果案及び取りまとめコメント案でよいか、他の有識者に確認を取る。
- ・ 取りまとめ役は、他の外部有識者から出された意見を踏まえ、必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表する。外部有識者から多くの意見が出されるなどして、予定した時間内に一つの結論を出すことができない場合には、下記のとおり、時間を延長して、外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指す。

評価結果案及び取りまとめコメント案に対する議論並びに最終結果の公表(最大20分)

- ・ 取りまとめ役が中心となって、意見の陳述や議論を行い、必要に応じ、評価結果案及び取りまとめコメント案について修正を加え、最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表する。
- ・ 改めて議論してもなお一つの結論を出すことができないと取りまとめ役が判断する場合には、票数の分布の紹介や複数のコメントの併記などにより、議論の結論とする。